

2026 年 8 月 18 日発行



日本体育・スポーツ・健康学会 第 76 回大会

体 育 社 会 学 専 門 領 域
発 表 抄 録 集
第 7 号

2026 年 8 月 31 日（月）・9 月 1 日（火）

一般社団法人 The 76th Conference of Japan Society of Physical Education, Health and Sport Sciences

日本体育・スポーツ・健康学会第76回大会

地域変革へのスポーツ実践と科学の貢献
ーウェルビーイング実現に向けた「集まる・つながる共生社会」を目指してー

日程 2026 年 8 月 31 日（月）～ 9 月 2 日（水）
会場 北翔大学・札幌コンベンションセンター

主管校 北翔大学 HOKUSHO UNIVERSITY

日本体育・スポーツ・健康学会 第 76 回大会 HP より

日本体育・スポーツ・健康学会 第76回大会
体育社会学専門領域 発表抄録集 目次

◆口頭発表①：2026年8月31日（月）15:20～16:15

会場：札幌コンベンションセンター101 会議室（1F）

座長：中山 健二郎（東海大学）

[02 社-□-01] 15:20～15:45

『頑張れ』は誰のための言葉かー陸上競技者の意味づけからー・・・ 1

中山 璃子（岡山大学大学院教育学研究科）

[02 社-□-02] 15:50～16:15

バレーボール競技者を対象とした「間合い」の構造に関する実証的研究・・・ 5

大隈 節子（三重大学），松尾 哲矢（立教大学）

◆口頭発表②：2026年8月31日（月）15:20～16:15

会場：札幌コンベンションセンター204 会議室（2F）

座長：原 祐一（岡山大学）

[02 社-□-03] 15:20～15:45

運動部活動における「居場所」論の再考：

承認をめぐる部員の存在証明に着目して・・・ 8

須藤 巖彬（早稲田大学大学院）

[02 社-□-04] 15:50～16:15

中学校運動部員を対象としたアンビバレンスの様相とその要因に関する調査研究

ーレギュラーと補欠の差異に着目してー・・・ 12

種谷 大輝（立教大学），松尾 哲矢（立教大学）

◆口頭発表③：2026 年 8 月 31 日（月）16:30 ～ 17:25

会場：札幌コンベンションセンター101 会議室（1F）

座長：白石 翔（富山大学）

[02 社-□-05] 16:30 ～ 16:55

2 歳児の Moffn 遊びにおける身体―空間―関係生成の研究 16
清水 一巳（敬愛短期大学）

[02 社-□-06] 17:00 ～ 17:25

筋力トレーニング実施率の時系列分析：

1996 年から 2024 年のスポーツライフ・データの二次分析を通じて . . . 18
堀田 文郎（早稲田大学），下窪 拓也（順天堂大学），中澤 篤史（早稲田大学）

◆口頭発表④：2026 年 8 月 31 日（月）16:30 ～ 17:25

会場：札幌コンベンションセンター204 会議室（2F）

座長：村本 宗太郎（立教大学）

[02 社-□-07] 16:30 ～ 16:55

福岡県宗像市における運動部活動の地域移行 生徒と保護者の対応 22
マーガ マルセル（九州大学大学院 博士後期課程）

[02 社-□-08] 17:00 ～ 17:25

試合機会の均等化を志向した中学生向けソフトテニス大会の設計と評価

―広島大学ソフトテニス教室主催 HSK カップを事例に― 26
横川 知司（広島大学大学院教育学研究科 学生・博士後期課程）
神田 颯（広島大学人間社会科学研究科）

◆口頭発表⑤：2026年9月1日（火）9:40～10:35

会場：北翔大学 136 教室（教育研究棟 1 号棟 3F）

座長：高橋 義雄（早稲田大学）

[02 社-□-09] 9:40～10:05

ドイツのシュポルトシューレにみる「連盟」組織の機能

—伝導的形態と指導者養成— 30

溝口 赳史（明治大学大学院 学生・博士前期課程），釜崎 太（明治大学）

[02 社-□-02] 15:50～16:15

ハーツ・オブ・ミドロシアンFCの地域性

—「集中的オーナーシップ」から「コミュニティ・オーナーシップ」へ— 33

江口 波輝（明治大学大学院 学生・博士前期課程）

◆口頭発表⑥：2026年9月1日（火）10:20～11:45

会場：北翔大学 138 教室（教育研究棟 1 号棟 3F）

座長：笹生 心太（明治大学）

[02 社-□-11] 10:20～10:45

アメリカの高校運動部活動の実態に関する調査研究（5）：

カリフォルニア州における高等学校体育連盟と競技システム 36

中澤 篤史（早稲田大学），小石川 聖（早稲田大学大学院 学生・博士後期課程）

東原 文郎（帝京大学）

[02 社-□-12] 10:50～11:15

アメリカの高校運動部活動の実態に関する調査研究（6）：

各州高等学校体育連盟の組織的特徴に関するオーバービュー 40

小石川 聖（早稲田大学大学院 学生・博士後期課程），東原 文郎（帝京大学）

中澤 篤史（早稲田大学）

[02 社-□-13] 11:20～11:45

スポーツへの投資は大学を救う奇貨となるか？！

—フルーティ効果とルディ効果にみるアメリカ大学スポーツの複相性— 44

東原 文郎（帝京大学），幸野 邦男（山梨学院大学）

◆口頭発表⑦：2026年9月1日（火）10:50～11:45

会場：北翔大学 136 教室（教育研究棟 1 号棟 3F）

座長：石澤 伸弘（北海道教育大学札幌校）

[O2 社-□-14] 10:50～11:15

フットボール・ガバナンス法の成立と欧州サッカーの統治構造

ーガバメントから協治ガバナンスへー・・・・・・・・・・ 48

高部 厳輝（明治大学大学院 学生・博士後期課程）

[O2 社-□-15] 11:20～11:45

基礎自治体におけるスポーツ政策の内容と主管部局との関連

ー「スポーツ振興に関する全自治体調査 2024」の二次分析を通してー・・・ 52

宮本 幸子（笹川スポーツ財団）

◆口頭発表⑧：2026年9月1日（火）13:10～14:05

会場：北翔大学 136 教室（教育研究棟 1 号棟 3F）

座長：渡辺 泰弘（広島経済大学）

[O2 社-□-16] 13:10～13:35

アメリカのスタジアム建設をめぐる公共性

ーフランク・A・グリディのスタジアム研究にみる社会的効果ー・・・・・・・・ 56

中田 健斗（明治大学大学院 学生・博士前期課程）

[O2 社-□-17] 13:40～14:05

スポーツミュージアムにおけるチームアイデンティフィケーション、真正性、

意図的ロイヤルティの関連性ー豊田スタジアムギャラリーに着目してー・・・ 60

太田 明李（中京大学大学院 学生・博士後期課程）、伊藤 央二（中京大学）

◆口頭発表⑨：2026 年 9 月 1 日（火）13:10 ～ 14:05

会場：北翔大学 138 教室（教育研究棟 1 号棟 3F）

座長：小坂 美保（神戸女学院大学）

[02 社-□-18] 13:10 ～ 13:35

戦前日本における高等教育機関の競技大会の歴史的展開：

朝日新聞社編『運動年鑑』を用いた基礎的検討・・・・・・・・・・ 63

船木 豪太（早稲田大学大学院 学生・博士課程）

[02 社-□-19] 13:40 ～ 14:05

体育の教育へゲモニー獲得戦略と坪井玄道・・・・・・・・・・ 67

加藤 朋之（山梨大学）

『頑張れ』は誰のための言葉か

—陸上競技者の意味づけから—

中山 璃子（岡山大学大学院 学生・修士課程）

1. 背景

スポーツ場で「頑張れ」という言葉は、日常的かつ当然のように多用されている。試合前や競技中、あるいは練習場面において「頑張れ」は、応援や励ましを表す言葉として広く共有され、その使用自体が疑問視されることはほとんどない。しかし、同じ「頑張れ」という言葉であっても、励ましとして受け止められる場合もあれば、プレッシャーや負担として経験される場合もあり、その受け止められ方は必ずしも一様ではない。

そもそも「頑張る」という言葉は、本来「我二張ル」に由来し、自らの意志や行動を他者に示す意味を持つ言葉であった。また、「頑張れ」は、自らを鼓舞する表現であり、他者に向けられる言葉ではなかったと指摘されている（天沼，2004）。にもかかわらず、現在では他者への声かけとして広く用いられ、スポーツ文化を象徴する応援表現の一つとなっているのである。

スポーツ報道場面においても「頑張れ」は、象徴的な言葉として競技者への応援や激励の言葉として頻繁に用いられている。その例として、1936年のベルリンオリンピック女子200m平泳ぎ決勝が挙げられる。アナウンサーによる「前畑ガンバレ」の実況は、日本のスポーツ史における代表的な応援の場面として語り継がれている。この場面の頑張れの意味を多田（1972）は、「持てるかぎりのエネルギーを出し尽くすという意味」であったと表現している。以降「頑張れ」は、スポーツにおける応援や期待を象徴する表現として社会に浸透してきた。その後も「頑張れ」は、競技者への応援や励ましとして発せられるだけでなく、指導者から選手、選手同士、家族や観客など、多様な関係性の中で交わされる言葉となっている。このように「頑張れ」という言葉は、スポーツ文化を支えるコミュニケーションの1要因となっている。

これまで「頑張れ」に関する研究は、その語源や意味の変遷（天沼，2004）、日本社会における努力主義や文化的価値との関連（天沼，1987；大川，2023）が論じられてきた。一方で、「頑張れ」という言葉そのものに着目し、スポーツ場面において競技者がその言葉をどのように意味づけているのか、さらに、その意味が発話者との関係性や状況によってどのように形成されるかについては十分に明らかになっていない。

2. 目的

以上のことから本研究では、陸上競技のトップアスリートを対象に「頑張れ」という言葉が競技生活の中でどのように意味づけられているのかを明らかにすることを目的とする。特に、「頑張れ」は誰のために発せられ、誰によって意味づけられる言葉なのかという問いから、スポーツ場面における応援表現の社会的意味を検討する。

3. 研究方法

本研究では、競技経験を有する陸上競技者 5 名（20 代）を対象に半構造化インタビューを実施した。対象者は全員が全国大会への出場経験を有する者であり、競技生活において「頑張れ」という言葉を受けた経験をもち、当時の競技状況や発話者との関係性、その言葉の受け止め方について具体的に語ることができる者とした。

陸上競技を対象とした理由は、競技成績がタイムや距離といった客観的指標によって評価され、努力や能力と結び付けて理解されやすいことに加え、個人競技として競技結果が自己の努力や責任へ帰属されやすい特徴を有するためである。また、練習や競技会では指導者やチームメイト、家族、観客など多様な他者から「頑張れ」という言葉が日常的に発せられることから、その意味づけを検討する対象として適切であると判断した。

得られたデータは逐語録化した後、大谷(2008, 2011)の SCAT (Steps for Coding and Theorization) を用いて分析した。

分析では、「頑張れ」が用いられた場面、発話者との関係性、競技状況および受け止め方に着目して概念生成とカテゴリー化を行い、その意味構造を検討した。SCAT では、分析対象となるテキストをセグメント化し、〈1〉テキスト中の注目すべき語句の抽出、〈2〉それを言い換えるためのデータ外の語句、〈3〉それを説明するための語句、〈4〉そこから浮かび上がるテーマ・構成、という 4 段階のコーディングを行う。その後、抽出されたテーマ・構成概念を基にデータに潜在する意味や構造を記述するとともに、理論記述へと展開する。

4. 結果

SCAT による分析の結果、「頑張れ」の意味づけは、「代表選手を支える応援」、「代表としての役割意識の生成」、「困難な競技状況における連帯意識の強化」、「仲間と連帯感の確認」、「競技状況による両義性」、「パフォーマンス不振時における自己効力感の低下」、「不調時における受け止め方の変質」、「競技生活における当然視と規範の内面化」、「競技集団における慣行」の 9 つの構成概念が生成された。これらの概念は、【役割意識の形成】、【困難な競技状況における連帯の形成と確認】、【競技状況に応じた「頑張れ」の意味づけの変容】、【競技文化・競技者間における「頑張れ」の規範化】の 4 カテゴリーに整理された。

第一に、【役割意識の形成】では、「代表選手を支える応援」や「代表としての役割意識の生成」が抽出された。対象者は〈Y 県チームとして出場していたんですけど、その時にチームの関係者や、普段指導してくださっているコーチの方から、招集の時に「頑張れ」と声をかけてもらった (A-1)〉〈いつもより、「チームを背負っているから頑張ろう」という感覚が強かった (A-2)〉と語っており、試合前に指導者、チームメイトから「頑張れ」と送り出される経験を通して、周囲から寄せられる期待や信頼を認識するとともに、代表として集団を背負う責任感を抱き、競技への努力や動機づけを高めていた。

第二に、【困難な競技状況における連帯の形成と確認】では、「困難な競技状況における連帯意識の強化」および「仲間と連帯感の確認」が抽出された。苦しい練習場面では、〈練習がきつくて、諦めそうになっていた時に、「一緒に頑張ろう」とか、「あと少し頑張ろう」と声をかけてもらいました (A-4)〉という語りがみられ、困難を共有する仲間同士の相互行為を通して、互いの存在やつながりを確認し、連帯感を形成・確認する言葉として意味づけられていた。

第三に、【競技状況に応じた「頑張れ」の意味づけの変容】では、「競技状況による両義性」や「パフォーマンス不振時における自己効力感の低下」、「不調時における受け止め方の変質」が抽出された。不調や自信喪失の場面では、「じゃあ頑張れ」って言われた時はもう「はあー」って感じでした(C-6)や、(D-7)によると〈自分の気持ち的にも自信がない〉〈絶対勝てない〉〈見られたくない〉という語りがみられ、「頑張れ」は励ましではなく、期待に応えなければならないという心理的負担や応えられない自分を意識させる言葉として受け止められ、競技状況や心理状態によって意味が変容していた。

第四に、【競技文化・競技者間における『頑張れ』の規範化】では、「競技生活における当然視と規範の内面化」、「競技集団における慣行」が抽出された。対象者は、〈まあ、言うようになって感じです。陸上やってたら「頑張れ」って挨拶みたいなものなので、特別には感じないです(B-8)〉〈部活動内でそういう流れがある(C-9)〉と語っており、「頑張れ」は挨拶のように日常的に交わされる応援表現を認識しており、競技者間の中で互いに掛け合うことが慣習化され、集団規範として共有されていることが示された。

5. 考察

本研究の結果から、「頑張れ」の意味は言葉そのものに内在するのではなく、競技状況や他者との関係性の中で構成されることが明らかとなった。これは、意味が人々の相互行為を通して形成・変容するというブルーマー(1991)のシンボリック相互作用論を支持する結果である。同じ「頑張れ」であっても、競技者が置かれた状況や他者との関係性によって異なる意味が付与されていたことは、意味が相互行為の中で生成され、解釈を通して変容するということである。実際に、「頑張れ」は試合前には代表としての責任感や役割意識を喚起し、困難な練習場面では仲間との連帯を形成・確認する言葉として意味づけられる一方、不調時には期待に応えられないという自己認識と結び付き、心理的負担として受け止められていた。このことは、「頑張れ」の意味が競技者自身の解釈やその場の相互行為によって変化することを示している。

また、対象者は〈まあ、言うようになって感じです。陸上やってたら「頑張れ」って挨拶みたいなものなので、特別には感じないです(B-8)〉、〈部活動内でそういう流れがそもそもある(C-9)〉と語っており、「頑張れ」という言葉を掛け合うことは所属集団の中で共有された規範として内面化されていた。これは、ゴフマン(2023)が述べる儀礼的相互行為のように、日常的なやり取りを通して相互の関係性や集団秩序を維持する実践として理解できる。さらに、天沼(2004)が指摘する「頑張る」が日本社会において努力や忍耐を価値づける文化的規範であるという議論や、多田(1972)の日本人のコミュニケーションは相手との関係性や共感を重視するという議論とも一致する。つまり、「頑張れ」は単なる励ましではなく、日本の競技文化の中で共有された規範的な応援表現であり、競技者同士の関係性を維持・確認しながら、その場の状況や関係性に応じて多義的な意味が生成される相互行為であることが示唆された。

6. 結論

本研究では、陸上競技者を対象としたインタビュー分析を通して、「頑張れ」の意味づけを検討した。その結果、「頑張れ」は単なる励ましではなく、競技状況や発話者との関係性によって多様に意味づけられることが明らかとなった。また、競技者間では慣習的・儀礼的な応援表現として

用いられる一方で、不調時には心理的負担となる場合もあり、励ましとプレッシャーという両義性を有していた。以上のことから、「頑張れ」の意味は言葉自体に内在するものではなく、競技者同士の相互作用や関係性の中で構成されることが示唆された。ただし本研究では、「頑張れ」の多様な意味づけを整理することはできたものの、相互作用の中で意味が形成・変容する過程を構造的に示すまでには至らなかった。今後は事例を蓄積し、発話者との関係性や競技状況を含めた意味構成のプロセスを図式化することで、「頑張れ」の社会的機能をより精緻に説明する理論モデルを構築する必要がある。

参考・引用文献

- ゴフマン, E. (2023) 『日常生活における自己呈示』中河伸俊・小島奈名子訳, 筑摩書房.
- ブルーマー, H. (1991) 『シンボリック相互作用論—パースペクティブと方法—』後藤将之訳, 勁草書房.
- 荒木博之 (1973) 日本人の行動様式. 講談社.
- 天沼香 (1987) 「頑張れ」の構造—日本人の行動原理—. 吉川弘文館.
- 天沼香 (2004) 日本人はなぜ頑張るのか. 第三書館.
- 大川清丈 (2023) 「頑張る」「頑張れ」はどこへいく—努力主義の明暗—. 帝京大学出版会
- 大谷尚 (2008) 「4 ステップコーディングによる質的データ分析手法 SCAT の提案—着手しやすく、小規模データにも適用可能な理論化の手続き—. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学)』54(2), 27-44.
- 大谷尚 (2011) SCAT: Steps for Coding and Theorization—明示的手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法—. 日本感性工学会, 10 巻 3 号, 155-160.
- 竹内洋 (1988) 選抜社会 試験・昇進をめぐる〈加熱〉と〈冷却〉, メディアファクトリー.
- 多田道太郎 (1972) しぐさの日本文化, 筑摩書房.
- 本田由紀 (2005) 多元化する「能力」と日本社会 ハイパー・メリトクラシーのなかで, NTT 出版.

バレーボール競技者を対象とした「間合い」の構造に関する 実証的研究

大隈節子（三重大学） 松尾哲矢（立教大学）

I. はじめに

バレーボールをはじめとする集団競技において繰り返される高度な連係プレーは、個人技術や身体能力に還元するだけでは説明しきれない「阿吽の呼吸」や「以心伝心」といった非言語的な現象に支えられている。しかし、従来のスポーツ科学の分析手法ではこうした競技者間の相互作用に焦点を当てた研究は十分に行われていない。

スポーツ社会学の研究領域において身体は、ハビトゥスや規律訓練をはじめとする「社会的身体」として取り扱った研究（平野，1994；高尾，2006；松尾，2001，2004）が中心に行われてきた。一方で亀山（2012，2013）は、他者や環境と相互浸透する身体のあり様を「生成論」として展開し、武道における「阿吽の呼吸」（西村，2001）やサッカーにおけるリズムの「共振現象」（亀山，2012）、競技者間の相互同調関係（松田，2001；酒本，2012）などが明らかにされている。しかし、これまでに集団球技のゲーム空間においてリアルタイムに展開される競技者間の動的な連係のあり様について身体との兼ね合いから十分な説明はなされていない。

本発表者は、バレーボールがボールの保持が認められず、味方競技者間で一定回数のパスを繋ぐことが可能な点から、他の集団球技と比較しても極めて競技者間の連係が求められる点に着目し、こうした競技特性のもとで高度に身体化されたバレーボール競技者間の連係を「間合い」との関連から明らかにしてきた。

先行して行った研究（大隈，2025a，2025b）では、ラリー中においてボールを媒介に刻一刻と変化する顕在的・潜在的な身体的関係性が競技者間でリアルタイムに再編している時空間の総体を「間合い」として位置づけ、セッターとスパイカー間の対話を修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）を用いて分析し、「間合いの多層構造」としてモデル化を行った。しかし、これらの多層的な構造がより広範な競技者においても汎用的な構造として存在するのかという定量的妥当性の検証については行っていない。

そこで本発表では、質的研究から得られた「間合いの多層構造」モデルをもとに質問項目を作成した上で、バレーボール競技者を対象としたアンケート調査を行い、得られたデータをもとに因子分析を実施することで、「間合い」の多層構造を定量的に検証することを目的とする。

II. 調査・分析概要

- 1) 調査期間 : 2026年4月18日～7月25日
- 2) 調査対象者 : SVリーグおよびVリーグに所属する男女チーム、ならびに関東学連、東海連、九州学連に所属する1部～4部までの男女チームおよび大学バレーボールサークルに所属するバレーボール競技者計636名
- 3) 調査方法 : Googleフォームを用いたアンケート調査
- 4) 調査用紙構成 : I. フェースシート（11問）、II. 所属チームでの活動状況（8問）、III. ゲーム中の「間合い」への意識（9問）、IV. ゲーム中におけるコンビネーション攻撃の「間合い」（27問）、V. コート内での関係性（5問）、VI. チームへの充足感（3問）、VII. 生きがい・ウェルビーイング（1問）、VIII. 指導観（4問）、IX. その他（2問）の合

計70問

- 5) 分析方法 : ①質的研究から導き出された「間合い」の多層性を検証するため、各層に相当する因子数を指定した探索的因子分析を実施した。
②得られた因子構造に基づき、算出した各因子の因子得点を従属変数とし、競技レベルを独立変数としたKruskal-Wallis検定を実施した。

Ⅲ. 「間合い」の構造モデル質問項目

先行する質的研究から明らかになった「間合いの多層構造」の定量的妥当性を検証するため、「Ⅳ. ゲーム中におけるコンビネーション攻撃の「間合い」」の全27問を作成した。回答には「1: 全くあてはまらない」から「7: 非常にあてはまる」までのリッカート尺度を用いた。尚、本調査では、質的調査によって明らかになった5層に加え、「間合いの未成立」の層を第0層として想定した質問項目(3問)を追加して調査を実施した。

【質問項目】

①第0層: 「間合いの未成立」に関する質問項目

「ラリー中、自分のフォームが正しく保てているかを意識してプレーしている。」、「ラリー中、目の前のボールを、いかにミスなく正確に処理するかを最優先してプレーしている」などの3項目

②第1層: 「感応する間合い」に関する質問項目

「ラリー中、コンビを組む相手(セッターまたはスパイカー)とプレーの動き出しのタイミングを固定してプレーしている」、「ラリー中、コンビを組む相手(セッターまたはスパイカー)と声やサインなどの「合図」を基準にしてプレーしている」などの5項目

③第2層: 「応用する間合い」に関する質問項目

「ラリー中の状況の変化に「自分が合わせる」ことで、連係攻撃をプレーしている」、「コンビを組む相手と、その日のコンディションに合わせて、意識的にボールの滞空時間や自分たちの動きのリズムやタイミングを擦り合わせてプレーしている」などの4項目

④第3層「連係・攻防の間合い」に関する項目

「ラリー中、コンビを組む相手(セッターまたはスパイカー)だけでなく、攻撃陣全体で効果的な連係攻撃をプレーしている」、「ラリー中、コンビを組む相手(セッターまたはスパイカー)とブロッカーのマークを外すことを意識してプレーしている」などの6項目

⑤第4層: 「同調の間合い」に関する項目

「ラリー中、意識なくても味方スパイカー間で自然に動きのリズムやタイミングがピタッと合うような感覚でプレーしている」、「味方選手間で動きのリズムやタイミングが合わない時に、知一ム全体の「違和感」を感じながらプレーしている」などの4項目

⑥第5層: 「創発する間合い」に関する項目

「ラリー中、ミスや崩れた状況さえも味方につけるような、予期せぬ『間合い』の連係攻撃を展開している」、「ラリー中、既存の連係プレーの枠を超えた、自分たちにしか到達できない「オリジナルな質感」の間合いでプレーしている」などの5項目

Ⅳ. 結果

分析に先立ち、標本の妥当性の指標であるKMO値、Bartlettの球面性検定についても変数間に十分な相関が認められた。さらに、データ構造やサンプルサイズに関しても問題がないことが確認された。以上のことから、本調査データは因子分析を適用するのに十分な妥当性があると判断した。現在、抽出された因子構造に基づく詳細な分析を進めており、発表当日に「間合い」の多層構造の実証結果について報告する。

V. 主な参考文献

- 平野秀秋（1994）身体文化論の意義．スポーツ社会学研究，2：23-33.
- 亀山佳明（2012）生成する身体の社会学—スポーツ・パフォーマンス／フロー体験／リズム．世界思想社.
- 亀山佳明（2013）「身体論の可能性」、その後—制度の身体論から体験の身体論へ—．日本スポーツ社会学会編，21世紀のスポーツ社会学．創文企画，pp. 84-100.
- 松尾哲矢（2001）スポーツ競技者養成の《場》とハビトゥス形成：学校運動部と民間スポーツクラブに着目して．体育学研究，46（6）：569-586.
- 松尾哲矢（2004）スポーツ競技者養成の《場》における民間スポーツクラブの再生産戦略に関する研究：青少年を対象とした民間スポーツクラブ指導者に着目して．体育学研究，49（2）：119-134.
- 松田恵示（2001）交又する身体と遊び—あいまいさの文化社会学．世界思想社.
- 西村秀樹（2001）大相撲における立ち合いの文化論—同調と競争の統合．スポーツ社会学研究，9：37-49.
- 大隈節子（2025a）バレーボールにおける「間合い」の攻防に関する生成論的研究．年報体育社会学，6：61-77.
- 大隈節子（2025b）A Study on Physical Communication in Team Sports Focusing on the Japanese “Ma” and “Maai”．2025 World Congress of Sociology of Sport, Poster Presentation.
- 酒本絵梨子（2012）スポーツ理解における「共振」概念の重要性—「引き込み現象」と「フロー」の統合という視点から—．スポーツ社会学研究，20（2）：65-77.
- 高尾将幸（2006）〈身体〉の政治を再考する視角を求めて 茨城県T市における高齢者健康増進施策の事例から．スポーツ社会学研究，14：59-70, 121.

運動部活動における「居場所」論の再考： 承認をめぐる部員の存在証明に着目して

須藤巖彬（早稲田大学大学院 学生・博士後期課程）

1. 問題の所在

日本の運動部活動は近年「ブラック部活動」（内田，2017；中澤，2019）と称され社会問題として取り上げられるようになってきた。そのように称される主要な背景の一つとして部活動の「過熱」したあり方の問題がある（中澤，2019，2022；内田，2017，2021 など）。これまでの「過熱」に関する研究では，その実態や問題，それを引き起こす部活動の制度的要因や競争構造，あるいは顧問教師の実践に焦点が当てられてきた。しかし一方で，生徒の実践は十分に焦点が当てられてこなかった。現実には，生徒は顧問教師による直接的強制がなくとも自主練習を重ね，怪我を抱えながらもそれを隠してまで競技を続けるなど，自ら競争へ主体的にコミットする場合も少なくない。したがって，部活動の「過熱」を理解するためには，制度や教師だけではなく，生徒自身がなぜ競争から降りないのかという論理を明らかにする必要がある。

その際，この問題を最も端的に示す存在が公式戦に出場する権利を持たない補欠部員である。補欠部員は原理的には競技成立に不要で，悩みや葛藤を抱えやすいにもかかわらず競技を継続する存在であり，なぜ生徒が競争にコミットするのかという問いを集約的に示す存在であるといえる。

発表者はこれまでこの問いに対し，高校野球の補欠部員が登録選手入りへの期待を完全には放棄せず，他方で役割遂行などを通して補欠になることへの準備を並行させることによって，競技継続が可能となっている過程を検討してきた。しかし，その分析は競技的価値基準にコミットした競技者としての実践を前提としていたため，部活動に所属する高校生にとって登録選手／補欠部員の境界がいかなる意味をもっており，なぜその境界を規定する競技的価値にこだわり続けるのかという問いは残されている。

2. 先行研究の検討

この問いを検討するためには，運動部活動を競技的価値基準からではなく，生徒の生活世界における経験として捉え直す必要がある。そこで着目するのが，加藤（2018）の整理する「居場所としての部活動」研究である。加藤（2018）は，戦後から現在までの部活動研究を，特別教育論が取り扱ってきた「特別活動としての部活動」，体育学やスポーツ社会学が取り扱ってきた「スポーツの場としての部活動」，教育学や教育社会学が取り扱ってきた「居場所としての部活動」の三つの視点から整理している。発表者がこれまで行ってきた補欠部員の継続に関する研究では，試合成立や公式戦出場資格を前提に競争へのコミットメントを検討してきた点で，「スポーツの場としての部活動」に位置づけられる。他方，本研究の問いを検討するためには，競技者ではなく，生徒としての経験に焦点を当てる「居場所としての部活動」研究から現象を捉える必要がある。

そして現在，運動部活動の「居場所」論は，複数の水準で議論が蓄積されている。

第一に，理念として部活動を「居場所」と位置づける議論である。西島（2025）は，部活動に「（いる）」ことそれ自体が，平日の放課後や休日に中高生が安全に「（いる）」ことのできる場所として教育福祉的機能を有すると論じている。そして内田（2017）は，従来「競技と教育の葛藤」として理解されてきた部活動の問題を，「競争の論理」と「居場所の論理」という二つの論理の対立として捉え直したうえで，今後の部活動が目指すべきあり方として「居場所の論理」を位置づけている。内田の指摘する「居場所の論理」とは，競技力にもとづく評価や序列化を通して部活動を組織する「競争の論理」の対概念として，生徒が「そこに居てもよい」と感じられることを保障する論理のことである。

第二に、部活動が実際に理念通りに「居場所」として経験されていることを明らかにする実証研究である。加藤（2018）が主に整理している「居場所としての部活動」研究はここにあたり、生徒文化研究や学校適応研究の系譜として位置づけられる。これらの研究では、部活動が学業達成とは異なる価値基準を提供することによって学校適応を支え、とりわけ高校では学校ランク低位（白松、1995 など）の生徒にとって、学業面でのグルーピングが存在しない中学校では成績中・下位層の生徒にとって、つまり「学業的には不適応を示す生徒に対して、部活動が学校内での『居場所』として機能している側面が」（加藤、2018、p. 72）あることが指摘されてきた。このように「居場所としての部活動」研究では、「部活動が生徒の居場所になっているかどうかが重要」（加藤、2018、p. 72）な視点として知見が蓄積されてきた。そして、最近の研究知見においても、西島（2016）が中学生を対象とした調査から、部活動が競技だけではなく「友達とのおしゃべり」を楽しむ場として経験されていることを示している。また加藤（2026）においても、高校生を対象にした量的調査を二次分析することで、高校生の学校滞在時間が増大し、「学校化」が進行していることを踏まえ、部活動が高校生の生活世界において以前にも増して重要な位置を占めていることを論じている。具体的には、中低偏差値校の生徒にとっては部活動が学業中心の「日本型メリトクラシー」を冷却させる装置として、高偏差値校では「ハイパー・メリトクラシー」で求められる非認知能力を獲得する場となっていることが指摘されている。

最後に、部活動が必ずしも理念として掲げるような「居場所」になっていない可能性を示唆する研究である。具体的には、「居場所」を題して実証的な研究がなされているわけではないが、体罰や暴力、部内でのいじめなどに関する研究の蓄積は、部活動が生徒にとって「居場所」となっていないことを示すものである。このように、「学校化」し、部活動が生徒にとって重要な位置を占めるようになっていくがゆえに引き起こされる問題の懸念として、加藤（2026）は、阿比留（2022）の「過剰居場所化」の議論を参照しながら、「部活動が安心して居られる場所でなくなったときに、居場所をすべて失ってしまうリスクを負うことになる」（加藤、2026、p. 249）と述べている。

上記を踏まえると、これまでの運動部活動の「居場所」論では、生徒文化研究や学校適応研究から派生した研究であることにより、運動部活動がどのような生徒の学校適応にどのような機能を有するのかに関心があり、その機能を媒介する学校レベルや学業レベルの違いに焦点があてられてきた。その結果、運動部活動内部の競技的序列や評価関係のなかで、同じ部活動に所属する生徒が異なる居場所経験を形成する過程については十分に検討されてこなかった。

しかし、加藤の「過剰居場所化」による指摘を踏まえると、そもそも部活動自体が「居場所」になっていない部員が存在する可能性がある。それでは、理念としての「居場所」が、部員によって実際にどのように経験されるのか。とりわけ、同じ部活動に所属しながら、その経験が異なるのはなぜか。その差異を考えるうえで、対象となるのが競技的序列において劣位に置かれる補欠部員であるといえる。

なぜなら、先に確認した「居場所の論理」を「競争の論理」の対概念として整理する内田（2017）は、現在の部活動では「居場所の論理」を隠れ蓑として、競技力にもとづく評価や序列化が行われる「競争の論理」のもと行われていると指摘しているからである。つまり、「競争の論理」において劣位に置かれやすい補欠部員は、運動部活動を「居場所」として経験しているとは限らないからである。しかし、内田の議論は制度や教育理念の水準から部活動を説明するものであり、生徒自身がいかなる意味づけのもとで競争へコミットしているのかという主観的实践については十分に明らかにしていない。したがって、本研究では、「居場所」を理念や制度的機能としてではなく、生徒自身の経験から捉え直し、競争的評価のもとでいかに形成されるのかを検討する必要がある。

3. 分析視角と目的

そこで、運動部活動の「居場所」論を生徒の主観的实践から捉えるために、「居場所」概念に関する議論を参照する。

「居場所」は本来、物理的な「居どころ」として使用されてきた（中島ほか、2017）。しかし、

1980年代に学校の不登校の問題から、フリースクールが登場し、「居場所づくり」の必要性が高まるようになると、従来の物理的空間としての意味を超えて「安らぎとかくつろぎ、あるいは自分を取り戻すことができる場所、自分が必要とされているというような意味に用いられるようになってきた」(住田・南, 2003, p. ii). そして、現在では居場所は「他者や事物との関係の中で本人がそこを『居場所』であると感じることによって『居場所』として成立する」(阿比留, 2012, p. 45)ものとして、主観的な経験を重視するものとされている。

では、人が居場所と感じることはいかにして可能となるのだろうか。阿比留(2022)によれば、主観的な要件を踏まえた居場所とは個人の内側のここに「居たい」という欲求と、他者との関係のなかで自らがここに「居てもいい」と感じられる承認との一致によって成立するものと述べている。つまり、「居場所」を本人の主観的な経験として捉えるには、自分はここに「居てもいい」と感じられることがいかに形成されているかが問題となる。本研究では、その過程を他者との関係における承認に着目して検討する。そして、その承認を得るための主観的な実践として、石川(1992)が指摘する「存在証明」に着目する。「存在証明」は障害学の文脈で概念化された用語であるが、本発表では石川の『存在証明』の主要素である「自分がいかに価値のある人間であるか」(石川, 1992, p. 15)という説明内容を踏まえ、他者から価値ある存在として認められるために自己の存在を提示する実践として存在証明という概念を用いる。

これらの概念を、主観的な居場所経験のためには他者からの承認が必要であり、承認を得るためには自身の価値を示す必要があるというつながりのもと、本発表の分析視角として位置づける。この視角のもと本発表の関心を照らすと、補欠部員が登録選手入りを目指して競争へコミットすることは、単なる競技的達成の追求ではなく、競技的序列において劣位に置かれた自己の価値を回復し、部活動内部で承認を獲得するための存在証明の実践として理解できるのではないだろうか。

以上を踏まえ本研究の目的は、高校野球部の補欠部員を対象に、登録選手／補欠部員という境界が部員にとっていかなる意味をもつのかを明らかにするとともに、その境界をめぐる存在証明の実践を通して、部員がいかに承認を獲得し、居場所を経験していくのかを検討することである。

4. 方法および事例の概要

関東圏内の公立進学校である中岡高等学校硬式野球部(仮称、以下「中岡野球部」と略す)を2016年から2024年に引退したOB計22名を対象にインタビュー調査を実施した。インタビュー協力者は高校最後の夏季大会において補欠であったOB(8名)、控え選手(11名)、レギュラー選手(2名)、および途中退部した者(1名)である。協力者には、野球を始めたきっかけから現在に至る関わりについて語りを促す半構造化インタビューを行った。具体的には、小・中学校時代の個人的背景を確認したうえで、部活動を軸に高校生活での経験に焦点を当て、入部理由や継続理由、退部検討の有無、登録選手／補欠部員への価値や意味づけ、自身への評価などを、時系列に沿いながら当時の状況と文脈の理解を試みた。1人あたり約1—3時間で実施し、本人の同意を得て録音を行い、適宜文字起こしをした。

中岡高校は学業・部活動・学校行事の「三兎を追う」ことを教育方針とする県内トップの公立進学校である。スポーツ推薦制度はなく、一般入試を経て入学し、多くの生徒が進学の際しても一般入試を用いる。すなわち、中岡高校に入学してくる生徒の学業レベルは中学校内では上位であることが一般的である。そのなかでも、中岡高校において軟式野球部ではなく硬式野球部に入部する部員の多くは高校入学以前に野球の競技歴があり、更には中学校段階でチームの中心選手として活躍している者も少なくない。

5. 結果の概要

分析の結果、補欠部員が登録選手入りを目指して競争へコミットするのは、単に公式戦出場という競技的達成を目的とするものではなく、競技的評価を通じて自己の価値を示し、部活動内部で承認を獲得しようとする存在証明の実践として理解できることが示唆された。これは、生徒の主観的な経験に照らした際に居場所とは、単に部活動に所属している状態ではなく、部活動内部で自己が必

要とされているという承認の感覚によって成立する経験だからである。実際に生徒が運動部活動を居場所とするために、承認をめぐる行った存在証明の過程は以下のようなものである。

中岡高校硬式野球部に入部する対象者の多くは、中学校段階までチームの中心選手として活躍してきた。そのため、高校で補欠として長期間を過ごすことは、それまで形成してきた価値ある競技者であり、ひいては価値ある人間であるという自己像や周囲からの期待との矛盾として経験されていた。つまり、補欠というカテゴリーは、単なる競技上の位置づけではなく、競技者としての能力や努力だけでなく、部活動が主要な居場所となる高校生にとっては人間としての価値までも否定されたように経験される場合があった。その結果、補欠であることは、部活動内部における地位を超えて、自己全体に及ぶ否定的なまなざしとして作用していた。

その地位に由来する悩みや葛藤を解消するため、多くの補欠部員は登録選手入りを目指して競技的価値基準へのコミットメントを続けていた。しかし、それは承認獲得には結びつきにくい。なぜなら、競技的価値にもとづく承認は、限られた登録選手をめぐる選抜的競争のなかでのみ獲得可能であり、補欠部員が競技能力による承認を追求することは、限られた登録選手枠をめぐる既存の登録選手との競争関係に位置づけられるからである。そのため、補欠部員は登録選手との競争関係のなかで、公式戦前以外も日常的に補欠のカテゴリーに位置づけられ、周縁化されやすい状況に置かれることになりやすい。

そのため、一部の補欠部員は競技的価値基準へのコミットメントを相対化し、競技能力による承認を追求するのではなく、チーム運営や登録選手の補助など補欠として期待される役割を積極的に担うことで、組織への貢献を通じた承認を得ようとする。これは競争からの単純な離脱ではなく、組織への貢献を通して自己の存在意義を再定位しようとする実践であった。つまり、補欠部員にとって競技的価値へのコミットメントは自己の存在を証明する一つの手段である一方、それを継続すること自体が登録選手からの承認を妨げる契機にもなるため、競争から一定の距離を置き、補欠として期待される役割に従事することの方が、チーム内では受け入れられやすいわけである。

しかし、このような価値基準の転換も容易ではない。補欠という位置づけは、部内での役割にとどまらず、学校生活や学校外における自己認識にも影響を及ぼす社会的カテゴリーとして経験されるからである。実際に対象者からは、「精神と身体のバランスが崩れていく感覚」「人生もう価値なし」「終わった人間」といった語りが聞かれた。部活動において競技的序列で劣位に置かれる補欠となることは部活動内にとどまらず、通学時や教室内での周囲のまなざしを通して学校生活、ひいては自己全体の価値を毀損させてしまうこともある。

以上より、運動部活動が学校に位置づくことによって生徒の居場所となるという従来の議論に対し、進学校の運動部活動内部においても居場所をめぐる実践が存在するものの、その経験は部活動内部の競技的序列によって大きく左右されることが示された。補欠部員は、登録選手入りを目指すことによって、補欠としての役割に従事することによって自己の存在証明を試みていた。しかし、いずれの実践も容易ではなく、承認を得られない場合には部活動は居場所となる可能性を持つ一方で、それゆえに部活動は居場所を求めて苦しみや葛藤を経験する場ともなる。とりわけ、部活動が学校生活と強く結びつき「学校化」した今日においては、部活動内部で補欠となることの影響は競技場面にとどまらず、学校生活や自己の人生全体の意味づけにまで波及し得る。

このことを踏まえると、運動部活動における「居場所」とは、所属によって自動的に成立するものではなく、競争的評価のもとで自己の存在証明を通じて他者から承認され、ここに「居てもいい」という感覚が形成されることで経験される主観的概念としても理解していく必要がある。

本発表の示唆は、内田が指摘した「居場所あるいは教育の論理を隠れ蓑にした競争の論理のもとでの部活動」（内田，2017，p. 70）という構造を、生徒の主観的实践から捉え直した点にある。すなわち、部活動が生徒にとって重要な居場所となっているからこそ、そこにとどまり続けるための承認をめぐる実践が生じ、結果として活動への過剰なコミットメントを生み出す可能性が示された。

※語りのデータおよび引用・参考文献は当日の発表資料で記載する。

中学校運動部員を対象とした アンビバレンスの様相とその要因に関する調査研究 ーレギュラーと補欠の差異に着目してー

○種谷大輝(立教大学大学院 学生・博士後期課程) 松尾哲矢(立教大学)

I.緒言

中学校運動部は、学校の生徒であれば誰でも参加できる学校教育活動の一環として位置付けられている。一方で、競技大会における選手登録人数の制限により、レギュラーと補欠の部員間にプレー機会の格差が生じている。中澤(2022)によると、このような、教育的平等主義と競技的選抜主義の併存は大会におけるレギュラーと補欠の区分を正当化し、補欠部員の存在を制度的に生み出す構造となっている。杉本(1986)によると、運動部活動集団は教育的価値を付与された体育集団であると同時に、勝利を追求するスポーツ集団であり、運動部員は部活動を行っていく中で、「同一の対象に対して相反する傾向・態度・感情が同時に存在する精神状態」(架場, 1981, p. 25)を指すアンビバレンスを抱くことが想定される。

この点について、山本(1990, 1991)によると、補欠は、何が何でもやめたくないという「固執」動機により部活動を継続しており、努力不足がゆえにレギュラーになれなかったと認識しているものの、もはやどうすることもできないという諦めの感情を抱いていることを指摘している。また、横田(2002)はレギュラーに比べ、補欠は意欲の低下や情緒的消耗をしながら部活動に参加していることを明らかにし、その背景を「競技スポーツ」と「教育」のアンビバレンスという視点から考察している。このような固執や諦め、意欲の低下、情緒的消耗といった心理状態の背景には、運動部活動という同一の対象に対して相反する感情や態度を抱くアンビバレンスが存在している可能性がある。しかし、部員の抱えるアンビバレンスは、「競技スポーツ」と「教育」という構造的側面のみでは十分に説明できず、顧問教師との社会的相互作用にも由来し、より多面的で複雑な様相を示すことが考えられる。そこで種谷・松尾(2025)は構造的な要因に加え、社会的相互作用に着目し、中学校顧問教師を対象にした調査を通じて、顧問教師が補欠部員のアンビバレンスをどのように認識し指導行動をとっているのか検討を行った。その結果、顧問教師から補欠部員に対して善意の教育的配慮により無意図的にアンビバレンスが課されたり、部内の秩序維持のために意図的にアンビバレンスが課されたりする様相が看取された。しかし、顧問教師の指導を踏まえ、部員が実際にどのような活動意識を持って部活動に参加しているのかについては明らかにされていない。社会的相互作用は、顧問教師の認識や指導行為だけでなく、それを受ける部員の認識によって成立することから、部員自身の視点から活動意識について把握する必要がある。また、運動部員は矛盾した状況に置かれており、運動部員の活動意識を明らかにする上で、相反する感情や態度を抱くアンビバレンスに着目することは有効であると考えられる。そこで本研究では、中学校運動部員を対象にアンビバレンスの様相とその要因について検討することを目的とする。また、レギュラーと補欠では、顧問教師との関わり方や期待される役割が異なることから、両者のアンビバレンスの差異に着目して検討を進める。

II.分析枠組

運動部員のアンビバレンスの様相とその要因を捉えていくため、アンビバレンスについての分析枠組を設定する。ブロイラー(1911=1974)は、アンビバレンスを心理学的に捉え、1. 情動的アンビバレンス(同一の対象が肯定的感情と否定的感情の両面を引き起こす場合)、2. 意志的アンビバレンス(互いに矛盾する願望のために、どのように行為すべきかを決定しがたい場合)、3. 知的アンビバレンス(人々が相矛盾する観念を抱く場合)の3つのタイプに分類した。これらの分類は、運動部員が部活動に対して抱く感情、行動選択、観念の矛盾を捉える上で有効である。一方、マートン(1963=1969)は、アンビバレンスが社会構造に由来するものとして捉え、狭義では「単一な社会的地位に結びつく特定の社会的役割に対して社会的に規定された相矛盾する規範的期待」、広義では、「社会的地位ないし地位群に現れる相矛盾する規範的期待(マートン, 1963=1969, p. 378)と捉えている。これらの視点を分析枠組みとして用いることで、心理的な側面だけでなく、運動部活動の構造や、運動部員に課される役割期待に着目して検討を行うことができる。しかし、人は与えられた役割期待をそのまま受け入れるのではなく、ゴッフマン(1959=1974)が指摘する

ように、役割演技をしながら他者に適切に自己を提示していく。その際、自己の役割行為と表現は、時にアンビバレンスに陥る(野村, 1998)。運動部員は、試合に出るためのアピールをする中で、状況に応じて役割演技を駆使しながら顧問教師への印象操作を図ることでアンビバレンスに陥ることが考えられる。さらに、架場(1981)は、人々が置かれた状況は他者との相互作用によって構築されるとし、一つの状況が複数の文脈を持ち、それぞれが互いに背反する要請を同時に課すとき、人は状況的アンビバレンスに陥ると指摘している。状況的アンビバレンス論を用いることで、部活動の構造的な矛盾だけでなく、日々の活動における状況の変化によるアンビバレンスにも目を向けていくことができる。さらに架場は、ベイトソン(1972=2000)のダブル・バインドを状況的アンビバレンスの一類型として捉えている。ダブル・バインドとは、「そこから逃げることでできない人間関係の場において、一定のメッセージが与えられ、しかもそのメッセージを否定するメタ・メッセージが同時に与えられる状況」(浅田, 1985, p. 76)である。ダブル・バインド論に着目することで、顧問教師とのコミュニケーション構造の矛盾により生じるアンビバレンスについて検討していく。

以上のアンビバレンスに関する理論を相互に関連しているものとして捉え、分析枠組を設定した。分析枠組をもとに運動部員の抱えるアンビバレンスについて 18 の質問項目を設定した。

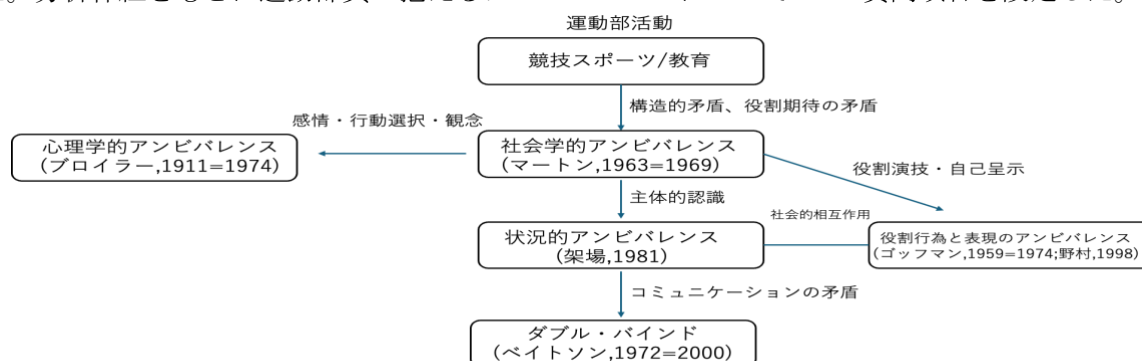


図1 分析枠組図

III. 調査概要

1. 調査対象

A市にある公立中学校3校の協力を得て、中学校2・3年生の部員228名を対象に質問紙調査を行った。種目は3校における全ての運動部、計14種目を対象とした。

2. 調査時期と方法

調査時期は、2026年5月～7月である。各中学校の学校長を通じてオンライン調査回答フォームの2次元コードやURLが記載された調査説明用紙を配布し、228部の有効回答を得た。

3. 調査項目の構造

調査対象者の基本属性、アンビバレンス、顧問教師との関係性、補欠に対する考え方、部活動を行う上での考え方に関する項目について質問した。

4. サンプル特性

性別は男性50.0%、女性49.1%、回答しない0.9%、学年は2年生55.3%、3年生44.7%、レギュラー状況は、レギュラー60.5%、補欠39.5%であった。また、本研究におけるレギュラーと補欠の分類は、山本(1990, 1991)の研究を参考にし「主要な大会に選手として出場してきた」と回答したものをレギュラー、「主要な大会に選手として出場してこなかった」と回答したものを補欠と分類した。

IV. 調査結果と考察

1. レギュラーと補欠のアンビバレンスの比較

分析枠組をもとに作成したアンビバレンスに関する尺度(18項目)について、主因子法による因子分析(バリマックス回転)を行った。因子の解釈及び命名については原則として因子負荷量が0.4以上の項目について行った。また、複数の因子に0.4以上の負荷量を示した項目は除外した結果、最終的に14項目が妥当であると判断した。分析の結果、4つの因子が抽出され(表1)、各因子の命名については、順に第一因子：自己期待と現実の背反性、第二因子：規範背反性、第三因子：願望背反性、第四因子：状況背反性とした。

表1 アンビバレンスに関する質問項目についての因子分析(回転後の因子負荷行列)				
項目	因子負荷量			
	1	2	3	4
主顧問の先生からほめられたり励まされたりはよくされるが、実際に試合に出られる機会は少なくどうしたら良いかわからなくなる	0.691			
頑張ればレギュラーになったり、自分の希望する選手になったりすることができると思う一方で、どうせ頑張っても無理だと思う	0.562			
試合で活躍している選手を応援しなければならないが、応援をすればするほど自分は出られなくなるのではないかと思う	0.514			
運動部活動も大事であるが、勉強も大事なので、どちらを優先すべきかわからなくなる	0.503			
自分よりプレーが上手な選手に対し、プレー面のアドバイスをすべきか、自身の方が技術が未熟なため何も言わないべきかわからなくなる	0.436			
主顧問の先生と副顧問の先生のどちらの指導方針に従えば良いかわからなくなる		0.725		
主顧問の先生からプレーが上達するために「どうしたら良いかいつでも質問に来なさい」と言われるが、質問をすると「自分でどうしたら良いか考えなさい」と言われ、どうすれば良いかわからなくなる		0.694		
「フェアプレーを大切にしない」と言われながら、一方で「勝つためには手段を選ばない」と言われるように主顧問の先生から対立する要求をされ、どちらの要求に応えれば良いかわからない		0.538		
試合で活躍するためには現在のプレースタイルを貫くべきだと思っているが、主顧問の先生からは自身に合わないと感じるプレースタイルを求められ、自分がどうすべきかわからなくなる		0.532		
希望しているポジションで試合に出られるかはわからないが、レギュラーとして出場できそうなポジションが他にある場合、どちらを選ぶべきかわからない			0.709	
ライバルがケガをしたり不調になったりした際、喜んではいけないと思う一方で、試合に出られるチャンスが増え、心の中では喜んでしまう			0.482	
あるチームメイトからは「レギュラーのためのサポートを頑張れ」と言われ、あるチームメイトからは「プレイヤーとして試合に出られるよう頑張れ」と言われるように異なるチームメイトに異なるアドバイスを受けた時にどちらのアドバイスに従えば良いかわからなくなる			0.435	
自身は運動部に所属することで満足しており、これ以上あまり練習したくないが、周りからは練習をもっとするよう求められ、どうすれば良いかわからなくなる				0.753
試合に出るためには練習に集中して取り組み、技能の向上に努めなければならないが、主顧問の先生に認められるため、アピール活動に必死になってしまい、練習に集中できずどうすれば良いかわからなくなる				0.610
固有値	1.997	1.903	1.260	1.167
寄与率	14.266	13.594	9.000	8.334
累計寄与率	14.266	27.86	36.860	45.194

これらの因子得点をもとにレギュラーと補欠で t 検定を行った結果、第一因子「自己期待と現実の背反性」において有意差が認められ、補欠において因子得点が低い結果となった(表2)。因子得点が低いほどアンビバレンスの程度が高いことを示すため、補欠はレギュラーに比べ自己期待と現実の背反性に関するアンビバレンスの程度が有意に高いことが明らかとなった。

表2 因子ごとの平均得点から見た部員のアンビバレンスの比較				
	レギュラー	補欠	t値	p
F1	0.242	-0.363	5.574	<0.01
F2	0.025	-0.038	0.530	-
F3	0.057	-0.086	1.286	-
F4	0.009	-0.014	0.206	-

また、部員のアンビバレンスに関して項目ごとにレギュラーと補欠で比較検討を行い、カイニ乗検定の結果、三つの項目に関して5%から1%の水準の危険率で有意差が確認された(表3)。有意差が確認された3つの項目全てにおいてレギュラーより補欠の方がアンビバレンスを抱えている傾向にあることが示唆された。これらの結果から、レギュラーよりも補欠の方が、「頑張り諦め」、「他者へのアドバイスと自分の実力」、「顧問教師からの激励と試合出場機会の少なさ」のアンビバレンスを抱えていることが考えられる。

表3 レギュラーと補欠のアンビバレンスの比較(%は「よくある」+「しばしばある」+「たまにある」の合計を示している)				
項目	補欠(N=90)		レギュラー(N=138)	p
頑張ればレギュラーになったり、自分の希望する選手になったりすることができると思う一方で、どうせ頑張っても無理だと思う	66.7%	>	35.5%	p<0.01
自分よりプレーが上手な選手に対し、プレー面のアドバイスをすべきか、自身の方が技術が未熟なため何も言わないべきかわからなくなる	63.3%	>	50.7%	p<0.05
主顧問の先生からほめられたり励まされたりはよくされるが、実際に試合に出られる機会は少なくどうしたら良いかわからなくなる	60.0%	>	22.5%	p<0.01

2. レギュラーと補欠の顧問教師との関係性についての比較

顧問教師との関係性についてレギュラーと補欠で比較検討を行い、カイ二乗検定の結果、6つの項目に関して1%の危険率で有意差が確認された(表4)。顕著に差が見られた回答項目について表4に示した。これらの結果から、レギュラーより補欠の方が、顧問教師からの日頃の声かけの頻度を少なく認識しており、補欠自身も意思を伝えづらく、悩み相談の頻度も少なく認識している様相が見られた。また、補欠の方が、顧問教師からの評価や期待をされていないと認識しており、重んじられていないと感じていることが示された。

質問項目	回答項目	補欠(N=90)		レギュラー(N=138)	p
主顧問の先生から個人的にどのくらいの頻度で声掛けをされますか。	「ほぼ毎日」	15.6%	<	47.8%	p<0.01
主顧問の先生に自分の意思を素直に伝えやすいですか	「伝えやすい」	16.7%	<	39.1%	p<0.01
主顧問の先生に運動部活動における悩みを相談しますか	「全くしない」	68.9%	>	45.7%	p<0.01
主顧問の先生から自分は選手として評価されていると思いますか、評価されていないと思いますか。	「評価されている」	16.7%	<	55.1%	p<0.01
あなたは主顧問の先生からどの程度選手としての活躍を期待されていると思いますか。	「期待されている」	10.0%	<	49.3%	p<0.01
主顧問の先生からどのように見られていると感じますか	「重んじられている」	12.2%	<	34.8%	p<0.01

V. 結果の要約と今後の課題

本研究では、中学校運動部員を対象にアンビバレンスの様相とその要因についてレギュラーと補欠で比較検討することを目的とした。主な結果は以下の通りである。

- ・運動部員のアンビバレンスを構成する因子について、因子分析の結果、「自己期待と現実の背反性」、「規範背反性」、「願望背反性」、「状況背反性」の4因子が抽出された。特に、レギュラーと補欠で部員間の比較検討をした結果、補欠部員の方が「自己期待と現実の背反性」を有意に強く抱えていることが明らかになった。
- ・部員のアンビバレンスについて項目ごとにレギュラーと補欠で比較検討した結果、補欠部員の方が、「頑張りや諦め」、「他者へのアドバイスと自分の実力」、「顧問教師からの激励と試合出場機会の少なさ」のアンビバレンスを抱えていることが示された。
- ・顧問教師との関係性について項目ごとにレギュラーと補欠で比較検討した結果、補欠部員の方が、顧問教師からの日頃の声かけの頻度を少なく感じている様相が見られた。また、補欠自身も顧問教師に対して意思を伝えづらく、悩み相談の頻度も少なく感じていることが明らかになった。さらに、補欠の方が、顧問教師からの評価や期待をされていないと認識しており、重んじられていないと感じていることが示された。

因子分析の結果から、中学校運動部員のアンビバレンスは、「自己期待と現実の背反性」、「規範背反性」、「願望背反性」、「状況背反性」といった四つの軸によって成立していることが示された。特に補欠部員は、試合に出場できず「自己期待と現実の背反性」により生じるアンビバレンスを強く抱えている傾向にある。補欠部員は、競技スポーツを行う上で、選手としての自己期待を抱いているが、一方で、顧問教師から評価や期待をされていないと認識している。また、アンビバレンスを抱えている一方で、顧問教師とのコミュニケーションについて、自分の意思を伝えづらい状況になっており、悩みがあっても相談しづらい状況に置かれている。加えて、顧問教師からの声掛けの頻度も少なく認識している。顧問教師との関係性やコミュニケーションのあり方が補欠部員の「自己期待と現実の背反性」をめぐるアンビバレンスと関係していることが推察された。

今後は、顧問教師を対象に、今回運動部員に実施した調査と連動した調査を実施し、顧問教師の立場から部員との関係性やコミュニケーションのあり方、部員のアンビバレンスに対する認識について明らかにする必要がある。その上で、運動部員と顧問教師の相互作用に着目してアンビバレンスがいかに生成されているのか検討していくことを今後の課題とする。

主な・引用参考文献

- 杉本厚夫(1986) 中学・高校運動部員における社会的アンビバレンスの変容. 体育学研究, 31 (3) :197-212.
- 架場久和(1981) 近代的自己とアンビヴァレントな状況. 現代社会学, 8 (2) :25-39.

2 歳児の moffn 遊びにおける身体－空間－関係生成の研究

清水一巳（敬愛短期大学）

はじめに

本報告では、包帯生地で作られたボール「moffn」を用いた 2 歳児の自由遊びを観察し、身体的遊びがどのように生成されるのかを明らかにすることを目的とする。従来のボール遊び研究では、投球技能や運動能力の発達評価が中心となってきた。本報告では、遊びを技能獲得としてではなく、身体・モノ・空間・他者関係が相互に組織化される過程として捉え、検討する。対象は保育施設の 2 歳児とし、自由遊び時間に moffn を複数配置した環境を設定した。活動場面を固定カメラで撮影し、子どもの移動、視線、接近、模倣、笑い、衝突回避などを、エピソード記述および相互行為分析によって検討する。また、保育者の声かけや位置取り、身体的同調にも着目し、保育者を単なる援助者ではなく、「遊びの場を変形する身体的存在」として位置づけ、「子ども－moffn－保育者」の相互作用場面を分析対象とする。縄田（2020）は、幼児期のボール遊びにおいて、ボールの大きさや自由度の高い環境設定が多様な身体動作を引き出すことを指摘している。また、moffn を用いた運動遊びの研究（松山、2026）では、4 歳児において投距離の向上に加え、「ボールを怖がらない」「多様な投げ方が生じる」といった特徴が報告されている。「軽い」「柔らかい」「当たっても痛みが少ない」という moffn の素材特性が、子どもの身体運動や遊びへの参加のあり方に影響していることが考えられる。保育の基本的考え方として、「人間の生活や発達は周囲の環境との相互関係によって行われる」（内閣府、2014）ことを踏まえると、遊具の素材や形状は単なる道具的条件ではなく、身体運動や関係形成を媒介する環境要因として位置づけることができる。本報告では、moffn を媒介として生じる 2 歳児の身体運動の連鎖や相互作用に着目することで、幼児期における身体的遊び論の検討を試みる。

1. 乳幼児期の身体

生後間もない赤ん坊は、自分が動かしている手と見ている手が同じものであるとは認識しておらず、反射的・無意識的に身体を動かしている。そこから次第に、動作と視覚的感觉が統合されていく。「最終的に、何よりも感覚を統合させるのは動作である」（トヴェルスキー、2022, p. 11）という指摘がなされる。トヴェルスキー（2022）は、赤ん坊も大人も同じように、行動を通じて視覚を調整することから、「動作が知覚を形成する」と主張している。そのうえで、1 歳児は他者の行動と目的の関係を理解することができ、それは「同じ動作を同じ意図をもって行うという経験」があるからだと説明する。

さらに、「（赤ん坊に）私たちがボールを転がすと、赤ん坊がそれをこちらに転がす。一緒に、あるいは交互に手を叩く。こうした遊びははからずも共同行為の練習になっている」と述べ、この

ように「一緒に同じことを同調して行うことには、何か心が満たす要素がある」としている。そして、身体を連動させることの快適さが、その先にある「協力」という社会的理解や社会的行動へとつながっていくという。

また、身体を包む皮膚を世界との仕切りとして捉え、動くことによって周囲の世界や空間との相互的な関わりをつくり、そこに他者の身体との関わりが生じることにより、「他人の身体と動作を自分の身体を通して理解する」ことになるという。このような考えに沿って、幼児期における外の世界や空間、そして他者の身体との出会いがどのように行われているのかを捉えることから検討を始める。

2. 遊びの世界での関わり

西村（2005）は、「遊びの中動相」（pp. 24-33）を説明する際に、環境との関わりの例を挙げている。「遊びがある」ということを、その構造や様態において「遊隙（ゆうげき）」があり、その内部に「遊動」という往還の反復が生じていることとして説明する。そして、「さざなみに反射する光」や「とんびのゆったりとした旋回」、「魚の回遊」といった自然現象は、「自然科学者がやるように、これらの現象を、それ自体として観察してみれば、そこにはただ、ある必然的法則にしたがった自然現象の一断片が見いだされるにすぎない」という。この「風や光」、「とんびや魚」が、われわれの目に遊びと見えることがあるのは、それらを見ている「わたし（の目）」が遊び手となり、独自の身構えをもち、関与したからであるという。そのうえで、遊び行動を「遊動の生成、現出にかかわる行動である」と定義づけている。そして、ここでの「かかわる」ことについて、坂部恵の「ふれる」という感覚の説明を用いながら、「もつ—もちいる」関与ではなく、主・客の転換可能性をもつ「に・遊ぶ」という関与であるとしている。

3. 保育環境におけるモノとの関わり

3-1. 調査対象

都市部に位置する保育園の2歳児クラス（11名）を対象に、保育活動における遊びの様子を動画撮影を含む方法で記録した。対象園は園庭を有しておらず、保育室の一室を0・1歳児クラスと2歳児クラスで仕切りを用いて区分し、保育を行っている。

3-2. 調査の方法と分析

3回の観察記録を行い、その記録を基に、子どもの動作の種類と動きの変化を分類した。各観察の間隔は1週間とし、1回の観察時間は30分程度であった。moffn との関わり方を検討するため、1回目はmoffn がない状態での保育活動を観察・記録した。2回目と3回目は、moffn に初めて触れる場面から、それを用いた子どもの遊びが展開する様子までを観察・記録した。

3-3. 分析の結果と考察

moffn との出会いによって現れた子どもの行動と、他者との関わりの変化について、追加資料を用いて提示する。

[参考文献]

バーバラ・トヴェルスキー、渡会圭子訳、Mind in Motion, 2022. 3, 森北出版
西村清和、遊びの現象学, 2005, 勁草書房

筋力トレーニング実施率の時系列分析： 1996年から2024年のスポーツライフ・データの 二次分析を通じて

堀田文郎（早稲田大学）・下窪拓也（順天堂大学）・中澤篤史（早稲田大学）

I. 筋力トレーニングの現在地

身体活動不足が世界的な公衆衛生上の課題として認識されるなか、筋力トレーニングは健康の維持・増進に資する重要な運動習慣として位置づけられてきた。例えば、世界保健機関が2020年に公表した「WHO身体活動・座位行動ガイドライン」では、成人および高齢者に対して、全ての主要筋群を用いる中強度以上の筋力向上活動を週2日以上行うことが推奨されている（World Health Organization, 2020）。別言すれば、筋力トレーニングは競技力向上や体力づくりのための運動にとどまらず、広く人々の健康にかかわる運動習慣として国際的な位置づけを与えられてきたのである。

では、推奨された運動習慣としての筋力トレーニングは実際にどの程度実施されているのか、また、その実施率はどのように変化してきたのか。本研究ではこれらの問いについて検討したい。

II. 先行研究の検討と本研究の目的

筋力トレーニングの実施状況をめぐっては、アメリカやオーストラリア、スコットランドなどを対象とした研究において、週2日以上の実施を一つの主要な基準としながら、性別や年齢、学歴、居住地域といった諸属性と筋力トレーニング実施率との関連が分析されてきた（Bennie et al., 2016a; Bennie et al., 2018; Rhodes et al., 2017; Strain et al., 2016など）。なかでも、本研究に重要な示唆をもたらすのが、筋力トレーニング実施率の時系列的な変化を分析した諸研究である（Bennie et al., 2016a; Bennie et al., 2020; Hyde et al., 2021）。ここでは、アメリカやオーストラリアにおいて、①筋力トレーニング実施率（週2日以上頻度で筋力トレーニングを実施している人の割合）が上昇傾向にあること、②種々の属性（年齢・性別・学歴・所得など）に応じて実施率に統計的に有意な違いがあることなどが報告されている。

こうした研究に対して、日本を対象とした研究においても、筋力トレーニング実施率とその実施に関連する要因についての知見が提出されてきた。例えば、Harada et al. (2008) は、笹川スポーツ財団の「スポーツライフ・データ2006」の二次分析を通じて、2006年時点における成人の筋力トレーニング実施率を明らかにするとともに、年齢、性別、喫煙習慣、主観的な体力といった変数が定期的な筋力トレーニング実施と有意に関連していたことを報告している。さらにその後の研究では、主として高齢者を対象としながら、筋力トレーニング施設へのアクセスや自宅でのトレーニング器具の保有といった環境的要因をはじめ、定期的な筋力トレーニング実施に関連する諸要因が検討されている（Harada et al., 2011; Harada et al., 2014; Harada et al., 2016）。

以上のように既存の研究では、筋力トレーニングの実施状況をめぐって、実施率やそれに関連する要因についての知見が蓄積されてきた。一方で、筋力トレーニング実施率の時系列的な変化を扱った研究は未だに限られているといえよう。特に、日本を対象とした研究においては、特定時点における実施率とそれに関連する要因の把握に議論がとどまっており、日本において筋力トレーニング実施率がどのように推移してきたのか、また、その推移が年齢や性別などの属性によってどのように異なるのかといった問いは、分析の射程外とされてきた。

以上の議論を踏まえ本研究では、日本社会における筋力トレーニング実施率（週2日以上頻度で筋力トレーニングを実施している成人の割合）の推移とその背景について検討を行う。より具体的には、1996年から2024年にかけて笹川スポーツ財団が隔年で収集してきた「スポーツライフ・データ」の二次分析を実施する。これにより、筋力トレーニングという推奨された運動習慣が実際に日

本社会へどの程度普及しているのか、また、その実施率がいかなる属性と関連し、どのように変化してきたのか、これらの問いについて検討することが本研究の目的である。

Ⅲ. 方法

1. データ

上述の通り本研究では、量的調査データの二次分析を行う。二次分析にあたり、笹川スポーツ財団に「スポーツライフ・データ1996」から「スポーツライフ・データ2024」までの個票データの使用申請を行い、申請が受理されたのち、データの提供を受けた。本研究では、1996年から2024年まで隔年で実施された計15回の調査データを統合して分析に用いた。

各データは、笹川スポーツ財団が実施した「スポーツライフに関する調査」によって収集されたものである。同調査は、全国に居住する成人男女を対象として、国内のスポーツ活動の実施状況などを把握することを目的として実施されている。ただし、調査対象者の年齢範囲をめぐっては、2014年調査までは20歳以上であったのが、2016年調査以降は18歳以上とされる等、調査年によって一部異なっている。また調査の実施時期について、多くの調査年では5月から7月を中心に調査が実施されているものの、2020年調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年よりも遅い8月から9月に実施された。調査が実施された時期や状況を勘案すると、2020年のデータをめぐる分析については、一定の留保が必要であるものと考えられる。本研究における分析には、各調査年の個票データに含まれる回答者計35,547ケースを分析対象とした。

2. 変数

(1) 従属変数：筋力トレーニング実施の有無、筋力トレーニングの実施場所

本研究では、筋力トレーニング実施率を扱う先行研究が週2日以上の実施を基準として用いてきたことを踏まえ、週2日以上筋力トレーニング実施の有無を主要な変数とした。また分析にあたっては、先行研究(Bennie et al., 2016a; Bennie et al., 2018; Bennie et al., 2020; Harada et al., 2008; Vezina et al., 2014など)を参照しつつ、年間104日以上、月間8日以上、または週2日以上筋力トレーニングを実施したと回答した者を、いずれも週2日以上の実施に相当するものとして扱った。そのうえで、これらの基準のいずれかを満たした者を「筋力トレーニング実施者」、基準を満たさなかった者を「非実施者」とした。

加えて、筋力トレーニングがどのような形で実施されているのか、その一端を把握するために、実施場所に関する項目についても集計を行った。この点について本研究では、各調査年に設けられた実施場所の選択肢を「自宅」「トレーニングルーム」「その他」の3区分に分類し、各区分に該当する者の人数と割合を算出した。

(2) 独立変数：年齢・性別・都市規模・職業

本研究では、属性ごとの筋力トレーニング実施率、および、各属性における実施率の時系列的な変化を把握するため、年齢、性別、居住する都市の規模および職業を独立変数として用いた。年齢は、18-29歳、30-39歳、40-49歳、50-59歳、60-69歳、70歳以上の6区分とした。居住する都市の規模については、「人口10万人以上の都市」「人口10万人未満の市」「町村」の3区分とした。職業については、各調査年における職業分類を共通の区分へと分類した。具体的には、管理職・専門職を「上層ホワイトカラー」、事務職・販売職・サービス職を「下層ホワイトカラー」、生産現場職・技能職・運輸職・保安職を「ブルーカラー」とし、これらに「非就労・専業主婦(主夫)・学生」を加えた4区分とした。

3. 分析方法

本研究では、まず、各調査年における筋力トレーニング実施者の人数および実施率を算出し、1996年から2024年までの実施率の推移を確認した。次に、年齢、性別、居住する都市の規模および職業ごとに、筋力トレーニング実施者の人数および実施率を算出し、それぞれの属性における実施率と、その時系列的な変化を検討した。さらに、筋力トレーニング実施者を対象として、実施場所ごとの人数および割合を算出し、筋力トレーニングが行われる場所の時系列的な変化を確認した。分析に

は、Stata 18を用いた。

IV. 結果

図1は、1996年から2024年までの筋力トレーニング実施率について、分析対象者全体および年齢層別の推移を示したものである。まず、全体の実施率に着目すると、筋力トレーニング実施者の割合は、1996年の2.86%から2024年には8.77%へと上昇しており、長期的に見ると筋力トレーニング実施率が高まっていることが明らかになった。一方で、2020年には前後の調査年を上回る一時的な上昇がみられた。これは、新型コロナウイルス

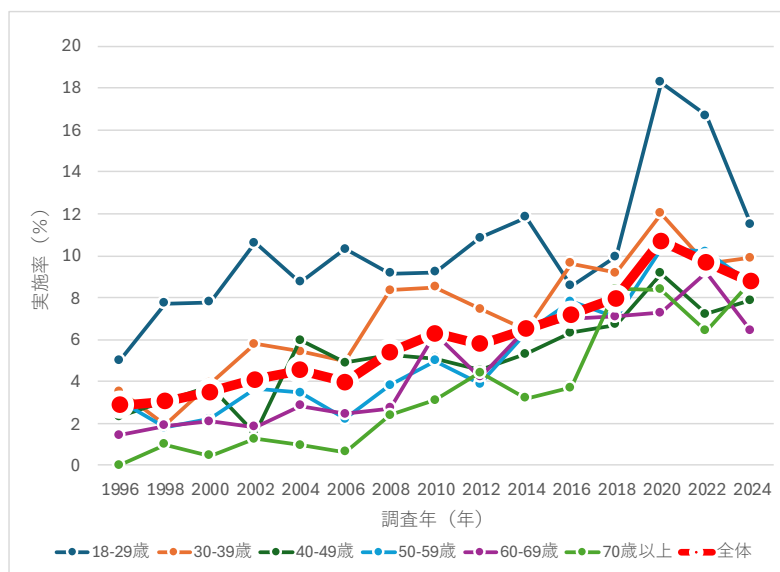


図1 分析対象者全体および年齢層別の筋力トレーニング実施率の推移 (1996-2024年)

感染症の拡大に伴う外出機会の減少や自宅にいる時間の増加によって、自宅でも実施しやすい筋力トレーニングに取り組む者が増加した可能性を示すものと考えられる。その後、実施率は2020年より低下しているものの、こうした一時的な上昇を考慮すると、調査期間全体の推移は上昇傾向にあったといえる。

また、年齢別にみると、筋力トレーニング実施率は調査期間を通じて概して若年層で高く、とりわけ18-29歳は多くの調査年において他の年齢層を上回っていた。その一方で、1996年から2024年までの増加幅に着目すると、18-29歳から70歳以上までの全ての年齢層で、実施率におおむね5ポイント以上の上昇がみられた。この結果からは、筋力トレーニング実施率の長期的な上昇は、もともと実施率の高かった若年層に限って生じたものではなく、中年層や高齢層を含む幅広い年齢層においても確認される変化であったことがうかがえる。

性別ごとの筋力トレーニング実施率については、全ての調査年において男性が女性を上回っており、男性の実施率が女性よりも相対的に高いという構図が約30年間を通じて一貫していた。一方で、1996年から2024年までの実施率の増加幅については、男女ともに5ポイント以上に及んでおり、長期的な増加傾向が共通して確認された。

次に、都市規模ごとの筋力トレーニング実施率について、人口10万人以上の都市では、人口10万人未満の市や町村と比較して相対的に高い値を示す調査年が多かったものの、1996年から2024年までの実施率は全ての都市規模で上昇していた。この結果からは、筋力トレーニング実施率の長期的な上昇が、規模の大きな都市に限られず、人口10万人未満の市や町村を含むかたちで進んできた変化であったものと推察することができる。

職業ごとの筋力トレーニング実施率をめぐるのは、調査年によってその関係が変化しており、「上層ホワイトカラー」、「下層ホワイトカラー」、「ブルーカラー」、「非就労・専業主婦（主夫）・学生」の4区分における実施率に一貫した傾向はみられなかった。対して、1996年から2024年までの実施率の変化に着目すると、筋力トレーニング実施率は、いずれの職業区分においても共通して上昇傾向にあることが明らかになった。

最後に筋力トレーニングの実施場所について、1998年には「その他」を主たる実施場所とする者の割合が最も高かったものの、2000年以降は全ての調査年において自宅を選択した者の割合が最も高い値を示していた。この結果から、筋力トレーニングが実施される場所は必ずしもトレーニングルームに限定されておらず、むしろ自宅が継続的に大きな位置を占めてきたことが明らかになった。

V. 考察と結論

本研究では、アメリカおよびオーストラリアを対象とした時系列分析 (Bennie et al., 2016a;

Bennie et al., 2020; Hyde et al., 2021) において報告された傾向と同様に、日本でも筋力トレーニング実施率が上昇してきたことが明らかになった。このような筋力トレーニング実施率の上昇をめぐって、まず着目すべきは、年齢および性別に関する結果といえよう。本研究では、若年層と男性の実施率が相対的に高く、先行研究 (Bennie et al., 2018; Chevan, 2008; Galuska et al., 2002; Nuzzo, 2020など) において繰り返し報告されてきた年齢差および性別差が日本においても約30年間を通じて確認される結果となった。一方で、若年層や男性の実施率が相対的に高いという構図は維持されながらも、実施率の長期的な上昇は全ての年齢層と男女双方に及んでいることが明らかになった。

対して、都市規模および職業に関する結果は、年齢や性別とは異なる傾向を示していた。先行研究では、高学歴・高所得など社会経済的地位の高い層において筋力トレーニング実施率が相対的に高い傾向にあること (Bennie et al., 2016a; Bennie et al., 2018; Bennie et al., 2020; Chevan, 2008; Hyde et al., 2021など) や、大都市圏居住者の実施率が地方部や遠隔地域の居住者の実施率を上回る傾向にあることが報告されてきた (Bennie et al., 2016a)。これに対して本研究では、都市規模別の実施率には調査年ごとの違いがあったものの、都市規模と実施率との間に一貫した関係はみられなかった。また、職業についても、上層ホワイトカラー、下層ホワイトカラー、ブルーカラー、非就労・専業主婦 (主夫)・学生の実施率の関係は調査年によって変化していた。以上を踏まえるならば、日本における筋力トレーニング実施率の上昇は、大都市や特定の職業層に集中して生じたのではなく、年齢差や性別差を残しながらも、地域や職業の区分を横断したものであったと推察することができよう。

また、この点を考えるうえでは、筋力トレーニングの実施場所に関する本研究の分析結果も着目すべき重要な論点になる。本研究では、2000年以降、自宅が一貫して筋力トレーニングの主要な実施場所となっていることが明らかになった。この結果は、筋力トレーニング実施率の上昇が、専用施設の増加だけによってもたらされたものではないことを示唆していよう。筋力トレーニングは自宅でも実施できるため、その実施は施設の立地や利用にかかる費用に全面的に左右されるわけではなく、こうした特徴が、都市規模や職業に応じた実施率の一貫した傾向がみられなかった所以の一端を成しているものと考えられる。

さて、以上のように本研究の分析からは、日本社会における筋力トレーニング実施率が長期的には上昇してきたこと、また、その上昇が特定の属性に限られず、広範な層に及んでいたことなどが明らかになった。今後の分析では、本研究で確認された実施率の長期的な上昇と属性ごとの推移を手がかりとしながら、実施率の上昇がどのような社会的背景のもとで生じたのか、また、属性ごとの推移の違いがいかなる要因によって形づくられてきたのかについて議論を進めていきたい。

謝辞

本研究の遂行にあたり、笹川スポーツ財団より「スポーツライフ・データ」の提供を受けました。記して感謝申し上げます。

主な引用・参考文献

- Bennie, J. A., Pedisic, Z., van Uffelen, J. G. Z., Charity, M. J., Harvey, J. T., Banting, L. K., Vergeer, I., Biddle, S. J. H., and Eime, R. M. (2016a) Pumping iron in Australia: Prevalence, trends and sociodemographic correlates of muscle strengthening activity participation from a national sample of 195,926 adults. PLOS ONE, 11(4): e0153225.
- Hyde, E. T., Whitfield, G. P., Omura, J. D., Fulton, J. E., and Carlson, S. A. (2021) Trends in meeting the physical activity guidelines: Muscle-strengthening alone and combined with aerobic activity, United States, 1998–2018. Journal of Physical Activity and Health, 18(S1): S37–S44.

※他の引用・参考文献は当日の発表資料に記載する。

福岡県宗像市における運動部活動の地域移行 生徒と保護者の対応

マーガ・マルセル（九州大学大学院 博士後期課程）

1. 目的

本研究は、運動部活動の地域移行が全国的にみても先行して進む福岡県宗像市を対象として、特に保護者や生徒がこの改革をどのように捉えているかを検討する。その上で、今後の地域移行の進展に向けた課題と解決策を提示することを目的とする。

2. 背景

運動部活動の地域移行（現在は地域展開）は、学校教員の負担軽減や少子化対策として、近年急速に進められている主要なスポーツ政策の一つである。そのために、スポーツ庁は、都道府県や市町村向けのガイドラインの策定・見直しを続けている（スポーツ庁 2025）。こうした事情もあり、地域移行によって生じる具体的な課題に対する検討はまだ始まったばかりである。特に、この改革の主体となる生徒や保護者の視点からなされた研究は極めて乏しい。

こうした中、家族、子ども、親に焦点を当てた研究もいくつかは存在する。ある研究では、家族の社会経済的地位が高いほど、地域移行への準備態勢が整っていること、子どものスポーツ活動への支援意欲が高いこと、そして地域移行に伴う負担の軽減と正の相関関係があることが示されている（林田ら 2024）。別の研究では、運動部活動に本来備わっていた教育的意義の喪失の可能性、保護者への経済的負担、および地域移行プロセスにおける生徒の身体能力低下のリスクが指摘されている（岩間 2024）。さらに、例えば笹川スポーツ財団（2024）が行った調査によると、運動部活動の地域移行に関連して保護者が最も懸念している負担は、地域スポーツ活動への送迎に伴う時間的・経済的負担であることが示されている。

しかし、使用されるデータは大規模調査によって得られたものがほとんどであり、これは生徒や保護者が直面する潜在的な問題の概要を把握するには良いが、生徒や保護者の意見を包括的かつ多面的に捉えたり、それが具体的にどのように影響しているかを示すことはできない。

そこで、本研究では宗像市の地域移行の中心である「むなかたアカデミー」に参加する保護者や生徒を対象に調査を実施した。具体的には、参与観察および半構造化インタビューを用いて、質的データの収集に努めた。

3. 研究方法

この研究を開始するにあたり、最初のステップは新設された「むなかたアカデミー」の許可を得た上で、同アカデミーが提供する様々なスポーツ活動を参与観察することであった。2025年8月から同年9月にかけて、11種類のむなかたアカデミッククラブ活動を観察した。その際、参加した生徒を通じて保護者への協力依頼を兼ねた研究資料を配布し、インタビューへの協力を依頼した。

結果、6組の保護者・生徒ペアからインタビューへの同意を得ることができた。インタビューは半構造化インタビューとして行われ、所要時間は40分から90分であった。

半構造化インタビューで収集したデータを分析するため、テンプレート主題分析と呼ばれている King [2012] が提唱する手法を用いた。このプロセスでは、データをコーディングするためにテンプレートが使用される。その後、コーディングしたデータを複数のテーマにまとめ、分析・解釈される。テンプレート主題分析では、事前テンプレートは文献レビューで特定された知見と研究者の

既存知識から構築される。ただし、初期テンプレートは分析過程で新たな知見に応じて変更可能である。記録データのコーディングには NVivo バージョン 15 を使用した。

3. 宗像市における運動部活動の地域移行

本研究の対象地域として選んだのは宗像市である。同市は福岡県内に位置し、福岡市と北九州市の間にあり、面積は 119.7 平方キロメートル、人口は約 9 万 7 千人である。市内には 7 つの中学校があり、これらの運動部活動が地域へ移行されている。

他の地域と比べて、宗像市は人口密度の低い地方都市である。それでも、運動部活動の地域移行に関しては、日本で最も進んだ都市の一つであり、大部分が既に移行済みで、2027 年 9 月までに地域移行を完了させる計画である（宗像市 2026）。この進捗の良さが、本研究の事例に選ばれた主な理由でもある。

この急速な地域移行を支えるため、宗像市は 2023 年に前述のむなかたアカデミーを設立し、その運営の中核にグローバルアリーナ株式会社を据えた。グローバルアリーナは 1999 年に設立された企業で、ユーススポーツの育成・支援を目的としている。また、元プロラグビーチーム「宗像サニックスブルース」の本拠地として知られ、現在もユーススポーツイベントや国内外のユーススポーツ大会などを主催している。

むなかたアカデミーでは現在、月会費が 1500 円から 4000 まで異なる 11 種目のスポーツからなる 13 のクラブ活動を展開している。これらはグローバルアリーナ自身の施設だけでなく、宗像市内各中学校の体育館やグラウンドでも実施されている。

生徒の指導と育成のため、国内外のハイレベルな競技経験を持つ元アスリートを多数採用している。また、夏季トレーニングに適した環境を整えるべく、全ての体育館に空調設備を設置するなどの取り組みも行っている。

しかし、図 1 が示すように、宗像市はルーラルな市区があるため、一部の中学校と練習所はかなり離れている。例えば、1 番の玄海中学校と 10 番のグローバルアリーナは、車で 30 分の距離にある。

さらに調査した結果、公共交通機関や自転車と比べて、車こそが各施設間を移動する最も速く柔軟な手段であることが判明した。

実際、グローバルアリーナなどにはバス停がなく、公共交通機関でのアクセスは迅速かつ容易ではない。車なら 20 分以内で移動できる距離でも、公共交通機関では 1 時間以上かかる場合が多い。さらに、宗像市のバスは午後 7 時を過ぎると運行しないため、平日の活動後に公共交通機関で帰宅することは不可能である。公共交通機関と比較すると、自転車はほぼ同等かそれ以上の速度で移動できる。しかし宗像市は起伏の多い地域であるため、自転車での移動は体力を消耗する。さらに、練習所周辺の地域はかなり暗く、生徒たちにとって様々な安全上のリスクがある。

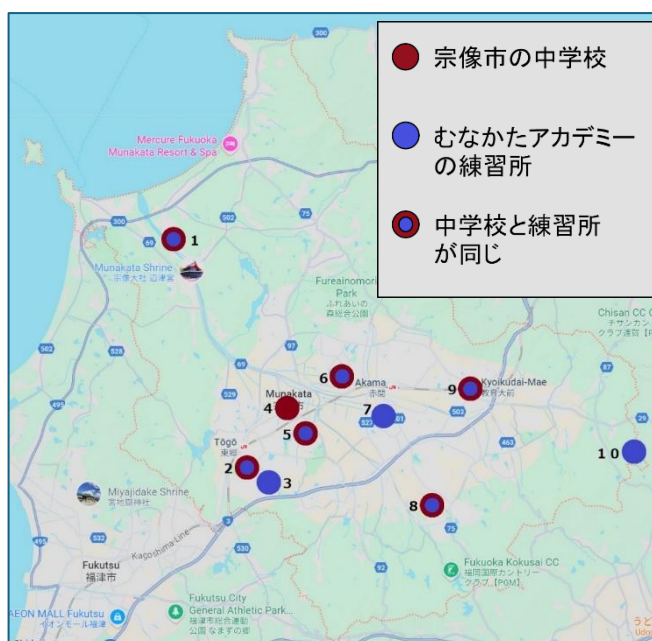


図 1 宗像市の中学校とむなかたアカデミッククラブの練習所(Google マップで自作)
場所は：(1) 玄海中学校；(2) 日の里中学校；(3) 日の里 7 号公園；(4) 福岡県立宗像中学校；(5) 中央中学校；(6) 河東中学校；(7) 東海大学付属福岡高等学校；(8) 自由ヶ丘中学校；(9) 城山中学校；(10) グローバルアリーナ

4. 結果

分析の結果、3つのテーマが抽出された。即ち、「旧システム対新システム：長所、短所、イメージの変化」、「コミュニケーションが安心の鍵」、「家族生活の再構築と適応の必要性」である。中でも、3つ目のテーマは今後の地域移行を考える上で、重要な示唆を呈している。特に送迎による保護者の時間的負担の増加は見逃ごせない。結果を見れば、保護者は子どもの新たな地域スポーツ活動に対応するために、仕事上の調整を余儀なくされ、家族との時間を犠牲にせざるを得なくなっている。

第一に、生徒も保護者もむなかたアカデミーのスポーツ活動を非常に気に入っていることを述べておく必要がある。清潔な施設、指導者や監督の専門性、監督者が多いことで様々なスキルグループで練習できる可能性を、よく挙げている。さらに生徒は、他校の生徒と友達になれることや、上下関係がないことが良いとも挙げている。

しかし、こうした利点がある一方で、参加する保護者全員にとって大きな課題となっているのが、子供を車で練習所まで送迎する必要性である。これにより時間の制約が生じ、現在の家庭生活に深く影響し、そのリズムを乱している。同時に、時間の制約は、保護者が忙しすぎる場合、子供が一人で通えないため練習を休まざるを得ない状況も意味する。例えばある保護者 A は「送迎ができない時はこの人も休まないといけなくなりました」と述べた。その理由は、先に触れた自転車や公共交通機関の問題によるものである。

家族への影響としては、ある保護者が次のように述べている。「外食が増えたりとか家族別々、旦那と別々でご飯食べるとかいうのは増えた気がしますね」[保護者 E]。子どもの送迎に合わせるため、明らかに家族との時間を犠牲にし、外食が増えたり家族揃っての食事が減るといった変化が見られる。

別の保護者は仕事に関する問題をこう述べた。「家でできるものは家でやるようにしたり、そういうのを週末にやったりしてる」[保護者 D]。平日にやっていた仕事を家に持ち帰り、子供が寝た後の深夜にやったり、週末までに延期し、処理したりすることで、生活リズムの変化が見て取れる。

他の保護者たちは、分単位で詳細な一日のスケジュールを説明した。それにより、全てを時間通りに終わらせようとすれば、多くの保護者に1分たりとも余裕がなく、家事の時間も削減せざるを得ない状況が明らかになった。

5. 考察

この地域移行の主な理由の一つは、学校の教師の負担軽減であった。しかし、むなかたアカデミーの場合、負担のいくらかの部分は教師から保護者に移行したようである。もちろん教師の負担を減らすことは重要だが、保護者に大きな負担をかけないことも同様に重要であろう。

指摘されているように、保護者が多忙すぎると生徒はスポーツ活動に参加できなくなる可能性がある。また、通学に伴う時間的負担も、むなかたアカデミーへの参加を希望しながらも実現できない宗像住民にとって主要な要因となり得る。

さらに、家族との時間を犠牲にしたり、家事を減らしたり、深夜や週末に仕事をシフトしたりすることは、保護者の心身の健康に問題を引き起こす可能性があり、家族関係そのものに悪影響を及ぼすかもしれない。

ただし、送迎の問題は宗像特有、あるいは少なくとも宗像に似た地方都市特有の課題も言える。公共交通網が良く発達した大都市では、この問題はより軽微だろう。

したがって、宗像と同様の地域では、生徒と保護者を別々に考えるのではなく、生徒が新たな地域スポーツクラブ活動に自力で通えない限り、地域移行において両者を一体として捉えることが大切であろう。

インタビューに応じた保護者たちは全員、少なくともスポーツ活動への送迎に関しては、平日開始時間が通常まだ勤務時間中であるため、むなかたアカデミーがバスなどを提供してくれる選択肢

があればと望んでいる。しかし、この案は、アカデミー側の費用が大幅に増加し、その分を保護者が月会費として負担することになるため、むなかたアカデミーによって当面見送られた。

むなかたアカデミーが生徒向けに高く評価されるスポーツ環境を整備したとはいえ、宗像における運動部活動の地域移行の現状を全面的な成功と見なすのは難しい。依然として大きな課題が残っているからである。

6. 主要引用文献

岩間英明. 2024. 運動部活動の地域移行における現状とその課題. 松本大学研究紀要 22: 1-15.

King, Nigel. 2012. Doing Template Analysis. In: Symon, G. & Cassell, C. (Eds.), *Qualitative Organizational Research*. Sage: 426-450.

笹川スポーツ財団. 2024. 保護者視点で考える運動部活動の活動実態と地域連携・地域クラブ活動への移行. https://www.ssf.or.jp/thinktank/sports_life/column/202412.html (2026年7月25日)

スポーツ庁. 2025. [地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議] 最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～.

林田敏裕・醍醐笑部・清水紀宏. 2024. 運動部活動の地域移行に対する保護者の態度に影響する要因：社会経済的地位に着目して. 体育学研究 69: 299-315.

宗像市. 2026. 宗像市の部活動改革の取組について.

試合機会の均等化を志向した中学生向けソフトテニス大会の 設計と評価

—広島大学ソフトテニス教室主催 HSK カップを事例に—

横川 知司（広島大学大学院教育学研究科 学生・博士後期課程）

神田 颯（広島大学大学院人間社会科学研究科）

1. はじめに

競技スポーツにおける大会は、競技者が日常の練習成果を発揮し、勝敗や順位を競う中心的な機会である。とりわけジュニア期では、試合は競技成績を決定するだけでなく、実戦の中で技術・戦術を試し、ルールや審判法を理解し、他者との関係を経験する場でもある。一方、中学生が参加する競技大会では、限られた日程と施設のもとで順位を決定する必要から、勝ち上がり型のトーナメント方式が広く用いられている。トーナメント方式は競技成績を明確にする点で合理的であるが、勝ち上がった選手・ペアほど試合数が増え、早期に敗退した選手・ペアほど実戦経験が少なくなるという構造を持つ。したがって、ジュニアスポーツを考える際には、大会への参加機会だけでなく、大会内部で実際にどの程度の試合経験が配分されているのかにも着目する必要がある。

これまで学校運動部活動については、学校教育との結びつきや制度的位置づけ、教師の関与、活動の過熱などが論じられてきた（中澤，2014；内田編，2021）。また、ジュニアスポーツについては、子どもの発達や家庭・地域との関係、スポーツ経験の格差、競技への継続的関与など、多面的に検討する必要性が指摘されている（友添，2011；滝口，2011；清水，2021）。これらの議論を踏まえると、学校内外を問わず、子どもがどのようなスポーツ経験を得られるかという視点から競技機会を検討することが重要となる。しかし、大会の運営方式そのものに着目し、勝敗を競う仕組みを維持しながら、参加者の試合経験の偏りをどのように緩和できるかを具体的な実践から検討する余地は大きい。

そこで本研究では、広島大学ソフトテニス教室が主催した「HSK カップ」を事例に、試合機会の均等化を志向した中学生向けソフトテニス大会の設計と参加者評価を明らかにすることを目的とする。本研究でいう「試合機会の均等化」とは、全参加者の試合数を完全に同一にすることではない。①勝敗によって試合経験が過度に偏ることを緩和すること、②競技水準が近い相手との対戦機会を増やすこと、③敗退後にも順位決定戦や練習試合を設定して一定の試合経験を確保すること、の3点を意味する。すなわち、勝敗や競争を弱めるのではなく、既存の勝ち上がり型大会を補完する大会方式として位置づける。

2. 方法

分析対象は、広島大学ソフトテニス教室が広島大学で開催した第1回 HSK カップ（2025年11月30日）と第2回 HSK カップ（2026年3月28日）である。第1回は43ペア86名、第2回は

87 ペア 175 名が参加した。対象は主として中学生であり、小学生高学年の参加も認めた。分析資料には、大会要項、リーグ表・トーナメント表、試合結果、運営記録および大会終了後に実施した選手・保護者へのアンケートを用いた。アンケート回答数は第 1 回 35 件、第 2 回 86 件であり、設問によって有効回答数は異なる。

アンケートでは、大会全体の満足度、大会方式、試合数、レベル別対戦、今後の参加意思等について尋ねた。本研究では、これらを単純集計し、大会方式に対する参加者評価を記述的に検討した。また、第 1 回で確認された課題と、それを踏まえて第 2 回で変更した大会方式を比較し、実践の改善過程を整理した。アンケートの回答フォーム冒頭には、回答内容を大会運営の改善に用いるほか、今後の研究に使用する可能性があることを明示し、回答は任意・無記名で実施した。

大会設計では、参加者の競技水準を考慮して A・B・C の 3 段階に分類し、可能な限り同程度の水準のペアが予選リーグで対戦するようにした。予選後は、A リーグおよび B リーグ上位を中心とする上位トーナメントと、B リーグ下位および C リーグを中心とする下位トーナメントを設定した。さらに、決勝トーナメント敗退後にも順位決定戦・練習試合を追加した。第 2 回では第 1 回の反省を踏まえて男女別の編成に変更し、「全員が最低 5 試合を経験できること」を運営上の目標として、空きコート可能な限り順位決定戦や練習試合に充てた。

表 1 HSK カップの概要

	第 1 回	第 2 回
開催日	2025 年 11 月 30 日	2026 年 3 月 28 日
会場	広島大学第 5 テニスコート	広島大学第 3・4・5 テニスコート
参加	43 ペア 86 名	87 ペア 175 名
実施試合数	129 試合	250 試合
アンケート	35 件	86 件

3. 結果

第 1 回では、予選リーグ 61 試合、決勝トーナメント 43 試合、順位決定参考試合 25 試合の計 129 試合を実施した。1 試合を 2 ペアの試合経験として換算すると、1 ペア当たりの試合経験は平均 6.0 試合となる。大会全体の満足度は、有効回答 34 件のうち「満足」25 件、「やや満足」6 件で、31 件 (91.2%) が肯定的であった。予選リーグから決勝トーナメントへ進む大会方式については 32 件 (94.1%) が「良かった」と回答し、試合数は 24 件 (70.6%) が「適切」と回答した。レベル別対戦は「良かった」27 件、「どちらかといえば良かった」5 件で、計 32 件 (94.1%) が肯定的に評価した。

一方、第 1 回では、男女を分けない大会方式について評価が分かれたほか、選手の競技水準を十分に把握できず、適切なリーグに配置できなかった例が確認された。また、副審の配置、待機時間、欠場者発生時の組合せ変更、試合進行の周知、運営スタッフ不足等の課題も生じた。これらを踏まえ、第 2 回では男子・女子を分けて予選リーグと決勝トーナメントを編成し、申込締切の前倒しや競技水準の事前把握、運営スタッフの役割分担等を改善した。

第 2 回では、参加規模の拡大に対応して広島大学第 3・4・5 テニスコートを使用し、男子 153 試合、女子 97 試合の計 250 試合を実施した。1 ペア当たりの試合経験は平均約 5.7 試合となっ

た。大会全体の満足度は86件中「満足」55件、「やや満足」22件で、77件（89.5%）が肯定的であった。大会方式は「良かった」76件、「どちらかといえば良かった」9件で、85件

（98.8%）が肯定的に評価した。試合数については67件（77.9%）が「適切」と回答した一方、「やや少ない」14件、「少ない」1件であり、より多くの試合を希望する参加者もみられた。

レベル別対戦については「良かった」62件、「どちらかといえば良かった」17件で、79件（91.9%）が肯定的であった。また、男女を分けて試合を実施した点については、有効回答85件のうち65件が「分けた方が良い」と回答した。今後の参加意思については「参加したい」74件、「どちらかといえば参加したい」10件で、継続参加に前向きな回答が多数を占めた。その一方で、決勝トーナメントの進行状況によって順位決定戦の実施数が異なり、ペアごとの試合数や対戦相手に差が生じることも確認された。

表2 主なアンケート結果

項目	第1回	第2回	評価区分
大会全体の満足度	31/34 (91.2%)	77/86 (89.5%)	満足+やや満足
大会方式	32/34 (94.1%)	85/86 (98.8%)	肯定的評価
試合数	24/34 (70.6%)	67/86 (77.9%)	「適切」
レベル別対戦	32/34 (94.1%)	79/86 (91.9%)	肯定的評価

4. 考察

以上の結果から、予選リーグ、競技水準別の組合せ、複数の決勝トーナメント、敗退後の順位決定戦・練習試合を組み合わせる方式は、参加者から概ね肯定的に受け止められた。特に、両大会ともレベル別対戦への肯定的評価が9割を超えたことは、単に試合数を増やすだけでなく、

「同程度の競技水準の相手と試合をする」ことが参加者の大会経験にとって重要である可能性を示している。試合機会を考える際には、試合数という量的側面だけでなく、対戦相手の水準や勝敗の競り合いなど、試合経験の質を合わせて検討する必要がある。

また、本大会はトーナメント方式を廃止したものではない。予選後には優勝・入賞を決定する決勝トーナメントを設け、競技として勝利を目指す構造を維持している。そのうえで、敗退後にも試合を設定することで、勝敗によって試合経験が極端に分かれることを緩和しようとした。この点から、試合機会の均等化は「結果の平等化」ではなく、真剣に競う機会をより広い参加者に配分する大会運営上の工夫として捉えることができる。

ただし、完全な均等化には限界がある。大会では参加ペア数、コート数、開催時間、欠場、試合時間の長短、勝ち上がり状況が相互に影響するため、すべてのペアに同一の試合数を設定することは難しい。第2回でも250試合を実施した一方、試合数を少ないと感じた回答や、順位決定戦の実施数に関する不公平感が残った。また、試合数を増やすほど運営負担や選手の身体的負担も増えるため、「多く試合をさせること」自体を目的化するのではなく、安全管理や休憩時間、終了時刻との調整も必要である。

本研究には、主催者自身が実施した2大会を対象とする記述的な事例研究であること、一般的なトーナメント大会との比較を行っていないこと、第1回のアンケート回答率が高くないこと、選手と保護者の回答が混在していることなどの限界がある。したがって、本結果のみから、本大会方式が競技力や競技継続意欲を高めたと因果的に結論づけることはできない。今後は、ペアご

との実試合数，対戦相手の水準差，試合得失点等を用いて試合経験を定量化し，既存大会との比較を行う必要がある。

5. おわりに

本研究では，HSK カップを事例として，試合機会の均等化を志向したジュニア向けソフトテニス大会の設計と評価を検討した。予選リーグと競技水準別の編成，敗退後の順位決定戦・練習試合を組み合わせることで，勝敗を競う大会の性格を維持しながら，多くの参加者に複数の試合経験を提供することができた。また，大会方式およびレベル別対戦は両大会で高い評価を得た。一方，試合数の完全な均等化は困難であり，競技水準の把握，進行管理，運営人員，安全性を含む大会運営上の課題も残された。今後は，「試合数」と「対戦の質」の双方から大会方式を評価し，ジュニア期の競技経験を補完する地域スポーツ実践としての可能性を検討していきたい。

主な参考文献

- 清水紀宏（2021）『子どものスポーツ格差—体力二極化の原因を問う』大修館書店.
- 友添秀則（2011）「ジュニア・アスリート」問題の交点.「現代スポーツ評論」，24：10-19.
- 滝口隆司（2011）拡大する子どもの「スポーツ市場」と格差社会による二極化.「現代スポーツ評論」，24：38-49.
- 中澤篤史（2014）『運動部活動の戦後と現在—なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか』青弓社.
- 内田良編（2021）『部活動の社会学—学校の文化・教師の働き方』岩波書店.
- 渡正（2025）『スポーツ社会学』一般社団法人放送大学教育振興会.

ドイツのシュポルトシューレにみる「連盟」組織の機能

—伝導的形態と指導者養成—

溝口赳史（明治大学大学院 学生・博士前期課程）

釜崎太（明治大学）

ドイツの「シュポルトシューレ (Sportschule)」は、広大な敷地に各種のスポーツ施設、会議施設、宿泊施設などを備えた総合スポーツ研修施設として知られている。日本においてのみならずドイツ国内においても、シュポルトシューレをテーマとした研究は限られており、その全体像を評価することが困難な対象のひとつになっている。

日本においてシュポルトシューレと同じような機能を期待されているのがJヴィレッジである。Jヴィレッジは1996年に東京電力が原子力発電地域の振興事業の一環として総工費約130億円を投じて建設した施設を福島県に寄付し、それを株式会社Jヴィレッジ（日本サッカー協会、Jリーグ、福島県、東京電力などによる出資）が運営している。陸上トラック付のグラウンドを含む計11面のピッチに加え、屋内アリーナ、温水プール、トレーニングジム、テニスコート、約200室の宿泊施設などが併設されている（Jヴィレッジ, p. 9-10）。サッカー日本代表をはじめ、各年代のトップアスリートのトレーニング施設として利用されているほか、一般にも広く開放され、コロナ前には年間50万人ほどが訪れていた（Jヴィレッジ復興プロジェクト委員会, 2015, p. 1）。

このJヴィレッジの建設に先立って、1995年には機械振興協会・経済研究所から電通東北への委託事業として「東北地域スポーツシューレ及びスポーツ産業振興に関する調査研究」が実施されている。翌96年に、糸野豊仙台大学学長を委員長とする委員会の報告書が『東北地域スポーツシューレ及びスポーツ関連産業振興に関わる調査報告書』として提出された。同報告書は、ドイツのシュポルトシューレの特徴を、概ね次のように整理している。「①州政府等の協力のもと州サッカー連盟や種目別スポーツ連盟、その連合体である州スポーツ連合（ママ：引用者）が設置し、州サッカー連盟・州スポーツ連合等が管理運営する。②サッカーの研修・トレーニング施設を中心に、他のスポーツ種目のための多様なスポーツ施設と、利用者のための研修、宿泊、飲食、医療、アフタースポーツの各種機能を有する。③スポーツクラブの活動に携わる各種目の指導者養成と、集中的なトレーニング機会の提供が主な施設設置の目的とされる。④各種スポーツ施設が集積する大規模なスポーツパークゾーンの中核施設として『スポーツシューレ』が位置づけられている」（機械振興協会・経済研究所, 1996, p. 5の要約）。これらがシュポルトシューレの特徴であることは間違いないが、ここで注目したいのは、同報告書におけるシュポルトシューレの定義である。同報告書によれば、シュポルトシューレとは「地域のスポーツ振興拠点として各種のスポーツ施設を備えた総合スポーツ研修・トレーニング施設を意味している」（機械振興協会・経済研究所, 1996, p. 5）。つまり、シュポルトシューレは大規模な「施設」として捉えられているのである。

このような理解は、他の日本の先行研究にも共通してみられる。例えば、さいたま市が2021年に示した「さいたまスポーツシューレ」の構想においても、ドイツをひとつのモデルとする建設計画が進行中であるが、やはりドイツのシュポルトシューレは「スポーツ施設だけでなく、クラブハウスや研究施設、宿泊施設などを総合的に併せ持つ施設のこと」（鈴木, 2021, n. pg.）と把握されている。さらに、この事業を紹介した原田宗彦も「ドイツの滞在型総合スポーツトレーニング研修施設のこと」（原田, 2020, p. 7）と記している。

もっとも、以前の日本にはみられなかった広大で充実した施設を体験した人々が、日本にも同様の環境を整備したいと考えるのは当然であろう。川淵三郎（2006, pp. 28-34）も、シュポルトシューレで受けた衝撃をJリーグ構想の原点として語っている。それゆえ、シュポルトシューレを施設として捉える見方にも、日本のスポーツ環境を変革する契機としての意義があったと評価できるであろうし、今後もそのポテンシャルは変わらないだろう。

1996年に「スポーツシューレ研究会」（1996, pp. 59-75）が公表した論考「次世代に求められるスポーツ環境整備のあり方—日本型スポーツシューレの可能性」には、ドイツ全体の事情にまで切り込んだ記述もみられる。そこでは例えば、①スタジアムを支える地域住民との関係、②コミュニ

ティ・スポーツの拠点、③地域住民の暮らしと密着した道路空間、④住民参加・交流の仕掛けづくりの重要性が指摘されるなど、ドイツのスポーツ環境を見渡しながら、日本のスポーツにとって必要な事項がまとめられている。さらにはドイツのスポーツ「システム」や「制度」への着目を促すような記述も散見される。しかしそこにおいても、ドイツのスポーツシステムのなかでシュポルトシューレが果たしている役割や、その制度としての機能については触れられていない。しかし、シュポルトシューレを「施設」としてのみ捉えるのでは、ドイツのスポーツシステムのなかで果たしている役割を十分に把握することはできない。本報告では、シュポルトシューレをスポーツ施設、研修施設、宿泊施設の集合体としてではなく、連盟組織が指導者養成と組織能力の形成を継続的に担う「制度」として捉え、その機能を制度論的に分析する。

シュポルトシューレに関する研究は、ドイツ国内においても進んでいない。推測される要因としては、第一に、ドイツではシュポルトシューレによって指導者養成がおこなわれることが当然になっているため、研究対象として注目されにくいという事情があるだろう。第二に、シュポルトシューレの設置主体や歴史的な成立過程が様々ではないことがあげられる。例えば、戦後間もなく、地域のスポーツクラブの協力によって建設が始められたヘネフのような事例もある。このように各施設が異なる設置経緯と運営主体を持つことが、全国的な統一把握を困難にしている可能性がある。そのため、全国のスポーツ統括組織であるドイツ・オリンピック・スポーツ連盟の公式 HP などをも、シュポルトシューレの総数を把握しているような統計資料はみられず、各州の HP からその実数を推計しなければならないのが現状である。例えば、先にあげた機械振興協会・経済研究所の報告書では、シュポルトシューレはドイツ全国に「21 カ所」存在するとされている（機械振興協会・経済研究所，1996，p. 5）。これに対して 2010 年に公表されているドイツ国内の研究では 22 カ所となっている（Schorer, 2010, p. 1）。この数字の違いは、どちらかが正しくどちらかが間違っているというよりも、シュポルトシューレの多様性に起因すると考えるべきだろう。シュポルトシューレには、州スポーツ連盟が設置している施設もあれば、州サッカー連盟が設置している施設もある。大規模なスポーツ施設を擁する施設もあれば、宿泊施設を中心とした小規模な施設も存在する。さらに近年では、名称を変更した施設、他施設と統合された施設、運営の一部に企業形態を導入した施設もみられる。この多様性がその全体的な把握を困難にしているのである。

本報告では、公式 HP 等から運営形態を確認できた 21 施設を対象とし、公開資料の分析と施設長へのインタビュー調査を通じて、ドイツのシュポルトシューレの特徴を明らかにする。繰り返すが、本報告のオリジナリティは、シュポルトシューレを「制度」として捉えるところにある。その詳しい内容は報告にゆずるが、以下にその概略を簡単に示しておきたい。

ドイツのスポーツシステムは「伝導的形態 (missionary configuration)」に位置づけられる。2004 年に欧州理事会の委託調査においてフランスのスポーツ社会学者ジャン・カミュらが示した欧州スポーツシステムの類型 (VOCASPORT Research Group, 2004) にもとづいて、イギリスのスポーツ政策学者イアン・ヘンリーが EU 加盟 25 カ国を分析し、欧州のスポーツシステムを次の 4 類型にまとめている (Henry, 2009, pp. 45-47)。第一に「官僚的形態 (bureaucratic configuration)」である。多くの旧東欧諸国がこの類型に位置づけられている。第二に「起業家的形態 (entrepreneurial configuration)」である。イギリスなど市場経済の強い国がここに位置づけられている。第三に「伝導的形態」である。ドイツをはじめデンマークやイタリアなど、ボランティア・セクターを中心に組織が運営されている国々が位置づけられている。第四に「社会的形態 (social configuration)」である。ここにはオランダが位置づけられている。ヘンリーの評価では、もっとも多様なセクター（企業・行政・地域ボランティアなど）が組織運営にかかわっているという意味において、第四の社会的形態がバランスの取れたシステムとなっている。一方、ベルギーのスポーツ・マネジメントの研究者アニック・ウィレムらは、連盟によるスポーツ団体の組織能力の形成という観点から、ドイツのスポーツシステムを積極的に評価している (Willem and Scheerder, 2017, pp. 315-316)。つまり、ボランティアのスポーツ指導者にクラブを運営していくような組織能力の教育がおこなわれているというのである。さらに、そのような指導者養成について、オランダでは国家を中心にその育成が図られているのに対して、ドイツでは国家が直接担うのではなく、スポーツ団体の自立性を基礎として実施されている。

シュポルトシューレは指導者を養成し、クラブの運営に必要な組織能力を形成する拠点となっている。その運営を中心的に担っているのが州スポーツ連盟や州競技連盟などの連盟組織なのである。では、ドイツの伝導的なスポーツシステムのなかで、シュポルトシューレをひとつの「制度」として捉えるとき、連盟組織はいかなる機能を果たしているのか。本報告では、シュポルトシュー

レの公開資料の分析と施設長へのインタビュー調査を通じて、この問いを明らかにする。

文献一覧

邦文

- 原田宗彦 (2020) スポーツによるまちづくり戦略. 国際文化研修. 107. pp.6-11.
- J ヴィレッジ復興プロジェクト委員会 (2015) 『「新生J ヴィレッジ」復興・再整備計画』
https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/229813_526869_misc.pdf (閲覧日: 2026年8月5日)
- 株式会社J ヴィレッジ. J ヴィレッジ総合ガイド. <https://j-village.jp/files/69d8bf59464b90.84123037.pdf> (閲覧日: 2026年8月5日)
- 川淵三郎 (2006) 虹を掴む. 講談社.
- 機械振興協会・経済研究所 (1996) 東北地域スポーツシュール及びスポーツ関連産業振興に関わる調査報告書.
- スポーツシュール研究会 (1996) 次世代に求められるスポーツ環境整備のあり方—日本型スポーツシュールの可能性. 月刊レジャー産業. 10. 59-75.
- 鈴木昇 (2021) 「さいたまスポーツシュール」の取組について.
https://www.mext.go.jp/sports/content/20210311-spt_stiiki_000012759-3.pdf (閲覧日: 2026年8月5日)

欧文

- Henry, I. (2009) European models of sport. Governance, organisational change and sport policy in the EU. Hitotsubashi Journal of Arts and Sciences, 50: 41-52.
- Schorer, P. (2010) Ein Vergleich der Sportschulen in Hennef und Oberhaching. München. GRIN Verlag.
- VOCASPORT Research Group (2004) Vocational education and training in the field of sport in the European Union: situation, trends and outlook. Lyon: European Observatoire of Sport and Employment. http://francepleinair.fr/wp-content/uploads/2015/10/VOCASPORT_Final_Report_en.pdf. Retrieved July 8 2025.
- Willem, A., Scheerder, J. (2017) Conclusion: The Role of Sport Policies and Governmental Support in the Capacity Building of Sport Federations. In: Scheerder, J., Willem, A. and Claes, E. (Eds.) (2017) Sport Policy Systems and Sport Federations: A Cross-National Perspective. Palgrave. Macmillan. 303-320.

ハート・オブ・ミドロシアン FC の地域性

―「集中的オーナーシップ」から「コミュニティ・オーナーシップ」へ―

江口波輝（明治大学大学院 学生・博士前期課程）

本報告で取り上げるのは、スコットランドのプロサッカークラブ「ハート・オブ・ミドロシアン FC (Heart of Midlothian Football Club)」、通称「ハーツ」である(以下「ハーツ」と略記)。ハーツは、スコットランド・プレミアシップを代表するクラブのひとつである。それと同時に、地元地域の人々が主体となってクラブを支える「コミュニティ・オーナーシップ」の代表的事例としても知られている。スコットランドには、イングランド、スペイン、ドイツのようにクラブの地域性を制度的に保護する規定はない。それにもかかわらず、ハーツは地域住民による経営を維持しながら、クラブの地域的アイデンティティを継承してきた点で注目される。

周知のように、欧州はプロサッカー・ビジネスが世界で最も発展した地域である。その背景には、各クラブが地元地域を代表する存在として承認され、他の地域を代表するクラブとの競争を積み重ねてきた歴史がある。すなわち、クラブが地域の「象徴」として認識されてきたことが観客動員をはじめとするクラブの発展を支える基盤になってきたのである。こうした地域間の競争は、各クラブに独自の応援「文化」を生み出してきた。日本でいえば、大阪を代表する阪神タイガースに「六甲おろし」が定着したように、欧州ではリヴァプール FC のクラブ・アンセム(応援歌)である「You'll Never Walk Alone」、ボルシア・ドルトムントの「黄色い壁」を演出するコレオグラフ(独特の振付)、FC シャルケの炭鉱労働者の挨拶「Glück Auf!(無事を祈って)」を用いたチャント(リズムをつけた応援)などが、その代表例だろう。

このような文化を生み出し、継承してきた主体は、クラブの経営者や運営企業ではなく、地元住民を中心とするサポーターである。クラブの運営にしても、地元住民、地元企業、地元自治体といった多様なステークホルダーの関係性を抜きに、円滑に進めることはできない。このような関係性は、フランスの社会学者ピエール・ブルデューがいう「社会関係資本」にあたり、地域を象徴する存在としてのクラブは「象徴資本」を形成し、独自の応援文化や伝統は「文化資本」を蓄積していることになる(Bourdieu, 1986)。つまり、欧州のプロサッカークラブは、ブルデューがいう象徴資本・文化資本・社会関係資本を基盤に発展してきたのである。

しかしブルデューは、なぜこれらの象徴・文化・社会関係を「資本」と呼ぶのか。それは、「経済資本」と同様に、「蓄積」され、他の資本へと「転換」できるからである。釜崎太(2026, p. 5)が例示しているように、世界的に有名な FC バルセロナには、ラ・マシアと呼ばれる育成システムやクライフの哲学をペップ・グアルディオラが発展させたポジショナル・プレーなどの文化資本が存在する。それらに加えて、ソシオ制度や地元企業との強固な結び付きという社会関係資本、「カタルーニャの誇り」として社会的に承認された象徴資本も有している。こうした資本の蓄積があるからこそ、「世界的企業がスポンサー契約を結び、放映権にも巨額の価値が生まれる」。つまり、地域社会やサポーターが育み、守り続けてきた象徴資本・文化資本・社会関係資本がスポンサー収入や放映権収入といった経済資本へと転換されているのである。この構造が存在するために、欧州では「クラブは誰のものか」という問いが繰り返し議論されてきた。逆に、日本においてそのような議論がほとんどみられないとすれば、経済資本へと転換されるだけの象徴資本・文化資本・社会関係資本が、欧州ほど十分には蓄積されていないか、あるいはそれらの資本に無自覚的だということになるだろう。

ハーツの歴史においても「クラブは誰のものか」という問いが繰り返し浮上してきた。その争点

のひとつとなったのは、ホームスタジアム、タインキャッスル・パーク (Tynecastle Park) の移転・売却問題であった。タインキャッスルは、1874 年のクラブ創設以来、地元ゴージ (Gorgie) 地区を象徴する存在であった。そこは「ジャンボーズ (ハーツ・サポーターの愛称)」が家族や地域住民と交流する場であり、「ゴージ・ボーイズ」のチャントと「ザ・ハーツ・ソング」のクラブ・アンセムが歌い継がれてきた場所でもあった。ブルデューの理論を用いて整理すれば、タインキャッスルは、地域を代表する「象徴資本」であると同時に、地域住民の交流による「社会関係資本」とファン文化という「文化資本」が蓄積されてきた場所なのである。

ハーツは、スコットランドの首都エディンバラに位置している。同じエディンバラを本拠地とするハイバーニアン FC (以下「ヒブス」と略記) との対戦は、「エディンバラ・ダービー」として知られ、現在でもスタジアムを満員にする屈指の人気カードになっている。

ヒブスは、19 世紀後半、アイルランドからの移民を中心とするカトリック・コミュニティによって創設された。一方のハーツは、第一次世界大戦時に、16 人の選手と約 500 人のサポーターがロイヤル・スコット大隊に志願している。彼らの行動は、戦時下でのサッカーの禁止が唱えられるなかで、そのリーグ戦の継続を支えることにもつながった。この出来事によって、ハーツは国内での地位をゆるぎないものとし、ヒブスとの対照性のなかで「スコットランドを代表するクラブ」として語られるようになったのである。

しかし、今日のハーツを支えている地域住民にとってより重要な対照性は、ヒブスの本拠地である「港湾地区リース (Leith)」と、ハーツの本拠地である「南西地区ゴージ」の地域性の違いにある。ゴージは、「ザ・ゴージ・ボーイズ」のチャントにも歌われているように、「ハーツが生まれ育ったコミュニティ」である。その地域は、醸造所、製粉所、中小工場が集積する産業地区として発展してきた。そのためハーツの地域的なアイデンティティは、移民文化を背景とする港町リースとは異なる文脈のなかで形成されてきた。本報告では、このような地域性がどのような歴史的過程を経てコミュニティ・オーナーシップを成立させたのかを、歴史社会学的に問うことになる。ハーツに関しては、すでにいくつかの先行研究がある。例えば、イギリスのスポーツマネジメントの研究者であるスティーブン・モロー (Morrow, 2023, p. 145) は、マンチェスター・ユナイテッドのサポーターによって設立された FC ユナイテッド・オブ・マンチェスターを特殊事例に位置づける一方で、ハーツを他の地域にも応用可能な「サポーター・オーナーシップ」の汎用例と評価している。また「集中的な所有は、分散的オーナーシップのクラブよりも、スポーツの成功を追求するために高い資金が投入されるが、より低い利益やより高い財務不履行というリスクを伴う」 (Morrow, 2023, p. 132) と指摘している。本報告においても、まずはコミュニティ・オーナーシップの有効性に言及することになる。

一方、コミュニティ・オーナーシップ成立後のハーツのガバナンス体制については、スコットランドのスポーツマネジメント研究者であるアンドリュー・ジェンキンら (Jenkin et al., 2026) が詳細な分析を加えている。しかし、本報告が明らかにしようとするのは、その後のガバナンスではなく、「コミュニティ・オーナーシップはいかにして成立したのか」という問いである。この視角に最も近い研究が、同じくスコットランドのスポーツマネジメント研究者であるアリスティア・アダムスら (Adams et al., 2017) によって展開されている。彼らは、「境界の変化 (boundarychange)」という概念を用いて「株式会社のクラブ」と「ファン・地域社会・スポンサー」の境界、すなわち経営者と支援者をわける境界の変容を明らかにしている。

以上の先行研究の検討を踏まえるならば、本報告の独自性は明らかだろう。本報告では、ブルデューの資本理論を援用することで、「なぜ地域住民やサポーターは、経営者と支援者の境界を超え、クラブの所有と運営に主体的に関与するようになったのか」というリサーチ・クエスチョンに答えようとするのである。

文献一覧

Adams, A., Morrow, S. and Thomson, I. (2017) Changing boundaries and evolving organizational

- forms in football: Novelty and variety among Scottish clubs. *Journal of Sport Management*, 31(2): 161-175.
- Bourdieu, P. (1986) The Forms of Capital. Richardson, J. (Ed.) *Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education*. Westport. Greenwood. pp.241-258.
- Jenkin, A., Morrow, S., & Russell, A. (2026) By the fans, for the future: Football governance under supporter ownership. *Sport, Business and Management: An International Journal*. (早期公開中のためページ未定)
- 釜崎太(2026)「プロローグ：プロスポーツへのアプローチ」釜崎太・二宮清純・小澤一郎編著『プロスポーツ・ビジネスと地域社会—日本と欧州のコモンセクター—』法政大学出版会, pp.1-5. (印刷中. 8 月刊行予定. 著者の許諾済)
- Morrow, S. (2023) *The People's Game? Football, Finance and Society*. 2nd ed. Palgrave Macmillan.

アメリカの高校運動部活動の実態に関する調査研究（５）： カリフォルニア州における高等学校体育連盟と競技システム

中澤篤史(早稲田大学)・小石川聖(早稲田大学大学院・学生・博士後期課程)・東原文郎(帝京大学)

1. 問題関心

アメリカの高校運動部活動は、どのような形態で、どのように実施されているのか。私たち研究グループは、日本と同様に高校運動部活動が盛んなアメリカの実情を調査して、両者の共通点や相違点などを分析することで、アメリカから学びながら、日本が抱える問題を解決したり今後のあり方を展望しようと継続的に研究している。本調査研究プロジェクトには、発表者に名を連ねた３名の他、松本泰介（早稲田大学）、フレッド・アリエル・ヘルナンデス博士（UCLA）、谷口輝世子（在米ジャーナリスト）も加わっていて、共同での現地調査分析と関連資料分析を組み合わせながら検討を進めている。

これまで本学会では、2024 年度大会でカリフォルニア州とミシガン州における高校運動部活動の実態を、2025 年度大会でミシガン州とテキサス州におけるそれらを、フィールドワーク調査結果を元に報告してきた（関連して、2026 年 6 月の日本体育社会学会での実行委員会企画シンポジウムでも成果報告を行った）。

本発表では、その継続的な調査研究の成果である（５）として、カリフォルニア州における高等学校体育連盟と競技システムを対象にした探索的な分析を試みる。なお、本発表は独立した内容を持つものではあるが、関心のある聴者には（６）の発表も合わせて聞いてほしい。

先行研究の検討と調査研究プロジェクトの概要は、2024 年度本学会大会の発表抄録「中澤篤史・東原文郎・小石川聖（2024）『アメリカの高校運動部活動の実態に関する調査研究（１）—カリフォルニア州でのフィールドワークをもとに—』（日本体育・スポーツ・健康学会第 74 回大会、体育社会学専門領域発表抄録集）で詳細に述べてある。重複を避けるため本稿では割愛するが、文献情報も含めて適宜参照してほしい。

2. 本発表の目的と方法

本発表の目的は、カリフォルニア州の高校運動部活動の競技大会を統括する「カリフォルニア州高校体育連盟（California Interscholastic Federation : CIF）」の歴史的背景および組織的特徴を、探索的フィールドワークで得られたデータを元に分析することである。

私たちは、カリフォルニア州の高校運動部活動の実態を調査する中で、そこで競技大会がどのように実施されているのかに関心を持つに至った。2023 年 9 月調査では、同州内の複数の公立高校を訪問し、運動部活動のあり方や組織構造に迫る探索的フィールドワークを実施した。そこで出会った高校運動部活動を指導する多くの教師およびコーチから、運動部活動のメインイベントとして競技大会が持つ意義や課題について話を聞いた。合わせて、実際にフットボールやバレーボールの試合や競技大会を視察すると、充実した施設環境で高度に組織化されたプログラムが用意されていて、多くの生徒や学校関係者、保護者、地域住民が有料チケットを購入して集まり、熱狂する様子を目の当たりにした。こうしたプロセスを経て、試合や競技大会を成立させて統括しているカリフォルニア州高校体育連盟という組織が存在すること、それが高校運動部活動のあり方に大きな影響を与えていることを認識した。

そこで 2024 年 9 月調査では、このカリフォルニア州高校体育連盟に焦点を絞り、それはどのような組織なのか、高校運動部活動の試合や競技大会をいかに統括しているのかを探るためのフィールドワークを行った。具体的には、カリフォルニア州高校体育連盟南部支部（California

Interscholastic Federation, Southern Section : CIFSS) を訪問し、同支部が所有する各種資料の蒐集調査とアシスタント・コミッショナーへのインタビュー調査を行った（写真 1・2）。合わせて、カリフォルニア州高校体育連盟が定めるルールや方針が、現場でどのように受けとめられて運用されているのかを探るため、カリフォルニア州高校体育連盟南部支部の統括範囲にある公立高校および私立高校を訪問して、高校運動部活動を指導する教師およびコーチへのインタビュー調査と、活動実態および試合・競技大会の観察調査も継続した。こうしたカリフォルニア州内での探索的フィールドワークは、2026 年 2 月にも追加で実施した。

フィールドワークの結果は調査日ごとにフィールドノーツに記録した。資料蒐集調査では、現地で閲覧・複写した資料の他、関連団体を含めた各種公式ウェブサイトで公開されている情報も蒐集した。インタビュー調査の結果はフィールドノーツに記録した他、許可を得て録音できた分は文字起こしして日本語に翻訳した。そうして得られた観察結果およびインタビュー結果を、適宜、蒐集した資料や公式ウェブサイト情報と付き合わせて事実確認し精査した。

以上の手続きを経て確定したデータを元に、カリフォルニア州高校体育連盟の目的・事業・ガバナンス・人員などの組織的特徴および歴史的背景について分析することが本発表の主要作業になる。加えて、教師やコーチへのインタビュー調査で得られたデータを用いながら、現場目線から見たカリフォルニア州高校体育連盟の位置づけや影響力についても検討したい。主なインタビュー対象者は表 1 の通りである。

表1. 主なインタビュー対象者

	性別	所属・役割
a	男	カリフォルニア州高校体育連盟南部支部アシスタント・コミッショナー
b	男	公立B高校校長
c	男	公立B高校アスレティック・ディレクター
d	女	公立B高校アスレティック・ディレクター、体育教師、陸上競技部コーチ
e	男	公立B高校体育教師、フットボール部コーチ
g	男	公立B高校歴史教師、バドミントン部コーチ
h	女	公立B高校バドミントン部コーチ
f	男	公立B高校バスケットボール部コーチ
i	男	公立B高校水球部コーチ
j	男	公立C高校校長
k	男	公立C高校副校長
l	男	公立C高校アスレティック・ディレクター、体育教師
m	女	公立C高校体育教師、元アスレティック・ディレクター
n	男	公立C高校特別支援学級教師、フットボール部コーチ
o	男	公立C高校数学教師、元バドミントン部コーチ
p	男	公立C高校生物教師、学区職員
q	女	公立C高校バレーボール部コーチ、バスケットボール部コーチ、ソフトボール部コーチ
r	女	公立C高校警備員、女子サッカー部コーチ
s	男	公立C高校バドミントン部コーチ
t	男	公立C高校バドミントン部コーチ
u	男	公立C高校バドミントン部コーチ
v	男	公立C高校野球部コーチ
w	男	私立D高校校長
x	女	私立D高校理事

（注）所属・役割は時期によって変化があったが、主だったものを列挙した。高校名の記号B・C・Dは、中澤ほか（2024）で記した情報と一致させた。



写真 1. カリフォルニア州高校体育連盟南部支部

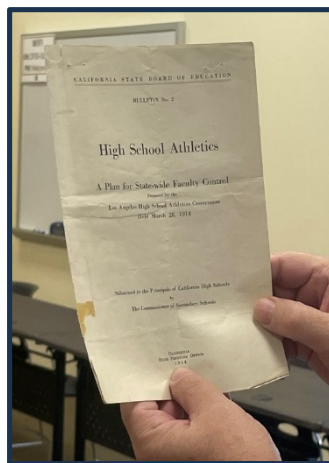


写真 2. 蒐集した資料の一部

3. 調査結果の紹介

カリフォルニア州高校体育連盟が州全体組織として設立されたのは、1914 年 3 月 28 日である。この日付は、初の規約集（通称「ブルーブック（Blue Book）」の発行日であり、それが組織の設立日になっている。ただし、これは州全体組織のことであり、その設立 1 年前の 1913 年 3 月 29 日に、カリフォルニア州高校体育連盟南部支部が発足した。つまり、後にカリフォルニア州全体に発展する組織の歴史的萌芽が、この南部支部にあった。

カリフォルニア州高校体育連盟南部支部は、1913 年の陸上競技大会がきっかけで発足した。この陸上競技大会は、それ以前から開催されていたが、ルールや運営方法を決めるために、校長や運動部の管理者たちが集まって協議した。この協議体がカリフォルニア州高校体育連盟南部支部の前身になる。ここから、南カリフォルニアのすべての陸上競技に関するルール、さらに州全体の競技大会ルールも制定されることになった。1913 年、1914 年当時は、南地区と北地区だけで、その 2 つが結びついて州全体組織としてのカリフォルニア州高校体育連盟がつけられた。

その後、カリフォルニア州高校体育連盟は巨大化し、現在は 10 の支部で構成される。中央（Central）、中央海岸（Central Coast）、ロサンゼルス市（Los Angeles City）、北海岸（North Coast）、北部（Northern）、オークランド（Oakland）、サック・ホアキン（Sav-Joaquin）、サンディエゴ（San Diego）、サンフランシスコ（San Francisco）、そして南部（Southern）の 10 支部である。

競技構成は、カリフォルニア州高校体育連盟全体で共通するものを挙げると、バドミントン、バスケットボール、ビーチバレーボール、競技チアリーディング、クロスカントリー、フィールドホッケー、フラッグフットボール、フットボール、ゴルフ（女子）、ゴルフ（男子）、体操競技、ラクロス、スキー、サッカー、ソフトボール、スタント、水泳、テニス（女子）、テニス（男子）、陸上競技、バレーボール（女子）、バレーボール（男子）、水球、レスリングの 21 競技 24 種類が設置されている。ただし、支部ごとに競技構成が異なり、地域特性もある。

競技システムは基本的に「リーグ」と「プレイオフ」から成る（「シーズン」と「ポストシーズン」とも呼ばれる）。リーグは、地理的に近い 4~8 校程度のチームが参加する総当たり戦形式の競技大会であり、いわゆる予選リーグの意味を持つ。リーグを勝ち上がった少数（あるいは半数程度）のチームが、プレイオフに進む。プレイオフは、トーナメント形式の競技大会として実施される。プレイオフは 2 段階あり、まず支部ごとに実施されて、一部の競技ではその先にカリフォルニア州高校体育連盟全体（つまりカリフォルニア州全体）のプレイオフもある。しかし、各州チャンピオンが集うような全米選手権は無い。

これらリーグおよびプレイオフは、「ディビジョン」と呼ばれる区分ごとに異なって構成される。ディビジョンの区分方法は競技ごとで異なる場合があるが、通常、学校の在籍生徒数で設定される。

学校規模が違えば優れた選手の数も違うという想定で、「競技力の公平性（Competitive Equity）」を保障しようとする工夫である。

カリフォルニア州高校体育連盟は、こうした競技システム下で試合や大会などを運営して、加盟校からの会員費、プレイオフの入場料収入、企業のスポンサーシップや放映権などから収入を得ている。

カリフォルニア州高校体育連盟は民間非営利団体であり、カリフォルニア州の議会および教育局（Department of Education）の管轄下にある「準政府的な教育団体（quasi-governmental Education Association）」という側面も持つ。全米高校体育連盟（National Federation of State High School Associations：NFHS）に加盟していて、カリフォルニア州のコーチ協会やアスレチック・ディレクター協会など、多くの関連団体と連携している。

現地訪問したカリフォルニア州高校体育連盟南部支部は、専用の建物を所有して専任の職員を雇用していた。コミッショナー、アシスタント・コミッショナー、フィナンシャル・オフィサー、マーケティング・コーディネーター、コーポレート・パートナーシップ・ディレクター、プログラム・コーディネーター、受付、秘書などの担当に分かれていて、17名の職員が働いていた。それぞれ専用のオフィスあるいはデスクのスペースが用意されて、職務を遂行していた。

発表当日は、以上の詳細を具体的なデータと合わせて報告するとともに、カリフォルニア州高校体育連盟が運動部活動のあり方にどんな影響を与えているのかを、選手の出場資格の管理や、指導者の資格・認定などの各種政策およびルール策定、ルールに違反した場合の対処方法、競技システムの構築、スポーツ施設の管理・運営、大学スポーツとの向き合い方、これからの高校スポーツの展望といった観点から議論したい。

高校体育連盟はアメリカの高校運動部活動のあり方を考える上で重要な分析対象であり、中でもカリフォルニア州高校体育連盟は、全米の中でも巨大で先進的な事例になる。私たち研究グループでは、この他にカリフォルニア州の高校運動部活動の実態も調査してきたので、そうしたデータも組み合わせて、競技大会の運営側に位置する高校体育連盟と参加者側となる運動部活動現場の関係を複合的に分析できるかもしれない。そのためにも調査研究を地道に継続する必要がある。

[追記]本発表はJSPS科研費 24K14513、および 2024 年度早稲田大学スポーツ科学研究センター受託研究の支援を受けた調査研究成果物の一部である。

文献

- 東原文郎・中澤篤史・小石川聖（2024）「アメリカの高校運動部活動の実態に関する調査研究（2）：ミシガン州でのフィールドワークをもとに」『日本体育・スポーツ・健康学会第74回大会 体育社会学専門領域発表抄録集』所収
- 東原文郎・中澤篤史・小石川聖（2025）「アメリカの高校運動部活動の実態に関する調査研究（4）：ミシガン州公立校の事例分析」『日本体育・スポーツ・健康学会第75回大会 体育社会学専門領域発表抄録集』所収
- 中澤篤史・東原文郎・小石川聖（2024）「アメリカの高校運動部活動の実態に関する調査研究（1）—カリフォルニア州でのフィールドワークをもとに—」『日本体育・スポーツ・健康学会第74回大会 体育社会学専門領域発表抄録集』所収
- 中澤篤史・東原文郎・小石川聖（2025）「アメリカの高校運動部活動の実態に関する調査研究（3）：テキサス州でのフィールドワークをもとに」『日本体育・スポーツ・健康学会第75回大会 体育社会学専門領域発表抄録集』所収

アメリカの高校運動部活動の実態に関する調査研究（6）： 各州高等学校体育連盟の組織的特徴に関するオーバービュー

小石川聖(早稲田大学大学院・学生・博士後期課程)・束原文郎(帝京大学)・中澤篤史(早稲田大学)

1. 本発表の目的

アメリカの高校運動部活動は、州、学区、学校、教師など様々なレベルの組織や人が関わることによって行われている。本発表では、全米高校体育連盟（National Federation of State High School Associations、以下 NFHS と略記）の加盟団体であるアメリカ各州の高等学校体育連盟（以下、高体連と略記）に焦点を当て、それらがどのような組織なのかを横断的に明らかにすることを試みる。

本発表は、2023 年 4 月から継続している調査研究プロジェクトのひとつである。これまでの調査研究では、部活動の実態・背景・課題を分析するために、マクロ（州や学区）・メゾ（学校）・ミクロ（教師）という枠組みから検討を進めてきた。マクロレベルで、指導者の労働条件などが法制度上整備される。メゾレベルでは、学校が資金・施設のマネジメントを行うことで運動部活動が運営される。そうした中でミクロレベルの教師の意識も調査されてきた。

本発表で焦点化する高体連は、マクロなレベルで運動部活動の現場に影響する組織として捉えられる。調査研究プロジェクトでは、カリフォルニア州、ミシガン州、テキサス州での訪問調査や統括責任者へのインタビュー調査を通じて、高体連がアメリカの運動部活動にとって重要な役割を果たしていることが明らかとなってきた。高体連は、州の教育局（Department of Education）とも関わりながら、運動部活動の実施にあたってのルールを定めたり、学校間対抗の競技大会の管理・運営も担う。そうした知見を踏まえて本発表では、全州を横断した資料の蒐集と分析を通じて、アメリカの高体連とは何を目的とした組織なのか、その具体的なルールとはどのようなものなのかを明らかにする。

なお、本発表は、独立した内容として構成されているが、調査研究プロジェクト全体の概要に関心のある方は（5）から聴講いただければ幸いである。

2. 研究方法と資料

本研究では、各州高体連のハンドブックや公式 Web サイト上の情報を蒐集し分析を行う。ハンドブックは、組織自体の運営や競技の実施ルールについて記載しており、定期的に発刊される。それらを各州高体連の公式 Web サイトから蒐集し、主要な資料とした。カリフォルニア州、ミシガン州、テキサス州に関しては、これまでの調査研究プロジェクトで蓄積されてきたフィールドワークやインタビューのデータも適宜参照する。

資料蒐集にあたっては、まず NFHS の加盟団体を参照し、各州の高体連をピックアップした。組織の名称は、運動部活動を直接的に指す「High School Athletic Association」や、文化部活動も含めた「High School Activities Association」など統一的ではないが、NFHS への加盟団体であることを重視し、本研究では一律して「高体連」として扱う。したがって本発表で分析するのは、NFHS に加盟している 50 州とコロンビア特別区を合わせた 51 件の資料である。設立年、加盟校数、資料名を一覧化したものを表 1 に示す。

ハンドブックの基本的な構成は、組織自体の運営に関する取り決めである「憲章（Constitution）」と、競技実施の具体的なルールを定めた「規約（Bylaws）」である。「憲章」には、組織の目的、役員構成、加盟校、財務といった事項が記載される。「規約」には、出場資格要

表 1 各州高等学校体育連盟

州	設立年	加盟校数	組織名称	資料
全米	1920	—	National Federation of State High School Associations (NFHS)	2023-24 NFHS Handbook
ウィスコンシン	1895-96	514	Wisconsin Interscholastic Athletic Association (WIAA)	WIAA 2024-25 Senior High Handbook
ロードアイランド	1899	73	Rhode Island Interscholastic League (RIIL)	RIIL Rules & Regulations
イリノイ	1900	818	Illinois High School Association (IHSAA)	Handbook with Illustrations 2024-25 School Term
インディアナ	1903	410	Indiana High School Athletic Association (IHSAA)	2024-2025 Member School By-Laws & Articles of Incorporation
アイオワ	1904	365	Iowa High School Athletic Association (IHSAA)	IHSAA Handbook Articles, Bylaws & Policies 2023-24 School Year
アーカンソー	1904	297	Arkansas Activities Association (AAA)	2024-2025 AAA Handbook
サウスダコタ	1905	181	South Dakota High School Activities Association (SDHSAA)	2024-25 Athletics Handbook
オハイオ	1907	819	Ohio High School Athletic Association (OHSAA)	2024-25 Handbook for Member Schools Grades 7 to 12
ジョージア	1908	457	Georgia High School Association (GHSAA)	GHSAA Constitution and By-Laws 2024-2025
ノースダコタ	1908	171	North Dakota High School Activities Association (NDHSAA)	NDHSAA Constitution & By-Laws and Handbook of Interpretations
ミシガン	(1909)	749	Michigan High School Athletic Association (MHSAA)	2024-2025 Handbook MHSAA Celebrating a Century of Sports
ワシントン	(1909)	427	Washington Interscholastic Activities Association (WIAA)	WIAA Handbook 2024-25
テキサス	1910	1540	Texas University Interscholastic League (UIL Texas)	UIL 2024-2025 Constitution and Contest Rules
カンザス	1910	351	Kansas State High School Activities Association (KSISAA)	2024-24 Edition KSISAA Handbook
ネブラスカ	(1910)	309	Nebraska School Activities Association (NSAA)	NSAA Constitution And Bylaws
オクラホマ	1911	482	Oklahoma Secondary School Activities Association (OSSAA)	Rules Governing Interscholastic Secondary School Activities
ノースカロライナ	1912	436	North Carolina High School Athletic Association (NCHSAA)	NCHSAA 2024-2025 Handbook
バージニア	1913	318	Virginia High School League (VHSL)	VHSL Handbook And Policy Manual 2024-25
ペンシルバニア	1913	776	Pennsylvania Interscholastic Athletic Association (PIAA)	PIAA 2024-2025 Constitution and Bylaws
サウスカロライナ	1913	222	South Carolina High School League (SCHSL)	2024-25 Handbook
カリフォルニア	1914	1624	California Interscholastic Federation (CIF)	Constitution & Bylaws CIF 2024-25
バーモント	1915	86	Vermont Principal's Association (VPA)	VPA Athletic Policies
ミネソタ	1916	625	Minnesota State High School League (MSHSIL)	MSHSIL 2024-2025 Official Handbook
マサチューセッツ	(1916)	383	Massachusetts Interscholastic Athletic Association (MIAA)	Rules and Regulations Governing Athletics A Handbook for Principals and Athletic Directors
ウェストバージニア	(1916)	125	West Virginia Secondary School Activities Commission (WVSSAC)	WVSSAC Rules and Regulations Handbook 2024-2025
アリゾナ	(1916)	281	Arizona Interscholastic Association (AIA)	AIA 24-25 Constitution, Bylaws, Policies and Procedures Book
ケンタッキー	1917	290	Kentucky High School Athletic Association (KHSAA)	KHSAA Handbook (2023-24)
ニュージャージー	1918	440	New Jersey State Interscholastic Athletic Association (NJSIAA)	Constitution & Handbook 2024-2025
オレゴン	1918	297	Oregon School Activities Association (OSAA)	2024-2025 OSAA Handbook
フロリダ	1920	724	Florida High School Athletic Association (FHISAA)	Bylaws of the FHISAA 2024-25 Edition
ルイジアナ	1920	404	Louisiana High School Athletic Association (LHSAA)	The LHSAA 2024-2025 Handbook
デラウェア	(1920)	63	Delaware Interscholastic Athletic Association (DIAA)	Handbook/Regulations (Delaware Code Title 14)
コネチカット	1921	184	Connecticut Interscholastic Athletic Conference (CIAC)	CIAC 2024-2025 Handbook
アラバマ	1921	418	Alabama High School Athletic Association (AHSAA)	AHSAA 2024-2025 Handbook
コロラド	1921	366	Colorado High School Activities Association (CHSAA)	2024-25 BylawBook
ニューメキシコ	1921	165	New Mexico Activities Association (NMAA)	NMAA Handbook
モンタナ	1921	182	Montana High School Association (MHSAA)	MHSAA Official Handbook 2024-2025 Edition
メイン	(1921)	151	Maine Principal's Association (MPA)	MPA 2024-2025 Handbook
ネバダ	1922	123	Nevada Interscholastic Activities Association (NIAA)	Handbook (「NEVADA ADMINISTRATIVE CODE 385B NIAA」)
ミシシッピ	1922	245	Mississippi High School Activities Association (MHSAA)	MHSAA 2024-25 Handbook
ニューヨーク	1923	786	New York State Public High School Athletic Association (NYSPHSAA)	NYSPHSAA Handbook
テネシー	1925	474	Tennessee Secondary School Athletic Association (TSSAA)	2024-25 TSSAA Handbook
アイダホ	1925	167	Idaho High School Activities Association (IHSAA)	Rules & Regulations
ミズーリ	1925	593	Missouri State High School Activities Association (MSHSAA)	2024-25 MHSAA Official Handbook
ユタ	1927	158	Utah High School Activities Association (UHSAA)	UHSAA Handbook 2024-25
ワイオミング	1920s	70	Wyoming High School Activities Association (WHSAA)	WHSAA 2024-25 Handbook
メリーランド	1946	200	Maryland Public Secondary Schools Athletic Association (MPSSAA)	MPSSAA Handbook 2024-25
ニューハンプシャー	1947	89	New Hampshire Interscholastic Athletic Association (NHIAA)	NHIAA Handbook
ハワイ	1956	100	Hawaii High School Athletic Association (HHSAA)	Administrative Regulations of the HHSAA
アラスカ	1956	229	Alaska School Activities Association (ASAA)	ASAA 2024-2025 Handbook
コロンビア特別	—	51	District of Columbia Interscholastic Athletic Association (DCIAA)	2023-2024 Athletics Handbook

出典：各州高体連資料（2024年10月時点最新版）より筆者作成。ただし設立年に関しては、資料上、不明だった箇所は中澤（2018、p.110）を参照し括弧付きで示した。

件、年間のスケジュール、違反した場合の罰則、スポーツごとの活動ルールなどの項目が含まれる。

本発表では、まず「憲章」の中から「目的」（原語：Purposes、Objectives、Goals など）に関する記述を分析し、高体連が何を目的とした組織なのかを明らかにする【分析①】。次いで、「規約」における「出場資格」（Eligibility）に関する項目から、学業成績に関する記述を分析し、競技大会の参加にあたって付される条件の一端を明らかにする【分析②】。

3. 分析結果

3—1. 分析①高体連の目的に関する分析

各高体連の目的は、資料を読み込んだ結果、競技プログラムの提供、学校教育との調整、スポーツマンシップの育成、外部団体からの保護、身体的健康の促進、その他の6つに分類された。それ

表2 各州高体連の目的に含まれる項目

州	競技プログラムの提供	学校教育との調整	スポーツマンシップの育成	外部団体からの保護	身体的健康の促進	その他
ウィスコンシン	○	○	○	○		
ロードアイランド	○	○	○			保護者・コーチ・仲間からの過度なプレッシャーの防止
イリノイ	○	○				経費支出における節約の奨励
インディアナ	○	○	○	○		
アイオワ	○		○			
アーカンソー	○	○	○	○		審判員の質の向上
サウスダコタ	○					
オハイオ	○	○	○	○	○	
ジョージア	○	○	○			
ノースダコタ	○	○	○	○	○	
ミシガン	○	○			○	
ワシントン	○	○	○	○	○	
テキサス	○	○	○			
カンザス	○	○	○	○		
ネブラスカ	○		○		○	
オクラホマ	○	○	○	○		
ノースカロライナ	○	○	○		○	高校スポーツに関する世論の啓発、施設の維持
バージニア	○	○				
ペンシルバニア	○	○	○			
サウスカロライナ	○	○	○		○	
カリフォルニア	○	○	○		○	
バーモント	○	○				
ミネソタ	○	○	○	○		負傷した生徒への相互扶助および救済制度の提供
マサチューセッツ	○	○	○		○	他の専門団体との協力の促進
ウェストバージニア	○	○				
アリゾナ	○	○	○	○		
ケンタッキー	○					
ニュージャージー	○	○	○			
オレゴン	○					
フロリダ	○	○	○	○		
ルイジアナ	○	○	○	○		厳格な財政責任を果たすこと
デラウェア	○	○	○		○	
コネチカット	○	○	○			審判員の確保、女性審判員起用の促進
アラバマ	○	○				
コロラド	○	○	○			
ニューメキシコ	○	○	○	○		保健プログラムの設立・維持・運営、施設の維持
モンタナ	○					
メイン	○	○				
ネバダ		○				
ミシシッピ	○	○	○			
ニューヨーク	○	○	○			
テネシー	○	○	○			
アイダホ	○	○	○	○		
ミズーリ	○	○	○	○		
ユタ	○	○	○			
ワイオミング	○					
メリーランド	○	○	○	○	○	審判員の登録・認定
ニューハンプシャー	○	○			○	
ハワイ	○	○				
アラスカ	○					
コロンビア特別区	○	○	○		○	

出典：各州高体連ハンドブックより筆者作成。

それぞれの項目が各州のハンドブックに記載されていたか否かを表2に示す。

競技プログラムの提供は、主に学校間で行われる大会や試合の運営や管理を指している。学校教育との調整は、加盟校の教育プログラムを損なわないように競技プログラムを適切に奨励・規制することを指す。スポーツマンシップの育成は、競技プログラムへの参加を通じた、道徳的・倫理的な側面での人間的な成長を指す。外部団体からの保護は、高体連以外の競技団体による搾取から参加選手を保護することを指す。身体的健康の促進は、参加する選手の安全が損なわれないように配慮し、健康を促進することを指している。その他には、これら5つに分類できなかったもので、特

記すべき記載を示してある。

以上を資料から読み取りつつ、高体連の目的を分類するための項目として設定した。記載が多い順に、競技プログラムの提供が 50 州、学校教育との調整が 43 州、スポーツマンシップの育成が 35 州、外部団体からの保護が 16 州、身体的健康の促進が 13 州で確認できた。つまり高体連は、何よりも競技を適切に運営・管理するための組織である。競技プログラム実施にあたっての統一的なルールを定めて競技が公平に行われるようにしたり、出場資格の基準を定めて参加機会を平等にしたりする。そうして高体連によって提供されるプログラムは、各学校の教育プログラムとの適切な距離を保ちながら行われる。

では、実際、競技のあり方はどのようなルールに基づいているのか。次項では高体連が定めた出場資格 (Eligibility) の中から、学業成績に関するルールに着目し分析したい。

3—2. 分析②競技大会へのお出場資格 (Eligibility) に関する分析

NFHS は、『2023-24 NFHS Handbook』(pp. 20-22) において、「出場資格規則の趣旨 (Rationale for Eligibility Rules)」を説明している。それによると「各州協会は、所属する学生アスリートの参加およびプログラム運営を規定する出場資格規則を公布する」とされる。つまり、NFHS は各州高体連に対して「出場資格規則」を設けるよう求めている。

具体的には、「年齢 (Age)」「在籍・出席 (Enrollment/Attendance)」「参加最長年数 (Maximum Participation)」「転校・居住 (Transfer/Residency)」「学業成績 (Academic)」「学校外活動への参加 (Non-School Participation)」「事前評価 (Preparticipation Evaluation)」「賠償 (Restitution)」「アマチュアリズム・表彰 (Amateur/Awards)」「勧誘・不当な影響 (Recruiting/Undue Influence)」の 10 項目から説明されている。

本項の分析では、これら 10 項目のうち「学業成績 (Academic)」に着目する。NFHS は、以下のよう

高校の主な目的は、生徒が将来、市民として社会に貢献できるよう、学問的な準備を整えることにあります。学校対抗の活動プログラムは教室での学習の延長線上にあり、学業基準は、活動への参加と適切な学業成績とのバランスを確保するのに役立ちます。さらに、学校対抗の活動プログラムは、すべての参加者の教育的成長を支援します。

『2023-24 NFHS Handbook』(p. 21)

つまり各州高体連は「学校対抗の活動プログラム」と「学業成績」の「バランスを確保する」ために、それぞれの州で学業成績の基準を設けるよう求められている。実際に蒐集資料をみると、各州高体連の「規約」において、参加選手に求める学業成績の基準に関する記載を確認できた。

結果の概要のみ示しておく、学業成績の基準は、履修・取得すべき単位数や、GPA 評価の数値によって明示されていた。それらは、参加選手が所属する学校において卒業要件を満たしていることとみなされる。また、高体連が定める基準はあくまで最低要件であり、学校側がその要件よりも厳しい基準を設けることも認められている。

ただし、これらは全州に共通する数値が設定されているわけではなく、州ごとに異なっている。発表当日には、それら学業成績に関するルールを紹介しながら、詳細な分析結果を示したい。

〈文献〉

中澤篤史(2018)「アメリカの運動部活動の歴史」早稲田大学スポーツナレッジ研究会編『スポーツ・エクセレンス』創文企画、pp. 104-114.

〔追記〕本発表は J S P S 科研費 24K14513、および 2024 年度早稲田大学スポーツ科学研究センター受託研究の支援を受けた調査研究成果物の一部である。

スポーツへの投資は大学を救う奇貨となるか？！ —フルーティ効果とルディ効果にみるアメリカ大学スポーツの複相性—

東原 文郎（帝京大学），幸野 邦男（山梨学院大学）

1. 背景と目的 アメリカの大学スポーツと入学者マネジメントをめぐっては、対照的な二つの現象が知られている。一つは「フルーティ効果 (Flutie Effect)」，すなわち NCAA（全米大学競技スポーツ協会）ディビジョン I（以下「D-I」）レベルでの競技的成功がマスメディアを通じた広告として機能し、志願者数の量的・質的な向上をもたらす現象である¹。もう一つは「ルディ効果 (Rudy Effect)」，すなわち D-III や NAIA（全米大学間競技スポーツ協会）に属する小規模私立大学が、スポーツへの参加機会を拡充することで競技継続を望む学生を授業料負担者として獲得し²、経営を維持しようとする生存戦略である³。前者が威信の獲得を、後者が定員の充足を目的とする点で、両者の動機は全く別物である。本報告は大学スポーツを単一のメカニズムから説明されうような文化として捉えるのではなく、異なる原理で動く二つの相（市場）をもつ文化複合体として捉える。

報告者らは前稿において、後者すなわちルディ効果追求戦略が抱える構造的脆弱性を、小規模私立大学の破綻事例を通じて論じた⁴。しかし、その限界として「スポーツ投資を行いながら健全な経営を維持している大学との定量的比較（中略）には至っていない」ことを示した。本報告はこの課題を部分的に引き受け、成功事例への着目を通じて、動機を異にする両市場を貫く共通変数としての「学業的誠実性 (academic integrity) への接続」について論じることを目的とする。

2. 方法 事例の比較分析による。フルーティ市場からは、学業的誠実性が争点となった3事例（ノースカロライナ大学チャペルヒル校、コネティカット大学、ビンガムトン大学）を取り上げる。ルディ市場からは、スポーツ投資の後に在籍者数を回復・維持している事例と、投資が奏功しなかった事例（フォントボン大学）を対置する。資料は、報道資料などから目星をつけつつ、可能な限り大学の公式発表、認証機関の決定文書、NCAA が公表する計量データ、カンファレンスが公表する学業表彰データなどで確認をとった。在籍者数・留保率・卒業率・基金額は IPEDS⁵、運動部員数および運動部の収支は EADA⁶の公表値を基準とし、大学の自己申告値を併記する場合は数値の確度を示す。

3. フルーティ市場における分岐点 D-I では 2004 年に APR が導入され、学生アスリートの在籍継続と単位取得状況が数値化された⁷。基準を満たさない場合には奨学金の削減やポストシーズン出場禁止が科される。すなわちフルーティ市場では、「学業を維持しなければ勝ち続けられない」という条件が制度として実装されたのである。

コネティカット大学は 2011 年に男子バスケットボールで全米制覇を果たした。ところが同大学の 2009-10 年度の APR は 826 にとどまり、4 年平均も基準を下回っていたため、2013 年の NCAA トーナメントおよびカンファレンストーナメントへの出場を禁じられた⁸。APR のみを理由として主要大学が出場禁止となった初の事例であった。その後、同大学は欠席への制裁や低 GPA 者への日次確認といった

¹ Chung, D. J. (2013) The dynamic advertising effect of collegiate athletics. *Mark. Sci.*, 32(5): 679-698.

² Zvosec, C. and Baer, N. (2022) The small college financial crunch: Using athletics as a leading form of enrollment management. *Case Stud. Sport Manage.*, 11(1): 47-51.

³ Merkle, B. (2023) The amenities arms race, *New Saint Andrews College*.／宮田由紀夫（2025）アメリカの大学スポーツと NCAA：大学間の競争・協調・共謀。玉川大学出版部。

⁴ 東原文郎・幸野邦男（2026）アメリカにおける大学スポーツが学生募集に及ぼす影響。体育学研究，71：335-349。

⁵ Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS) Data Center, National Center for Education Statistics. <https://nces.ed.gov/ipeds/>

⁶ Equity in Athletics Data Analysis Cutting Tool, Office of Postsecondary Education, U.S. Department of Education. <https://ope.ed.gov/athletics/>

⁷ National Collegiate Athletic Association (online) Academic Progress Rate (APR). [NCAA.org](https://www.ncaa.org).

⁸ CBS News (2012) UConn among 10 teams banned from 2013 NCAA tournament for poor academic results, June 20.／University of Connecticut (2012) NCAA denies UConn's final appeal of postseason ban for 2012-13, *UConn Today*.

学業支援を制度化して APR1000 を達成し⁹、2014 年に再び全米制覇を果たした。接続の喪失と回復とが、競技的成功の喪失と回復にそのまま対応した事例といえる。

ノースカロライナ大学チャペルヒル校では、1993 年から 2011 年にかけて実質的に授業のない科目群が運用されていた。受講した 3,100 名超のうち 47.4%をアスリートが占めており、学生全体に占めるアスリートの割合が約 4%であることを踏まえれば、著しく偏っていたといえる¹⁰。2015 年、高等教育機関の認証団体である南部地区基準協会（SACSCOC）は同大学を 12 か月の保護観察処分とした¹¹。特筆すべきは、NCAA が 2017 年に制裁を科していないことだ。学業的誠実性の毀損は、競技上の問題としてではなく、教育機関としての適格性の問題として扱われたのである。

ビンガムトン大学は 2001 年に D-III から D-I へ移行し、2009 年に初の NCAA トーナメント出場を果たした。しかし調査により、選手獲得のために入学基準が引き下げられ、成績の変更まで行われていたことが明らかとなり、指導者と競技部長が辞任し、翌年のポストシーズンを自主辞退するに至った¹²。投資による格上げと学業基準の切り下げとが表裏一体であった事例である。

[表 1 フルーティ市場における学業的誠実性への接続と帰結]

大学名	所属・区分	競技的成功	学業的誠実性の状況	制裁・帰結	出典
ノースカロライナ大学 チャペルヒル校 University of North Carolina at Chapel Hill	D-I (ACC) 州立旗艦	フットボール・男子バスケットボールの全米的強豪。スポーツを大学の「フロントポーチ」と位置づけ威信を構築	1993～2011年の18年間、実質的に授業のない科目群が運用された。受講者3,100名超のうち47.4%がアスリート（学生全体では約4%）。81名は当該科目による加点が卒業要件GPA2.0到達の分かれ目となった	南部地区基準協会（SACSCOC）が2015年6月、12か月の保護観察処分。18の適合基準中7件で不適合（機関の誠実性、運動部の統制、学業支援体制を含む）。2016年6月に解除。NCAAは2017年に制裁を科さず	Wainstein報告書（2014年10月） ／WRAL 2015-06-11／Carolina Journal 2016-06-16
コネティカット大学 University of Connecticut	D-I (Big East) 州立	2011年、男子バスケットボールで全米制覇	APRが2008-09・2009-10年度と2年連続で900未満（2009-10年度は826）。4年平均も基準未達	2013年のNCAAトーナメントおよびカンファレンストーナメント出場禁止（APRのみを理由とする主要校初事例、同年は男子バスケット10校が対象）。奨学金2枠減。その後、学業支援の制度化によりAPR1000を達成し2014年に再び全米制覇	NCAA公表APR／CBS News 2012-06-20／UConn Today 2012／The Day 2015-01-15
ビンガムトン大学 Binghamton University	D-III→D-I 移行 (2001年) 州立	2009年、初のNCAAトーナメント出場	選手獲得のために入学基準が引き下げられ、教員が競技部門の圧力を受けて成績を変更していたことが調査で判明	SUNYによる調査報告（2010年2月）。ヘッドコーチと競技部長が辞任、選手6名を放逐、2010年のポストシーズンを自主辞退、学長が退任を表明	Kaye報告書（2010）／ESPN 2010-02-12／Inside Higher Ed 2010-02-12

注：本表の数値はいずれも認証機関の決定文書、独立調査報告書、NCAA公表データ、および報道による。IPEDS／EADAの照合対象外。
APR（Academic Progress Rate）＝2004年にNCAA D-Iで導入された学業進捗率。各チームの学生アスリートの在籍継続と単位取得状況を1000点満点で数値化し、基準未達の場合は奨学金削減・ポストシーズン出場禁止等が科される。

4. ルディ市場における分岐点 フォントボン大学は在籍者数の急減に対し、2022 年にスプリントフットボール部を新設して 44 名を集めた。重要なのは、この新設が、標準化テストと最低高校 GPA を入学要件から外す措置と同時期に行われたことである¹³。同大学自身の公表によれば、初年度チームのうち 1 科目も落とさなかった学生は 27%にとどまり、73%が 1 科目以上を落とした¹⁴。初シーズンの終了後に半数が退部・退学し、2023 年には 21 の学位専攻を削減¹⁵、2025 年に閉学した¹⁶。ただし同大学は、当該コホートの留保率は D-III フットボールの全米平均を上回っていたとも述べており、評価には留保が必要である。

⁹ The Day (2015) UConn men continue to progress academically, January 15.

¹⁰ Wainstein, K. L., Jay, A. J., and Kukowski, C. D. (2014) Investigation of irregular classes in the Department of African and Afro-American Studies at the University of North Carolina at Chapel Hill. Cadwalader, Wickersham & Taft LLP.

¹¹ WRAL (2015) Accrediting organization puts UNC-CH on 12-month probation, June 11.／Carolina Journal (2016) UNC-Chapel Hill accreditation restored, June 16.

¹² Kaye, J. S. (2010) Report to the Chancellor of the State University of New York concerning Binghamton University.／ESPN (2010) Report urges oversight of Binghamton University athletic department, February 12.

¹³ St. Louis Post-Dispatch (2023) Fontbonne University thought football could boost enrollment. Half the team left instead., November 20.

¹⁴ Fontbonne University (2023) Fontbonne offers clarity on recent coverage of sprint football.

¹⁵ Bauer-Wolf, J. (2023) Fontbonne University to cut 21 academic programs, at least 18 faculty jobs, Higher Ed Dive.

¹⁶ Salter, J. (2024) Fontbonne University in Missouri to close due to budget problems and declining enrollment, AP News.

ここで確認できるのは、構造的な同型性である。ビンガムトンは勝つために入学基準を切り下げ、フロントボンは定員を埋めるために入学要件を撤廃した。動機を異にしながらも、学業的誠実性を対価として差し出した点において両者は同一であり、帰結もまた同一であった。

他方で、スポーツ投資によって在籍者数を回復させ、これを維持している小規模私立大学も複数存在する。これらに共通するのは、単一競技への依存ではなく多数の競技と非競技の課外活動を束ねること、指導者に募集の責任を負わせること、低負債で始動し寄付と地域連携によって施設を賄うこと、そして学位プログラムへの接続を進めることである¹⁷。ただし寄付は計画どおりに集まるとは限らず、公表される基金額が当初の見通しに届かない例もある。投資の原資を寄付に依存する設計そのものが、一定の不確実性を抱えていると言える。

[表2 スポーツ投資により在籍者数の増加・維持を図った小規模私立大学]

大学名	州	所属	投資前の状況	主な施策	報道・大学公表による補足
エイドリアン大学 Adrian College	MI	D-III	2006年春に学生840名、年間赤字を計上	運動部を16→53チームに拡張。アイスアリーナ、多目的スタジアム等の施設投資。マーチングバンド、シンクロナイズドスケートティング、eスポーツ、バス釣り、コーンホール等の非競技課外活動を併設。2020年以降に30超の新専攻を追加	MIAA学業優秀者は2005-06年度65名→2025-26年度261名（当日資料で提示）
トライン大学 Trine University	IN	D-III	20世紀末に小規模工科系大学として低迷	アスリート・学寮・工学系施設の増設、キャリア志向の学位拡張、多数の運動部	MIAA学業優秀者283名（2024-25年度、カンファレンス3位）
カルビン大学 Calvin University	MI	D-III	減少はしていないが停滞・逆風	初のフットボール部を創設（2023年）、新競技複合施設（アクロバティクス、男子バレーボール）	新入生は2022年1,000名超→2023年1,150名（+15%）、増分の約半分がアスリートと大学側が説明。MIAA学業優秀者308名（2024-25年度、同2位）
ベリー大学 Berry College	GA	D-III	男女比の偏りの是正と学生生活の活性化	フットボール部を創設（2013年）、Valhalla Stadium（2015年、寄付主導）、ドラムライン創設	男子学生比率が改善したと報じられる
ヘンドリックス大学 Hendrix College	AR	D-III	男子学生の不足	フットボール部を復活（2013年、1960年以来）、運動部を19→21競技へ拡張	スポーツ専用奨学金は支給せず（D-III規定）
トマス・モア大学 Thomas More University	KY	D-II (移行中)	在籍者数の低迷	運動部の増設（31チーム）と施設投資、NAIAからD-IIへの移行、Academic Centerの新設	2024年秋の在籍を大学は2,367名（前年比+21%、史上2番目）と公表
マリアン大学 Marian University	IN	NAIA	成長志向（危機ではない）	フットボール部を創設（2007年）、複数競技で全国制覇	大学公表値とIPEDS値の乖離が大きい典型例。IPEDS値を基準とする必要がある
カンバーランド大学 Cumberland University	TN	NAIA	成長志向	31運動部（NAIA Mid-South）、リベラルアーツ分野の拡張	2024-25年度に記録的な在籍と大学が公表
カイザー大学 Keiser University	FL	NAIA	成長志向（危機ではない）	フットボール部を創設（2018年）、NAIA全国制覇（2023年）	複数キャンパスを持つため、キャンパス単位と法人単位の区別を要する
ラインハート大学 Reinhardt University	GA	NAIA	小規模校としての低迷	フットボール部を創設（2013年）、23競技へ拡張	—
ノースウェスタン・オハイオ大学 University of Northwestern Ohio	OH	NAIA	成長志向	モータースポーツ等のニッチ学位（1992年に認定モータースポーツ学位を開設）+運動部・自前のレース場	2010年代初頭をピークに近年は減少傾向。成功が持続しているとは言えない

教育への接続の度合いを外形的に測る一つの方法が、カンファレンスによる学業表彰である。エイドリアン大学の場合、MIAA（ミシガン大学間競技協会）学業優秀者は投資開始時点の2005-06年度に

¹⁷ Inside Higher Ed (2023) Small colleges bet on new sports to boost enrollment, December 4./Rize Education (2025) Why majors are the new sports teams.

65名であったが、2025-26年度には261名に達した¹⁸。同期間の在籍者数の伸びを上回る増加であり、学生1人あたりで見ても学業優秀者の比率が上昇している。しかもこの増加は投資と時間差をもって現れ、2010-11年度と2018-19年度以降に段階的に上昇した。施設やチームへの投資が学業的成果へと転化するまでには、相応の年数を要することを示唆する。

ただし三点の留保がある。第一に、同表彰はMIAA主催競技のみを対象としており、同大学の運動部全体を覆っていない。第二に、同大学の学業指標はカンファレンス内で首位ではなく、伝統校が依然として上位を占める。第三に、同大学の留保率と卒業率は全米平均を下回る水準にとどまる。上位層は明確に伸びているが全体の定着は依然として課題、というのが実態に即した堅実な評価だろう。

5. 議論——スポーツ投資は大学を救う奇貨となるか？！ もっとも、大規模データによる検証は、スポーツ投資単独の効果に対して否定的である。D-Ⅲの325校を分析したUrban Institute (2024)は、運動部やコーチを増やした学校で入学者が増えたのは45%にとどまり、投資しなかった学校ではむしろ52%が増えていたと報告し、スポーツ投資は入学者増の「万能薬ではない」と結論づけた¹⁹。フットボールを新設した36校を差分の差分法で分析したSuggs, et al. (2024)も、効果は新設年度に集中しその後は消失すると述べ²⁰、Collins and Stephenson (2025)も学部全体への入学効果はゼロと統計的に区別できないとしている²¹。

しかしながら、実証研究が測定しているのは「スポーツ投資そのもの」の効果であり、成功事例が実現しているのは「スポーツ投資と教育プログラムとの接続」の効果である。つまりスポーツ投資は、それ単独では機能しない、と推察されるに過ぎない。競技を離れた学生の多くが大学そのものからも離脱するという知見²²も、競技以外の帰属先を用意すべきであるという主張の傍証である。

以上より、次のことがいえる。フルーティ市場とルディ市場は、動機においても規模においても対照的でありながら、スポーツ投資の成否を分ける変数は「**学業的誠実性への接続**」で共通していた。学業的誠実性への接続を欠いた機関は、威信を追う側（フルーティ効果追求市場）では制裁と信用の失墜に至り、定員を埋める側（ルディ効果追求市場）では学生の離脱を通じて経営破綻に至った。逆に、接続を回復あるいは構築した機関は、いずれの市場においてもスポーツ投資を持続的な成果へと転化させている。市場は違えど、スポーツ投資が奇貨となるか悪貨となるかの分水嶺は、教育的価値との接続にあると言えよう²³。

6. 結語——日本への示唆 私立大学の半数超が定員割れという状況にある日本においても²⁴、スポーツ推薦の機能が有望な競技者の獲得（フルーティ的動機）から定員確保の手段（ルディ的動機）へと変質しているとの指摘がある²⁵。本報告の知見に照らせば、問うべきはスポーツ推薦枠の規模ではなく、推薦入学したアスリートをどの教育プログラムに、どのような支援体制で接続しているのか、という接続の質であり、その接続の質を外形的に可視化する指標の有無である。

なお、本報告の限界として少なくとも以下の3点があげられる。第一に、事例は報道等により可視化されたものに偏り、接続に成功しながら注目されていない機関を捉えられていない。第二に、示したのは接続の有無と帰結との対応であって因果ではない。第三に、IPEDSおよびEADAによる在籍者数・留保率・卒業率の系統的照合は途上にあり、対象校の定量的比較には至っていない。前稿で掲げた命題——勝利も参加も、それが学生本人の利益と教育的誠実性に裏打ちされているという前提においてのみ、スポーツは大学を救う奇貨となりうる——の検証を続ける。

【附記】文献は脚注を参照のこと。本報告は、東原・幸野（2026）「アメリカにおける大学スポーツが学生募集に及ぼす影響」体育学研究 71：335-349 が今後の課題として挙げた「スポーツ投資を行いながら健全な経営を維持している大学との定量的比較」に対し、部分的に取り組んだものである。また本報告は、笹川スポーツ財団と帝京大学による共同研究事業「学生アスリートの成長を最大化する大学スポーツ組織の日米比較調査研究」の成果の一部である。

¹⁸ Adrian College Athletics (online) Conference all-academic & honor roll. [https://adrianbulldogs.com//Michigan Intercollegiate Athletic Association \(2026\) 2025-26 academic honor roll](https://adrianbulldogs.com//Michigan Intercollegiate Athletic Association (2026) 2025-26 academic honor roll).

¹⁹ Urban Institute (2024) Do investments in athletics lead to enrollment increases at Division III schools?, January.

²⁰ Suggs, W., Monday, A. B., May-Trifiletti, J., and Hearn, J. C. (2024) Institutional effects of adding football: A difference-in-difference analysis. Res. High. Educ., 65(6): 1243-1268.

²¹ Collins, C. and Stephenson, E. (2025) How does having a football program affect enrollment at small private colleges? Educ. Econ., 1-10.

²² McElveen, M. and Ibele, K. (2019) Retention and academic success of first-time student-athletes and intramural sports participants. Recreat. Sports J., 43(1).

²³ Bowen, W. G. and Levin, S. A. (2003) Reclaiming the game: College sports and educational values. Princeton University Press.

²⁴ 日本私立学校振興・共済事業団（2025）令和7(2025)年度 私立大学・短期大学等入学志願動向。2025年8月8日公表。

²⁵ 小野雄大（2025）「競技」と「学び」の交差点——スポーツ推薦入試の現代的展開と教育的再定位。体育の科学, 75(12)：905-911。／東原文郎（2021）就職と体育会系神話：大学・スポーツ・企業の社会学。青弓社。

フットボール・ガバナンス法の成立と欧州サッカーの統治構造

ーガバメントから協治ガバナンスへー

高部厳輝（明治大学大学院 学生・博士後期課程）

2026年に開催されたサッカー・ワールドカップ北中米大会では、ボスニア・ヘルツェゴビナ戦で退場処分を受けたアメリカ代表のフォラリン・パログン選手に対して、国際サッカー連盟（Fédération internationale de football association：以下「FIFA」と表記する）が次戦の出場停止処分を1年間猶予するとした決定が、大きな論争を呼んだ。とりわけ欧州サッカー連盟（Union of European Football Associations：以下「UEFA」と表記する）は、この決定を容認できないものとして厳しく批判した。さらに同年7月末には、FIFAがサッカー・ワールドカップの事業を子会社化し、その株式の一部を外部企業や投資家に売却する構想を示したことで、UEFAは「ワールドカップは売り物ではない（not for sale）」という声明とともに、ワールドカップのボイコットも辞さない姿勢を明らかにした（その後、この構想は撤回された）。

この一連の出来事には、国際政治やビジネスをめぐる複雑な問題が絡み合っている。しかしここでは、ふたつの点に着目しておきたい。第一は、FIFAを頂点とする国際サッカーの統治構造が大きく揺らいでいることである。これまで世界のサッカー界は、FIFAを頂点に、UEFAをはじめとする大陸連盟、その下部に各国サッカー協会、さらに国内リーグ、クラブへと続くピラミッド型の統治構造によって運営されてきた。この構造は、スポーツ組織の自治を前提として、一定の安定性を維持してきた。しかし近年では、欧州サッカーの急速な商業化とグローバル化に伴い、その均衡が崩れつつある。とりわけUEFAは、チャンピオンズリーグなどを通じて莫大な収益を得るようになり、欧州の各国リーグと各クラブもまた、FIFAから相対的に自立した組織として行動するだけの財政基盤と政治的な影響力を獲得している。

第二は、「売り物ではない」というUEFAの主張が、欧州の多くのサポーターに共有されている価値観であるという点である。例えば、クラブの過度の商業化に対して、バレンシアCF（スペイン）、マンチェスター・ユナイテッド（イングランド）、ボルシア・ドルトムント（ドイツ）のサポーターたちが「クラブは売り物ではない（not for sale）」というスローガンを掲げている。これらはいずれも、サッカークラブを企業の私的所有物としてではなく、地域社会の共同的所有物として捉える感覚を象徴するものである。

こうした欧州社会に共有される価値観を怒りのエネルギーとして一気に噴出させたのが、2021年4月18日に公表された「ヨーロッパ・スーパーリーグ構想」であった。この構想は、レアル・マドリッドの会長フロレンティーノ・ペレスを中心に、イングランド、スペイン、イタリアの有力クラブが参加し、15の創設クラブを固定メンバーとして、残りの5クラブのみを競争によって入れ替えるという新たな欧州リーグの構想であった。しかし、この構想は欧州各国のサポーターや地域社会から激しい反発を受け、発表からわずか二日後の4月20日には、イングランドの主要クラブが相次いで撤退を表明し、翌21日にはスペインとイタリアのクラブにも脱退の動きが広がり、その計画は事実上、崩壊した。

このプロテスト運動の背後には、「サッカークラブは単なる経済的資産ではなく、地域社会および国家全体の遺産・文化の一部である」（Crouch, 2021, p. 97）という認識が広く共有されていた。なかでも2021年5月2日に予定されていたマンチェスター・ユナイテッドとリヴァプールの試合では、多数のサポーターがオールド・トラフフォード（マンチェスター・ユナイテッドのホームスタジアム）に集結してプロテスト運動を展開し、試合はプレミアリーグ史上はじめて抗議による中止

に追い込まれた。この出来事は世界中に衝撃を与えた。当時のボリス・ジョンソン首相、ナイジェール・ハドルトン・スポーツ担当大臣、プレミアリーグはいずれも、スタジアムへの乱入などの暴力行為は容認できないとしながらも、「ファンの不満には十分な理由がある」との理解を示した。

スポーツ担当大臣は、クラブの所有構造、統治構造、財務の持続可能性、ファン参加、独立規制機関の必要性などを包括的に検討するため、元スポーツ担当大臣のトレーシー・クラウチを委員長とする「フットボール・ガバナンスに関するファン主導の独立レビュー」を2021年4月に設置した。この委員会が同年11月に公表した最終報告書が『ファン主導のレビュー』(Crouch, 2021)である。このレビューは「改革の必要性」「規制制度」「財務規制」「クラブ・オーナーおよび役員の適格性審査」「コーポレート・ガバナンス」「平等・多様性・包摂」「サポーター参加の改善」「クラブの歴史的遺産の保護」「サッカーにおける財政と収益配分」「女子サッカーの発展」「選手福祉」の11章から構成されているが、特に第1章から第9章までの内容が2025年に成立した「フットボール・ガバナンス法」(Football Governance Act: 以下「ガバナンス法」と略記する)の制度設計に大きく反映している。

ガバナンス法は、このレビューを受けてイギリス政府が2022年にプレミアリーグ、イングリッシュ・フットボール(サッカー: 固有名詞はフットボールのママ)リーグ、フットボール協会、UEFA、サポーター団体、各クラブなどを対象に実施した協議を経て、2023年に政府白書『持続可能な未来—サッカークラブのガバナンス改革』を公表し、その内容を法案化したものである。同法案は2024年に議会に提出され、審議・修正を経て、2025年に議会で可決され国王裁可を受けて成立した。

この法律の最大の特徴は、独立フットボール規制機関(Independent Football Regulator: 以下「IFR」と略記する)の設置にある。IFRは、クラブ財務の持続可能性やオーナー・役員の適格性を審査するとともに、サポーターとの協議状況を監督し、各クラブに対するライセンスの付与、停止および取り消しなどの権限を有している。すなわち、リーグや協会ではなく、政府からも独立した第三者機関が、クラブを地域社会の共有財産として維持するための制度的監督を担うのである。

この新たな統治構造については、大きくふたつの見解が存在する。ひとつは「リ・ガバメント(re-government: 国家の再介入)」として批判的に捉える立場である。例えば、ジャーナリストのマーティン・サミュエルは『The Times』誌において、ガバナンス法は政府によるサッカーへの過度な規制であり、スポーツの自治を損なうものであると批判している(Samuel, 2025)。規制の「行き過ぎ」に関する同様の懸念は、プレミアリーグの公式見解(Premier League, 2024)や法案審議における議員の発言(UK Parliament, 2024, November 13)にもみられる。これらの立場は、プレミアリーグやフットボール協会などの自治組織による自己統治に代わり、国家が再び統治主体として介入する制度であるとする見方である。

これに対して政府は、IFRは政府から独立した規制機関であり、その役割はサッカー界を直接統制することではなく、競技団体やクラブ、サポーターなど多様な主体が適切に機能するための制度的枠組みを整備することにあると説明している(UK Parliament, 2025, June 3; July 8)。この捉え方は、イギリスの政治学者ボブ・ジェソップが提唱した「メタ・ガバナンス」の概念と親和的である(Jessop, 2003; 2011)。ジェソップは、多様なアクターによるガバナンスの方向性を調整し、制度を設計し、相互作用を支える役割(ガバナンスのガバナンス)を国家に認めている。一方、その多様な主体の協働そのものに着目するのが「協治ガバナンス(Collaborative Governance)」である。この理論を体系化した代表的研究者として知られるのが、アメリカの政治学者クリス・アンセルとアリソン・ガッシュ(Ansell & Gash, 2008)であり、日本では新川達郎(2004; 2011)や山本啓(2008; 2011)らによって理論的・実証的研究が展開されている。

これらの理論を用いてガバナンス法を分析することが、本報告の中心的課題である。ここでは二点のみを指摘しておきたい。ひとつには、従来の「ガバメント」による統治では、現代のサッカーを十分に統治することが難しくなっているという事実である。現代のサッカーは、各国政府、FIFA、UEFA、各国サッカー(フットボール)協会、各国リーグ、各クラブ、サポーター、放映権事業者、スポンサー、選手会など、多様な主体によって支えられている。これらはいずれも独立した意思決

定能力を有し、相互に影響を及ぼし合う「ステークホルダー」である。

ステークホルダーという概念は、単に「経営者以外の利害関係者も重要である」という意味で用いられるようになったわけではない。1963年、スタンフォード研究所が、株主 (stockholders) 以外にも企業の存続に必要な集団をステークホルダー (stakeholders) と位置づけ (Freeman et al., 1983, p. 89)、その後、アメリカの経営学者エドワード・フリーマンが「組織の目標達成に影響を与える、あるいはその達成によって影響を受けるあらゆる個人または集団である」 (Freeman, 1984, p. 46) と再定義した。そして今世紀に入って、アメリカの経営学者ビダン・L・パルマーらが、グローバル化や技術革新によって企業を取り巻く主体が多様化した結果として「今日のビジネスが直面している複雑な課題」 (Parmar, 2010, p. 403) に対応するための理論として、ステークホルダー理論をまとめたのである。つまり、ステークホルダー理論とは、「受動」的な顧客や消費者のみを前提とするものではなく、組織を取り巻く多様な「主体」の存在を前提とし、それらの相互作用を分析するための理論なのである。

この視点からみれば、欧州プロサッカーにおける各国の規制は、その具体的な在り方はそれぞれに異なるものの、グローバル資本 (市場) 化によって複雑化した課題に対応するために、統治構造そのものを見直そうとしている点において共通している。つまり、ガバナンス法もグローバル資本化によってもたらされた「複雑な課題」への対応として理解することができるのである。

ふたつめに指摘すべきは、統治構造へのサポーター参加が制度的に拡大していることである。ガバナンス法では、サポーターは単なる顧客や消費者ではなく、クラブの統治に関与する重要なステークホルダーに位置づけられている。その制度は三層構造になっている。①各クラブは、サポーター・トラストやファン諮問委員会 (Fan Advisory Board) などのファン代表組織と定期的に協議しなければならない、②IFRは全国組織であるフットボール・サポーター協会 (Football Supporters' Association) と継続的に協議しなければならない。③IFRは内部に設置したファン諮問作業部会 (Fan Advisory Working Group) から助言を受けながら制度運営をおこなう。

なかでも、イングランドおよびウェールズを代表するフットボール・サポーター協会は、欧州50カ国以上のサポーター団体が加盟する「欧州フットボール・サポーター連盟 (Football Supporters Europe)」と連携している。したがってイングランド国内のサポーターは、クラブレベル、国内レベル、欧州レベルという三層のネットワークを通じて、欧州サッカーの統治構造に参加する制度的基盤を有している。

欧州サッカーのグローバル資本化とともに揺らいできた統治構造は、いま再びローカルなサポーターや地域社会との関係を重視する方向へと転換しつつある。イングランドにおけるガバナンス法の成立は、その象徴的な出来事として位置づけることができる。したがって、その運用がリ・ガバメントの方向へ進むのか、それとも協治ガバナンスやメタ・ガバナンスの方向へと発展していくのかは、今後の欧州サッカーの統治構造を考えるうえで極めて重要な論点となる。本報告では、このような問題意識に立脚しながら、イングランドにおける制度改革を中心に、欧州サッカーの統治構造の現状と課題について考察する。

文献一覧

欧文

- Ansell, C., & Gash, A. (2008) Collaborative governance in theory and practice. *Journal of Public Administration Research and Theory*, 18(4), 543-571.
- Crouch, T. (2021) Fan-Led Review of Football Governance: Securing the Game's Future. Department for Digital, Culture, Media & Sport.
- Brown, A. (2007) "Not For Sale" ? The destruction and reformation of football communities in the Glazer takeover of Manchester United. *Soccer & Society*, 8(4), 614-635.
- Football España. (2021) Valencia president Murthy rejects report that Peter Lim is selling the club. <https://www.football-espana.net/2021/03/02/valencia-president-murthy->

- rejects-report-that-peter-lim-is-selling-the-club (Accessed August 1, 2026).
- Freeman, R. E., & Reed, D. L. (1983) Stockholders and Stakeholders: A New Perspective on Corporate Governance. *California Management Review*, 25(3), 88-106.
- Freeman, R. E. (1984) *Strategic Management: A Stakeholder Approach*. Boston: Pitman.
- Jessop, B. (2002) *The Future of the Capitalist State*. Polity Press. 中谷義和監訳, 篠田武司・櫻井純理・山下高行・國廣敏文・山本隆・伊藤武夫訳 (2005) 『資本主義国家の未来』御茶の水書房.
- Jessop, B. (2003) Governance and metagovernance: On reflexivity, requisite variety, and requisite irony. Department of Sociology, Lancaster University, 1-12.
<https://www.comp.lancs.ac.uk/sociology/papers/Jessop-Governance-and-Metagovernance.pdf>
 (Accessed August 2, 2026)
- Jessop, B. (2011) Metagovernance. In: Bevir, M. (ed.) *The SAGE Handbook of Governance*. Sage: London, 106-123.
- Jessop, B. (2016) *The State: Past, Present, Future*. Polity Press.
- Parmar, B. L., Freeman, R. E., Harrison, J. S., Wicks, A. C., Purnell, L., & de Colle, S. (2010) Stakeholder Theory: The State of the Art. *Academy of Management Annals*, 4(1), 403-445.
- Premier League. (2024) Premier League. Football Governance Bill publication.
<https://www.premierleague.com/en/news/4155128> (Accessed August 1, 2026)
- Samuel, M. (2025, January 13) The Premier League doesn't need a regulator: Government has no business trying to meddle in the running of football. *The Times*.
<https://www.thetimes.com/comment/columnists/article/the-premier-league-doesnt-need-a-regulator-g9scf7cb3> (Accessed August 1, 2026) .
- Solitude Borussen. About Us. <https://www.solitudeborussen.de/english-version/about-us/>
 (Accessed August 1, 2026).
- UK Parliament. (2024, November 13) Football Governance Bill [HL]. Hansard, House of Lords.
[https://hansard.parliament.uk/Lords/2024-11-13/debates/68A1099C-53C3-4861-AE5D-00AEC2E9663C/FootballGovernanceBill\(HL\)](https://hansard.parliament.uk/Lords/2024-11-13/debates/68A1099C-53C3-4861-AE5D-00AEC2E9663C/FootballGovernanceBill(HL)) (Accessed August 1, 2026) .
- UK Parliament. (2025, June 3) Football Governance Bill [Lords] (Second Sitting). Hansard, House of Commons Public Bill Committee. <https://hansard.parliament.uk/Commons/2025-06-03/debates/84b7e8ca-f84a-47f5-b85c-878351cae472/football-governance-bill-lords-second-sitting> (Accessed August 1, 2026).
- UK Parliament. (2025, July 8) Football Governance Bill [Lords]. Hansard, House of Commons, Vol. 770. [https://hansard.parliament.uk/Commons/2025-07-08/debates/88397DC0-6A84-4E00-8432-DBB047E2FA5E/FootballGovernanceBill\(Lords\)](https://hansard.parliament.uk/Commons/2025-07-08/debates/88397DC0-6A84-4E00-8432-DBB047E2FA5E/FootballGovernanceBill(Lords)) (Accessed August 1, 2026).
- 邦文**
- 新川達郎 (2004) 「パートナーシップの失敗—ガバナンス論の展開可能性—」『年報行政研究』39 : 26-47.
- 新川達郎編著 (2011) 『公的ガバナンスの動態研究—政府の作動様式の変容—』ミネルヴァ書房.
- 山本啓 (2008) ローカル・ガバナンスと公民パートナーシップ—ガバメントとガバナンスの相補性—. 山本啓編『ローカル・ガバメントとローカル・ガバナンス』法政大学出版局 : 1-34.
- 山本啓 (2011) 「ガバメントとガバナンス—参加型デモクラシーへのプレリュード—」岩崎正洋編『ガバナンス論の現在—国家をめぐる公共性と民主主義—』勁草書房 : 57-91.

基礎自治体におけるスポーツ政策の内容と主管部局との関連

ー「スポーツ振興に関する全自治体調査 2024」の

二次分析を通してー

宮本幸子（笹川スポーツ財団）

1. 研究目的と先行研究の整理

本研究は、全国の基礎自治体（市区町村）を対象とした質問紙調査データの二次分析を通して、スポーツ政策の主管部局と推進計画の有無および内容との関連を明らかにすることを目的とする。

従前の地方自治体のスポーツ政策は、スポーツを対象としながらも体育的性格が強く、「体育政策」として展開されてきた（菊 2006）。しかし近年のスポーツ政策には、スポーツ振興にとどまらない複数の政策目的が加わっている。自治体のスポーツ推進計画にも多分野にわたる施策が盛り込まれ、横断的な展開を図る仕組みの構築が進んでいる。そのため、スポーツ政策を自律的な一領域としてのみ捉えることは難しく、他分野への広がりを含めて把握する必要がある（渡 2010、細田・瀬田 2020）。

こうした動向と制度的に関わるのが、2007 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」の改正である。これにより、スポーツ政策の主管を教育委員会から首長部局へ移すことが可能となり、従来の「体育＝教育委員会」という構成にも変化が生じている。以後、地域スポーツ政策は体育社会学・スポーツ社会学に限らず、スポーツに関わる多様な学問領域で扱われている（佐川 2025）。それらの先行研究では、主管部局の移管がスポーツ政策にもたらし得る変化や利点と課題について、さまざまな可能性が指摘されているものの、その検証は都道府県や都市部を対象とした事例研究、あるいは文書や制度の変遷をたどる分析にとどまっている（石井ほか 2013、真山 2023a, 2023b、高橋 2023、武田 2023）。

一方、近年では全国の自治体を対象とした量的調査が増加している（笹川スポーツ財団 2016・2025、政策研究所 2017、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 2023・2026、花岡ほか 2026）。その中には、人口規模の大きい自治体ほどスポーツ政策の主管が首長部局に置かれる傾向や、主管部局の違いが実際の政策内容と関連する可能性を報告したものもある。ただし、これらの指摘はクロス集計の結果やそれに基づく考察によるものであり、政策の違いが自治体の規模によるものなのか、主管部局の違いによるものなのかを区別した検証は十分になされていない。

そこで本研究では、人口規模や財政力といった自治体の特性を考慮した上で、主管部局とスポーツ推進計画の有無および内容との関連を探索的に検証する。

2. 使用するデータ

分析には笹川スポーツ財団が 2024 年 8～9 月に実施した「スポーツ振興に関する全自治体調査 2024」を用いた。同調査は全国すべての地方自治体におけるスポーツ担当部署を対象として実施され、47 都道府県（回収率 100.0%）、1,140 市区町村（同 65.5%）から回答を得ている。単純集計や人口規模別のクロス集計の結果は既に公表され、10 年前と比べて都道府県を中心に首長部局への移管が進んでいる点、人口規模の大きい自治体ほど首長部局の主管が多く、スポーツ推進計画の策定が進み、かつ幅広い重点テーマを設定している点などが報告されている（笹川スポーツ財団 2025）。

本研究では、市区町村から得られた回答のうち、東京都特別区を除外した 1,123 件を分析対象とした。独立変数にはスポーツ政策の主管部局に関する回答を用い、首長部局=1、教育委員会=0 とする首長部局ダミーを作成した。統制変数には、自治体の人口規模および財政力指数を用いた（東京都特別区は財政力指数の算出方法が他自治体と異なるため、分析から除外している）。従属変数に

は、1) スポーツ推進計画および審議会の有無 2) 推進計画における重点テーマ 3) 推進計画の策定プロセスを採用した。なお、2) および3) の分析は、スポーツ推進計画を作成している自治体に限定している。従属変数はすべて二値の変数として扱い、人口規模、財政力指数および首長部局ダミーを投入した二項ロジスティック回帰分析を行った。

3. 分析結果

1) スポーツ推進計画および審議会の有無

スポーツ推進計画の有無について、人口規模や財政力指数で統制しても、首長部局ダミーは有意な正の関連を示した。すなわち、部局の移管はスポーツ推進計画の策定を促進した可能性が示唆される。なお、人口規模と首長部局ダミーの交互作用項を入れた検討も行ったが有意にはならず、部局と推進計画の有無との関連が自治体の人口規模によって異なることは確認されなかった。一方、審議会の有無については、人口規模との関連のみが確認された。

推進計画の有無と首長部局ダミーの関連				審議会の有無と首長部局ダミーの関連			
	B	SE	OR		B	SE	OR
人口規模ダミー (ref.20万人以上)				人口規模ダミー (ref.20万人以上)			
1万人未満	-2.83 ***	0.44	0.06	1万人未満	-1.51 ***	0.39	0.22
3万人未満	-2.10 ***	0.40	0.12	3万人未満	-1.34 ***	0.37	0.26
5万人未満	-1.21 **	0.39	0.30	5万人未満	-1.02 **	0.37	0.36
10万人未満	-0.88 **	0.38	0.41	10万人未満	-0.85 *	0.36	0.43
20万人未満	-0.60	0.40	0.55	20万人未満	-0.62	0.37	0.54
財政力指数	0.50	0.34	1.64	財政力指数	-0.05	0.30	0.95
首長部局ダミー	0.72 ***	0.20	2.06	首長部局ダミー	0.28	0.19	1.32
定数	0.86	0.46	2.37	定数	1.42 **	0.42	4.13
χ^2		300.71***		χ^2		56.40***	
Nagelkerke R ²		0.32		Nagelkerke R ²		0.07	
N		1,119		N		1,116	

* p<.05, **<.01, ***<.001

* p<.05, **<.01, ***<.001

2) 推進計画における重点テーマ

分析2) 3) は紙幅の都合上、首長部局ダミーの OR および 95%信頼区間のみを整理した表を提示する。いずれも 95%信頼区間に 1 を含まない項目を太字にしている。

推進計画における重点テーマについて、計画を有する自治体に限定した分析 (n=500) では、首長部局が主管する自治体のほうが競技力向上、スポーツによるまちづくり、地域経済の活性化、スポーツ産業の充実、スポーツを通じた共生社会の実現を重点テーマとして選択する傾向がみられた。その他のテーマでは主管部局との関連はみられず、障害者スポーツおよび DX 推進については、人口規模との有意な関連が確認された。

推進計画における重点テーマと首長部局ダミーの関連の整理		
	OR	95% 信頼区間
子どものスポーツ	1.45	0.77-2.72
働く世代のスポーツ	1.23	0.80-1.91
女性のスポーツ	1.13	0.70-1.83
高齢者のスポーツ	1.21	0.74-1.97
障害者のスポーツ	1.17	0.74-1.85
競技力の向上	1.83	1.16-2.90
住民の健康増進	1.42	0.84-2.41
スポーツによるまちづくり	2.10	1.35-3.27
スポーツ施設・環境の整備	0.90	0.52-1.56
地域経済の活性化	3.11	1.90-5.09
スポーツ界のDX推進	1.57	0.62-4.01
スポーツボランティア	1.47	0.92-2.35
スポーツ産業の充実	3.02	1.23-7.42
スポーツ団体のガバナンス改革	2.19	0.73-6.57
スポーツを通じた共生社会の実現	1.84	1.12-3.02

3) 推進計画の策定プロセス

推進計画の策定プロセスでは、首長部局が主管する自治体ほど国の政策内容の参酌、自治体の総合計画との整合、関係部署の意見集約や市民討議会・パブリックコメントを実施する傾向がみられた。その他の項目では主管部局との関連はみられなかったが、住民の実態やニーズを把握する調査の実施については、人口規模との負の関連および財政力指数との正の関連が確認された。

推進計画の策定プロセスと首長部局ダミーの関連の整理

	OR	95% 信頼区間
国の政策の内容を参酌	2.00	1.01-3.95
都道府県の計画の内容を参酌	1.12	0.64-1.95
自治体の総合計画の内容との整合性を図った	2.21	1.08-4.54
自治体の個別計画の内容との整合性を図った	0.95	0.60-1.50
他の自治体の計画の内容を参考	1.08	0.68-1.70
スポーツ担当以外の関係各署から意見を集約・調整	1.63	1.04-2.55
住民の実態やニーズを把握する調査の実施	1.36	0.83-2.22
市民討議会やパブリックコメントを実施	2.05	1.28-3.30
スポーツ推進審議会を設置	1.06	0.65-1.72
スポーツ推進審議会以外の有識者の意見を参考	0.98	0.58-1.67

4. 結果の整理と今後の課題

以上の分析結果から、主管部局の違いはスポーツ推進計画の有無に加え、その内容や策定プロセスとも関連することが明らかとなった。ただしその関連は一律にみられるものではなく、先行研究でも指摘される他分野への広がりや、内外の多様な意見を聴取し調整する策定プロセスに表れていた。また、分析全体を通して首長部局ダミーが有意な負の関連を示す項目はなかったことから、首長部局が主管する自治体では、計画の内容や策定プロセスがより多様になっている可能性が示唆される。さらに、主管部局との関連はみられず人口規模や財政力指数との関連が強い項目も確認されたことから、自治体の規模や財政力との関連が強い政策と、主管部局という制度的側面の影響が強い政策とを区別して捉える必要性が示された。

本研究は横断データを用いた探索的な分析であり、さらなる分析の精緻化や縦断データを用いた検証は今後の課題としたい。

文献

- 花岡裕吉・久保田潤・木間奈津子・阿部篤志・和久貴洋,2026,地方自治体が推進するスポーツ政策における EBPM の実態と課題, 体育学研究 71, 239-252.
- 細田隆・瀬田史彦,2020,地方自治体のスポーツ政策実施における横断的展開に関する研究, 都市計画報告集 19(2), 186-191.
- 石井十郎・松井くるみ・原田宗彦・兵頭陽, 2013, スポーツ振興計画策定に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が及ぼした影響—スポーツ施策実施過程における計画段階に着目して—, SSF スポーツ政策研究 2(1), 50-59.
- 菊幸一,2006,スポーツ行政施策からスポーツプロモーション政策へ,菊幸一・清水諭・仲澤眞・松村和則編,現代スポーツのパースペクティブ,大修館書店, 96-112.
- 真山達志,2023a,地方自治制度と地方分権改革, 成瀬和弥・真山達志編著,地方におけるスポーツ価値実現の実像, 晃洋書房,1-17.
- 真山達志,2023b,<基調講演論文>スポーツ政策と公共政策におけるスポーツ, 体育・スポーツ政策論叢 2(2), 1-9.
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社,2023,令和 4 年度スポーツ行政に関する実態調査報告.
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社,2026,令和 6 年度スポーツ行政に関する実態調査

報告.

佐川哲也,2025,地域行政とスポーツ,日本スポーツ社会学会編『スポーツ社会学事典』丸善出版,74-75.

笹川スポーツ財団,2016, スポーツ振興に関する全自治体調査 2015.

笹川スポーツ財団,2025, スポーツ振興に関する全自治体調査 2024.

政策研究所,2017,平成 28 年度スポーツ政策調査研究「地方スポーツ行政に関する調査研究」報告書.

高橋義雄,2023,自治体におけるスポーツ政策ネットワーク,成瀬和弥・真山達志編著,地方におけるスポーツ価値実現の実像,晃洋書房,37-54.

武田丈太郎,2023,地域スポーツ政策を取りまく環境の現状と課題,体育・スポーツ政策論叢 3(1), 3-11.

渡正,2010,地方自治体におけるスポーツ政策の現状と課題,徳山大学論叢, 71, 117-135.

アメリカのスタジアム建設をめぐる公共性

—フランク・A・グリディのスタジアム研究にみる社会的効果—

中田健斗（明治大学大学院 学生・博士前期課程）

1. はじめに

日本の学術的な研究において、スポーツ・スタジアムへの公共投資の理想像としてしばしば引き合いに出されるのが、アメリカの事例である。日本の研究においては、アメリカではスタジアムへの公的資金の投入が地域住民に歓迎されているとする論調が多い。しかし、アメリカには日本と大きく異なる事情が存在する。第一に、数多くのプロ球団によるフランチャイズ移転をめぐる都市間の競合である。第二には、誘致の努力が常に地域住民に支持されるわけではなく、多くの住民投票が実施され、その結果、公的資金の投入が拒否される場合も少なくない。全米では1990年から2023年にかけてスタジアムとアリーナの建設に関して57の住民投票が実施され、そのうち22の提案が否決されている（Lieb, 2024）。つまり、スタジアム建設への公的資金の投入は、アメリカにおいても、一方的に歓迎されているわけではないのである。

本報告では、アメリカにおけるプロスポーツスタジアムの建設をめぐる「公共性」について、①「経済的效果」に関する研究動向と②「社会的効果」に関する研究動向を明らかにしたうえで、③フランク・A・グリディのアメリカ・スタジアム研究における「公共性」概念の意義について検討する。

2 スタジアム建設の経済的效果に関する研究

アメリカでは、1980年代にスタジアム建設の第三次ブームがおとずれると、自治体の税収が減少するなかで、経済活性化の手段としてスタジアム建設による「経済的效果」に注目が集まるようになる。つまり、スタジアム建設は、その推進者たちによって経済的な価値ある公共投資であることが主張されたのである（Bradbury et al., 2023, p. 908）。しかし、プロスポーツ・チームを誘致することによる地域社会への具体的な経済的效果はほとんど認められなかった。こうした研究動向については、すでに日本の研究においても指摘されている。例えば、「北米を対象とした実証研究のコンセンサスでは、スタジアムとプロスポーツ団体が地域経済に与える効果はわずかである」（安達ら, 2023, p. 24）、あるいは、アメリカではスタジアム建設の「経済効果はないか、あってもわずかであると結論付けられている」（小林, 2019, p. 11）といった指摘である。

管見の限り、経済的效果を否定する論拠として最も多くあげられていた（実証的データからスタジアム建設の経済的效果を否定する論文を除く）のが「代替効果」である。スポーツ関連の消費支出の大半は、地域住民が他の娯楽に向けるはずだった支出の振替に過ぎず、地域全体の所得や雇用を有意に増やす効果はない、とする論拠である。このような指摘は、チェマ（Chema, 1996）、クロンプトラン（Crompton, 1995）、バードら（Baade et al., 2005）、ラヴォアラ（Lavoie et al., 2005）、ハンフリーズ（Humphreys, 2019）、コーツら（Coates et al., 2008）に共通している。

第二に、しばしばスタジアム建設の推進派がその正当化の根拠として掲げる「近隣地域の活性化」への反証である。新しいスポーツ施設の近郊で新規事業が創出されることは稀であり（Harger et al., 2016）、都市再開発のメリットを享受するのは不動産業者のみであって（Rosentraub, 2014）、創出される雇用の多くが低賃金であることが実証されている（Coates et al., 2008）。

第三に、経済全体に占めるスタジアム収益の割合の低さである。つまり、経済全体に占めるスポーツによる収益の割合はあまりにも小さいため、集計データのなかにその効果を現れさせるのには

無理があるというのである (Chema, 1996; Baade et al., 2005; Lavoie et al., 2005)。

しかしながら、このような数多くの否定的見解にもかかわらず、現実には公的補助金が途切れることはなく、メジャーリーグ施設の平均残存寿命は約 30 年へと短期化し、早期の建て替えが相次いでいる。その背景には、チームオーナーが新施設を求める強力なインセンティブである「ハネムーン効果 (目新しさ効果)」がある。このハネムーン効果が指摘されている論文では、その効果による追加収益だけでは巨額の総建設費を回収するには至らないため、オーナーたちにとって重要なのは、過半のコストを納税者が負担してくれることであり、ハネムーン効果と公的補助金の相互作用で得られた利益は、オーナーの内部留保となり、チーム成績の向上などに還元されていないことも明らかにされている (Bradbury, 2024; Coates, 2007)。

3. スタジアム建設の社会的効果に関する研究

上記のような経済的効果の少なさが明らかになるにつれ、スタジアム建設の推進派によって公的資金を投入するための根拠として主張されるようになったのが、無形の「社会的効果」であった。この社会的効果そのものを否定する研究は見受けられないが、しかし社会的効果が極めて限定的であり、スタジアム建設への公的投資に見合うものでないことは多くの研究で指摘されている (Bradbury, 2024, p. 899, p. 911)。例えばコーツ (Coates, 2007) は、チームの存在が世界クラスの都市という地域住民の「誇り」や「コミュニティの結束」をもたらすという無形の社会的効果について、住民の「支払意思額調査」にもとづくと、その価値は数千万ドル程度にとどまり、数億ドルという建設コストを正当化する水準には達していないという。

また、ブラットベリー (Bradbury, 2024, p. 899, p. 911) は、スポーツチームの本拠地が位置する地域の住民にとって、スタジアム建設案に関する住民投票が社会的価値を明らかにするもうひとつの手段になると指摘する。つまり、住民投票によって否決される傾向が強まり、スタジアム建設への公的資金の投入が支持され難くなっている近年の世論調査の結果は、社会的効果が限定的であるひとつの論拠になるというのである。アルフレッドら (Ahlfeldt & Maennig, 2012) やホルンら (Horn et al., 2015) が指摘する「NIMBY 効果 (裏庭には嫌だ)」も、ブラットベリーらの主張を強化するものだろう。スタジアム建設の波及効果が近隣住民に及ぶ場合、会場に近い住民が補助金に賛成する傾向が強まるものと推測されるが、実際には、多くの住民が試合やイベントに伴う混乱を避けられる場所に居住することを好むというのである。

このように経済的効果も社会的効果も極めて限定的であるのだとすれば、それらのエビデンスを知る学者たちが、スタジアム建設への公的資金の投入に反対するのも当然だろう。ウェブルズ (Whaples, 2005) は、全米の経済学会会員から無作為に抽出されたサンプルを対象とした調査において、「米国の地方自治体および州政府は、プロスポーツチームへの補助金を廃止すべきである」という質問項目 (選択可能な回答は、強く反対、反対、中立、賛成、強く賛成) を設定している。その結果、補助金の廃止に経済学者の 58% が強く賛成し、28% が賛成と回答している。中立は約 10% であり、反対はわずか 5% に過ぎなかった。

4. フランク・A・グリディのスタジアム研究

アメリカにおけるスタジアム建設について、日本では一般的とはいえない「公共性」の概念を使って、公的資金が投入されたスタジアムの価値を、逆説的に説明している興味深い研究に、グリディの著書 (Guridy, 2024) がある。本報告では、プロスタジアム建設の波 (第一波: 1910 年代~50 年代、第二波: 1960 年代から 80 年代、第三波: 1990 年代から 2010 年代、第四波: 2020 年代) と対照させながら、その内容を要約し、スタジアム建設を問うための新しい視点を抽出する。

グリディによれば、アメリカにおける一連のスタジアム建設は、プロスポーツの娯楽としての価値を高める反面、「新しいジェントリフィケーション (高所得者層の流入によって、低所得地域が再編されること: 引用者注) の時代における所得格差と人種的不平等のモニュメントとしての性格を強めた」 (Guridy, 2024, p. 17, p. 239) という。特にスタジアム建設の第三波のなかでジェントリ

フィクションが進んだことで、自由と平等を求める闘争のなかで勝ち取った「地域社会の要望が表現される場所 (where community desires have been expressed)」というスタジアムの「社会的効果」を阻害し、「ある意味では台無し」にしてしまったという (Guridy, 2024, p. 262, p. 302)。グリディによれば、地域社会に必要なのはかつてスタジアムが提供していた「集団的な儀礼 (collective rituals)」や「多様な活動に共に参加すること (participating in a wide array of activities together)」を通じての「共通の絆 (commonalities)」のための空間なのである。つまり、アメリカにおけるスタジアムへの公的投資は、一部の企業を豊かにする手段としてではなく、コミュニティの結束を促進する公園や公共機関と同様の「公共の利益へのコミットメント」として再定義されなければならないというのである。

この自らの主張を裏付けるために、地域の人々の声を届ける、すなわち誰でもが公開的な議論に参加できることをスタジアムの公共性として描き直したグリディの歴史社会学的な研究は、例えば「スポーツビジネスによる顧客層の拡大がプロスポーツの観戦を男女平等にした」という日本でよく耳にする言葉とは対照的に、女性や黒人といったマイノリティを能動的な運動の「主体者」として描き出すことにも成功している。その具体的な内容を示すことが、本報告の要諦である。

文献一覧

- 安達晃史・生田祐介・永田靖・松本宗谷 (2023) 「わが国のスポーツビジネスにおける投資の現状と課題」『大阪産業大学経営論集』24 (2) : 15-36.
- Baade, R. A., R. Baumann, and V. A. Matheson. (2005) ‘ ‘Selling the Big Game: Estimating the Impact of Mega-Events through Taxable Sales.’ ’ Paper 05-10. Department of Economics. Faculty Research Series.
- Bradbury, C.J., Coates, D., Humphreys, R.B. (2023) Public policy toward professional sports stadiums: A review. *Journal of Policy Analysis and Management*.
- Bradbury, J. C. (2024) Revisiting the novelty effect from new stadiums: An event study approach. Kennesaw State University. January 29. 2024.
- Chema, T.V. (1996) ‘ ‘When Professional Sports Justify the Subsidy, A Reply to Robert A. Baade.’ ’ *Journal of Urban Affairs*. 19. 19-22.
- Coates, D., Humphreys, B.R. (2008) Do economists reach a conclusion on subsidies for sports franchises, stadiums, and mega-events? *Econ Journal Watch*. 5-3. 294-315.
- Crompton, J. L. (1995) Economic impact analysis of sports facilities and events: Eleven sources of misapplication. *Journal of Sport Management*. 9. 14-35.
- Guridy, F.A. (2024) *The Stadium. An American History of Politics, Protest, and Play*. New York. Basic Books.
- Harger, K., Humphreys, B. R., & Ross, A. (2016) Do new sports facilities attract new businesses? *Journal of Sports Economics*. 17. 483-500.
- Humphreys, B.R. (2019) Should the Construction of new Professional Sports Facilities be Subsidized? *Journal of Policy Analysis and Management*. 38-1. 264-270.
- 小林至 (2019) 『日本における野球独立リーグの勃興の背景と継続の条件—NPB への労働供給市場の変容を切り口として—』博士 (スポーツ科学) 学位論文, 早稲田大学大学院スポーツ科学研究科.
- Lavoie, M., and Rodriguez, G. (2005) ‘ ‘The Economic Impact of Professional Teams on Monthly Hotel Occupancy Rates of Canadian Cities: A Box-Jenkins Approach.’ ’ *Journal of Sports Economics*. 6. 314-24.
- Lieb, A., David. (2024) When voters say ‘no’ to new stadiums, what do professional sports teams do next? *Yahoo! Sports*. April 4, 2024. https://sports.yahoo.com/voters-no-stadiums-professional-sports-040212339.html?fr=sycsrp_catchall Retrieved November, 10, 2025.

Rosentraub, M.S. (2014) *Reversing urban decline: Why and how sports, entertainment, and culture turn cities into major league winners*. Routledge.

スポーツミュージアムにおけるチームアイデンティフィケーション、真正性、意図的ロイヤルティの関連性 ー豊田スタジアムギャラリーに着目してー

太田明李（中京大学大学院 学生・博士後期課程） 伊藤央二（中京大学）

1. 緒言および先行研究の検討

近年、スポーツの歴史や遺産を活用したスポーツミュージアムが整備されている。文化庁（n.d.）は、スポーツ文化共創「つながる」プロジェクトを通じて、スポーツのレガシーの継承やスポーツ文化財の価値共有、スポーツミュージアムの機能強化を推進している。スポーツミュージアムには、スタジアム（e.g., 甲子園歴史館）、スポーツチーム（e.g., 鹿島サッカーミュージアム）、スポーツ選手（e.g., 王貞治ベースボールミュージアム）、地域（e.g., わかやまスポーツ伝承館）、大学（e.g., 中京大学スポーツミュージアム）など、多様なテーマが存在する。なかでも、Jリーグや日本プロ野球リーグのチームを対象としたミュージアムは、ファンがチームの歴史や遺産に触れ、真正性を知覚する場として機能している。

Appel（2005）は、スポーツチームのミュージアムを、チームとファンの結び付きを強化するためのプラットフォームであり、ファンとしてのアイデンティティを形成・再認識する場であると位置付けている。このように、応援するチームと価値観や目標を共有し、チームの成功や失敗を自己の経験として捉える心理的状態は、チームアイデンティフィケーション（以下、チーム ID）と定義される（出口, 2018; 仲澤・吉田, 2015）。先行研究によると、Jリーグや日本プロ野球リーグのファンのチーム ID は、チーム支援意図（出口ほか, 2017）や意図的ロイヤルティ（仲澤・吉田, 2015）を高めることが報告されている。また、スポーツミュージアムは訪問者に真正な体験を提供する場でもある。Frost（2005）は、スポーツやチームと歴史的に結び付いたスタジアムにミュージアムを設置することで、訪問者の真正性の知覚がより高まることを指摘している。また、ファンは展示を通じて過去の記憶を想起し、他者と共有することで実存的真正性を知覚することも報告されている（Ramshaw et al., 2019）。真正性は観光学の分野で発展してきた概念であり、観光目的地で「本物」を経験することを指している（MacCannell, 1973）。また、真正性は対象そのものの「本物さ」を示す客観的真正性と、観光者の経験や活動を通して知覚される実存的真正性の二次元から解釈されている（Wang, 1999）。歴史的な観光地における真正性に着目した Kolar and Zabkar（2010）は、客観的真正性が実存的真正性を高めることを報告している。さらに、客観的および実存的真正性はともに意図的ロイヤルティを高めることも報告されている（Kolar and Zabkar, 2010）。

以上より、チーム ID の高いファンほど、スポーツミュージアムにおいて高い真正性を知覚し、その結果として意図的ロイヤルティが高まることが考えられる。しかしながら、スポーツミュージアムを対象として、チーム ID、真正性、意図的ロイヤルティの関連性を実証的に検証した研究は限られている。したがって、本研究ではスポーツミュージアムの来訪者を対象に、ホームチームに対するチーム ID、ミュージアムの真正性、意図的ロイヤルティの関連性を明らかにすることを目的とした。

2. 研究方法

調査は、2025 年 8 月 31 日に豊田スタジアム内のスタジアムギャラリーにおいて実施した。豊田スタジアムは、Jリーグに所属する名古屋グランパス（以下、グランパス）のホームスタジアムであり、スタジアムギャラリーにはグランパスの歴史を紹介するパネルやレジェンドが使用した道具などが展示されている。同ギャラリーは、豊田スタジアムで試合が開催される場合のみ開館し、ス

タジアムに入場した試合観戦者のみが無料で見学可能となっている。調査当日は、グランパス対FC東京の試合が開催され、55,896人がスタジアムに來場し、うち1,100人がスタジアムギャラリーを訪れた。調査はスタジアムギャラリーの出口付近において、來訪者を対象とした直接配布・直接回収法による質問紙調査を実施した。質問項目は、個人的属性（年齢、性別など）に加え、チームID（出口ほか, 2021）、スタジアムギャラリーにおける客観的眞正性および実存的眞正性（Kolar and Zabkar, 2010）、意図的ロイヤルティ（Kolar and Zabkar, 2010）であり、7段階リッカート尺度を用いて回答を尋ねた。回答回収数は250部であり、有効回答数は225部であった。

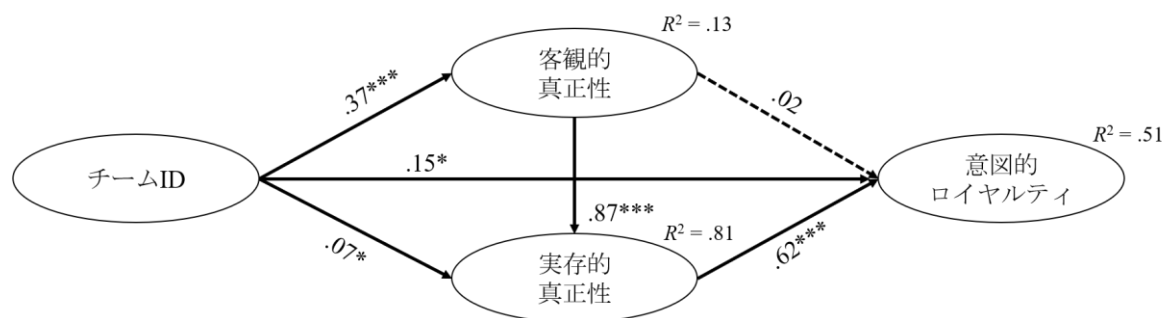
分析方法としては、まず初めに誤って回答された18歳未満のデータ（ $n=12$ ）および応援するチームがグランパスではない回答者（ $n=9$ ）を除外し、チームID5項目、眞正性10項目、意図的ロイヤルティ2項目が全て同じ数値のデータを欠損値に置き換えた（ $n=12$ ）。次に、単変量の外れ値を確認したのち（ $n=18$ ）、多変量の外れ値を特定して基準値を超えるデータは分析から除外した（ $n=1$ ）。そして、PLS-SEMによって仮説モデルの検証を実施した。なお、データクリーニングを実施し、最終的に分析に用いたサンプル数は203部であった。

3. 結果および考察

個人属性の結果、性別は男性が66.5%、女性が33.5%であり、平均年齢は44.7歳であった。また、72.1%の回答者はグランパスのファンクラブ会員であり、グランパスへの関与が高い回答者が多かった。さらに、過去にスタジアムギャラリーに訪れたことがある回答者は79.3%を占め、約8割の回答者はリピーターであったことがうかがえる。

図1には、PLS-SEMによる仮説モデル検証の結果を示している。分析の結果、チームIDは客観的眞正性（ $\beta=.37, t=4.74, p<.001$ ）、実存的眞正性（ $\beta=.07, t=2.23, p<.05$ ）、および意図的ロイヤルティ（ $\beta=.15, t=2.33, p<.05$ ）と正の関連性を示した。チームIDは、チームの成功や失敗を自己の経験として捉える心理的狀態であることが報告されており（出口ほか, 2017）、チームIDが高いファンほど、展示物やスタジアムギャラリー自体を眞正なものとして認識するとともに、グランパスの歴史を自己の経験と結びつけて実存的眞正性をより知覚することがうかがえる。さらに、先行研究においてチームIDは支援意図（出口ほか, 2018）や再観戦意図（仲澤・吉田, 2015）を高めることが報告されているように、スタジアムギャラリーにおいても意図的ロイヤルティにつながるとうかがえる。

また、客観的眞正性と実存的眞正性の正の関連性も明らかとなった（ $\beta=.87, t=40.58, p<.001$ ）。これは、観光目的地において客観的眞正性が実存的眞正性の知覚を高めることを明らかにしたKolar and Zabkar（2010）の研究と一致する結果となった。さらに、客観的眞正性は意図的ロイヤルティと正の関連性を示さなかったが（ $\beta=.02, t=0.12, p=.90$ ）、実存的眞正性と意図的ロイヤルティの間の正の関連性は明らかとなった（ $\beta=.62, t=4.51, p<.001$ ）。つまり、ファンが展示そのものの客観的眞正性を知覚するだけでは意図的ロイヤルティの形成に十分ではなく、グランパスの歴史や記憶を自己の体験と結び付けることで知覚される実存的眞正性が重要であることが示唆される。



*** $p<.001$, ** $p<.05$, * $p<.01$

注) 実線は有意な関連性が確認されたパス、灰点線は有意な関連性が確認されなかったパスを示している。

図1. 仮説モデル検証の結果

特に、Ramshaw et al. (2019) は、スポーツミュージアムにおいて自己の記憶や経験を想起し、他者と共有することで実存的真正性が知覚されることを指摘している。さらに、Appel (2005) が、スポーツミュージアムは遺産を展示する「殿堂」としての役割にとどまりやすいことを指摘していることから、展示の背後にあるグランパスの歴史や記憶に触れる経験が、意図的ロイヤルティの形成に重要であることが示唆される。

4. 結 論

本研究は、スポーツミュージアムの来訪者を対象に、ホームチームに対するチーム ID、ミュージアムの真正性、意図的ロイヤルティの関連性を実証的に検証した研究であり、理論的・実践的意義を有する。理論的意義としては、これまでスポーツマネジメント分野で主に観戦行動やチーム支援との関連から検討されてきたチーム ID の概念をスポーツミュージアムに援用し、真正性の知覚および意図的ロイヤルティとの関連性を明らかにした点が挙げられる。また、観光学で知見が蓄積されてきた真正性の概念をスポーツミュージアムの文脈で検証した点は、本研究の新規性であると言える。

実践的意義としては、スポーツミュージアムにおける真正な体験とリピーター獲得に向けた実践的な示唆を提示した点が挙げられる。本研究結果では、チーム ID が高いファンほど真正性を知覚し、意図的ロイヤルティが高まることが明らかとなった。したがって、チームのファンクラブ会員に向けた情報発信の強化や、チーム ID が高いファンが集まるスタジアムへのミュージアムの設置が有効であると考えられる。また、展示資料や遺産を鑑賞するだけでなく、チームの歴史や記憶を想起し、自身の経験と結び付けられるような展示を充実させることも求められる。さらに、スポーツヘリテージは、過去の出来事のみによ拠する一般的な遺産とは異なり、現役選手の活躍や新たな物語の生成によって現在進行形で更新される「生きた遺産 (living heritage)」(Ramshaw, 2010) である。したがって、過去の栄光だけでなく、現在のチームや選手に関する展示も取り入れることで、若年層を含む幅広いファンに対して実存的真正性を喚起し、継続的な訪問行動につなげることが今後求められる。

【主な引用文献】

- Appel, H. H. (2015) 'Propermuseum' or branding platform? Club museums in England. *Soccer & Society*, 16(2-3): 294-30.
- 文化庁 (n.d.) スポーツ文化共創「つながる」プロジェクト。
<https://www.jpnsport.go.jp/Portals/0/sportmuseumnet/tsunagu/>, (参照日 2026 年 7 月 26 日)。
- 出口順子・沖村多賀典・井澤悠樹・徳山友・菊池秀夫 (2017) J リーグ観戦者のクラブ支援意図：チームアイデンティフィケーションとの関係性の検討。 *スポーツマネジメント研究*, 9(2): 19-34.
- 出口順子・辻洋右・吉田政幸 (2018) チーム・アイデンティフィケーション：理論的再検討。 *スポーツマネジメント研究*, 10(1): 19-40.
- 出口 順子・長谷川 健司・清川 健一・菊池 秀夫 (2021) ファンのチーム支援行動：組織的アイデンティフィケーション理論を視座に。 *体育学研究*, 66: 13-32.
- Frost, W. (2005) The sustainability of sports heritage attractions: lessons from the Australian football league hall of fame, *Journal of Sport Tourism*, 10(4): 295-305.
- Kolar, T., & Zabkar, V. (2010) A consumer-based model of authenticity: An oxymoron or the foundation of cultural heritage marketing? *Tourism Management*, 31: 652-664.
- McCannell, D. (1973) Staged authenticity: Arrangements of social space in tourist settings. *The American Journal of Sociology*, 79(3): 589-603.
- 仲澤眞・吉田政幸 (2015) ファンコミュニティの絆：プロスポーツにおけるファンコミュニティ・アイデンティフィケーションの先行要因および結果要因の検証。 *スポーツマネジメント研究*, 7(1): 23-38.

戦前日本における高等教育機関の競技大会の歴史的展開：

朝日新聞社編『運動年鑑』を用いた基礎的検討

船木豪太(早稲田大学大学院 学生・博士課程)

1. 問題の所在

発表者は運動部活動の歴史を明らかにするため、戦前日本の高等教育機関を対象に研究を進めている。本研究では、運動部活動の特徴づけた重要な要素の一つである競技大会に着目し、戦前日本の高等教育機関の競技大会がどのように展開したのかを明らかにする。

戦前日本における運動部活動の歴史的展開において、競技大会の拡大は注目すべき現象である。なぜなら、競技大会の拡大によって、運動部活動のあり方が大きく変化したからである。明治前期に外国人教師らによって学校に持ち込まれた西洋スポーツは、当初、生徒・学生たちの余暇時間や年に数回の全校的な催しとして実施されることが多かった。また、同時期に剣道や柔道などの在来武術も教育の手段として認識され、課外の時間で稽古が実施されるようになる。ところが、明治中期以降になると、全国各地の学校で対校戦が実施されるようになり、大正期から昭和初期にかけて3校以上が一同に会する競技大会も整備されていった。それまで校内活動を中心に実施されていた運動部活動は、競技大会の整備によって、対外試合で勝利を目指す活動へと変化していったのである。

そして、このような変化は、競技スポーツの発展にも大きな影響を及ぼした。中澤（2010）によれば、戦前日本のオリンピック代表選手のおよそ6割から7割は学生であり、なかでも高等教育機関の運動部活動は競技者養成の中核を担っていた^{注1)}。このことは、高等教育機関の競技大会の整備・拡大が、戦前日本における競技スポーツの発展を支えたことを示唆している。そのため、高等教育機関の競技大会の展開を明らかにすることは、運動部活動の歴史にとどまらず、日本のスポーツが競技スポーツとして発展していく歴史を理解することにもつながるといえるだろう。高等教育機関の競技大会は、いつから、どのように拡大してきたのだろうか。

2. 仮説的な見通し

この問いに対して、最も重要な先行研究となるのが中澤・鈴木（2020）である。中澤・鈴木（2020）は、戦前日本の中等教育機関の競技大会を計量的に分析し、その大会数や開催範囲、主催団体などを明らかにしている。本研究は、高等教育機関の競技大会を取り上げるが、その意義は単に未着手だった分析対象の空白を埋めるだけではない。第1に、高等教育機関の運動部活動は中等教育機関に先行して普及・発展し、その後の中等教育機関の運動部活動に影響を与えたことが指摘されている（竹之下・岸野，1983）。競技大会は、そうした運動部活動の普及・発展を具体的に示す重要な指標である。そのため、高等教育機関の競技大会の展開を明らかにすることは、中等教育機関を含めた運動部活動の歴史を理解するうえでも重要である。第2に、戦前日本のオリンピック代表選手の多くを高等教育機関の学生が占めていたことを踏まえれば、高等教育機関の競技大会は、当時の競技スポーツの発展を支えた重要な舞台であったと考えられる。そのため、高等教育機関の競技大会の展開を明らかにすることは、戦前日本における競技スポーツの発展過程を考察するうえでも積極的な意義がある。以下では、中澤・鈴木（2020）の議論を参照しながら、本研究の仮説的な見通しを示す。

中澤・鈴木（2020）は、中等教育機関の競技大会が1920年代に急増し、1930年代前半にピークを迎えた後、1930年代後半から減少するという山型の変動を示すことを明らかにした。また、開

催範囲別および主催団体別にみた競技大会数も同様の推移を示し、全体の競技大会数の変動は、複数道府県大会および単一道府県大会、学校主催および競技連盟主催の競技大会の増減を反映していたことを明らかにした。本研究では、高等教育機関の競技大会も、中等教育機関と同様に、大会数の推移や開催範囲、主催団体の変化を通して歴史的展開を捉える。その際、高等教育機関は学校数が少ないため競技大会の実数は少ないと考えられるものの、これらの変化は中等教育機関よりも早い時期に生じていたことが予想される。

他方で、高等教育機関の競技大会の展開には、国際大会の影響もみられる可能性を推測できる。戦前日本のオリンピック代表選手の多くが高等教育機関の学生であったことを踏まえれば、国際大会の開催に伴って代表選手の選考機会が求められ、そのことが国内の高等教育機関の競技大会の増加を促した可能性がある。

以上から、本研究では、高等教育機関の競技大会は、中等教育機関よりも早い時期に展開し、その展開には国際大会の開催も影響を及ぼしていたという仮説的な見通しをもって分析を行う。

3. 研究方法

以下では、中澤・鈴木（2020）の研究方法を参照しながら、用いる資料、競技大会の抽出方法および分析視点を具体的に説明する。

まず、資料は朝日新聞社編『運動年鑑』（1919-1943）を用いる（図1）。『運動年鑑』には、単一道府県レベル以上の規模で開催された競技大会が幅広く掲載されており、高等教育機関の競技大会の実施状況を把握するうえで有用な資料である。『運動年鑑』は1919年度版から1943年度版まで毎年刊行されており、各年度版には基本的に前年度に開催された競技大会が収録されている。そのため、本研究では1919年度版から1943年度版を用い、1918年度から1942年度までに開催された競技大会を分析対象とする。もっとも、『運動年鑑』にすべての競技大会が掲載されているわけではない。しかし、全国規模で競技大会を継続的に収録した資料は他にほとんど存在せず、相当程度の網羅性を有することから、高等教育機関の競技大会の歴史的展開を把握するための資料として適していると判断した。



図1『大正八年度 運動年鑑』の表紙

次に、競技大会の抽出方法について説明する。『運動年鑑』には、野球、テニス（庭球、硬式と軟式を含む）、陸上競技、水泳（競泳、飛び込み、水球を含む）、バスケットボール、バレーボール、ラグビー、サッカー、アメリカンフットボール、ボート、ヨット、柔道、剣道、弓道、ボクシング、レスリング、相撲、フェンシング、射撃、馬術、器械体操、ゴルフ、卓球、ホッケー、スキー（ボブスレーを含む）、スケート（フィギアスケート、アイスホッケーを含む）、ビリヤード、ハンドボール、重量挙げ、自転車、航空の31競技について大会情報が掲載されている。本研究では、これらすべてを分析対象とした。各競技の結果欄をもとに、高等教育機関（大学、旧制高等学校、高等師範学校、旧制専門学校、大学予科、大学専門部のいずれか）が参加していることを確認できる国内（外地を含む）の競技大会を全て抽出した。そのうえで、高等教育機関以外の学校や団体も参加する競技大会と、高等教育機関のみが参加する競技大会とに分類した^{注2)}。なお、「高専の部」や「学生の部」のように、一つの競技大会のなかに高等教育機関のみが参加する独立した部門が設けられている場合は、高等教育機関のみが参加する競技大会として扱った。また、リーグ戦も一つの競技大会として数えた。ただし、二校間の定期戦などは分析対象から除外した。

最後に、分析視点について説明する。本研究では、高等教育機関の競技大会の歴史的展開を把握するため、①競技大会の規模、②主催団体の2点から分析を行う。競技大会の規模については、「4地域以上」「複数道府県」「単一道府県」の3つに分類した。「4地域以上」とは、北海道、東

北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州、外地のうち4地域以上から参加校が集まる競技大会であり、全国規模の競技大会として位置づけた^{注3)}。分類にあたっては、原則として結果欄から参加校の所在地を特定し、それが困難な場合のみ大会名称を参考に判断した^{注4)}。主催団体については、「競技連盟」「学生競技連盟」「学校」「新聞社」「その他」の5つに分類した^{注5)}。「競技連盟」には大日本体育協会および各競技の統括団体、「学生競技連盟」には学生競技連盟や学校競技連盟などを含めた^{注6)}。また、「学校」には大学、旧制高等学校、旧制専門学校、高等師範学校およびそれらの運動部を含め^{注7)}、「その他」には地方自治体、運動具店、YMCAなどを分類した。

以上の研究方法に基づいて分析を行い、当日の発表では、高等教育機関の競技大会の歴史的展開を示し、その特徴について議論することにしたい。

注

注1) 中澤(2010)は中等教育機関の生徒も「学生」としてカウントしている。ただし、中澤(2010)を踏まえ、東原(2013)は「小中高校に在籍する比較的若い学生選手」を「ユース選手」、「中等教育を終えて専門学校・大学に籍を置くユース選手以外の学生選手」を「シニア選手」と分類して整理している。その結果をもとに、学生選手全体におけるシニア選手の割合を計算すると、男性の場合、戦前期を通じて8割を超えている。そのため、高等教育機関の学生がプレゼンスを示していたといえる。一方で、女性の場合、シニア選手の割合は約2割から3割に留まり、中等教育機関の生徒のほうが高い割合を占めていた。本研究では、戦前期の日本代表選手団の約9割が男性だったことに鑑み、高等教育機関の学生が出場した競技大会を取り上げる。

注2) 中澤・鈴木(2020)は、中等教育機関のみが参加する競技大会を対象としている。しかし、高等教育機関の学生は、全日本選手権や国際大会の代表選手選考会など、高等教育機関以外の競技者も参加する競技大会にも数多く出場していた。そのため、本研究では、高等教育機関が参加していることを確認できる競技大会をすべて分析対象とした。

注3) 中澤・鈴木(2020)では、主に大会名称に依拠しているため「全国」の概念定義が明確ではない。

注4) ただし、「全国」「全日本」などの名称を冠する競技大会であっても、結果欄から確認できる参加校が4地域未満である場合が少なからず認められた。そのため、本研究では、「4地域以上」は結果欄から4地域以上の参加を確認できる競技大会に限定し、名称のみでは全国規模とは判断しなかった。「全国」「全日本」などの名称を冠していても、4地域以上からの参加を確認できない競技大会については、「複数道府県」に分類した。

注5) 中澤・鈴木(2020)では、「学生競技連盟」も「競技連盟」のひとつとして分類しているが、本研究ではこれらを区別した。また、高等教育機関の競技大会の場合、「学校体育連盟」が主催する競技大会は確認できなかったため、本研究では除外した。

注6) 「学生競技連盟」の具体例を挙げると、「東都専門学校庭球連盟」「大阪学生庭球連盟」「関西学生陸上競技連盟」「北陸専門学校陸上競技連盟」などである。

注7) 厳密には、学校全体(教職員も含む)で主催している競技大会と学校の一運動部が主催している競技大会を区別すべきであるが、資料ではこれらが混同されて記載されているため同一の分類とした。

文献

朝日新聞社編(1919-1943)『運動年鑑』(大正八年度版～昭和十八年度版)朝日新聞社。

中澤篤史(2010)オリンピック日本代表選手団における学生選手に関する資料検討:1912年ストックホルム大会から1996年アトランタ大会までを対象に。一橋大学スポーツ研究, 29:37-48。

中澤篤史・鈴木楓太(2020)戦前日本における中等学校競技大会の展開:朝日新聞社編『運動年鑑』(1919-1943)を資料として。スポーツ科学研究, 17:4-61。

竹之下休蔵・岸野雄三(1983)近代日本学校体育史。日本図書センター。

束原文郎（2013）1912 年～2008 年夏季オリンピック日本代表選手団に関する資料：所属組織と最終学歴を中心に．スポーツ科学研究，10：242-316.

体育の教育へゲモニー獲得戦略と坪井玄道

加藤朋之（山梨大学）

1 はじめに（坪井玄道）

坪井玄道（1852～1922）は、明治期に近代教育制度が確立されてゆく中に体育（当時体操）を位置付けた重要人物のひとりである。坪井が参与した様々な場を追ってみると体育が採用した様々な教育へゲモニー獲得戦略が見て取れるのである。そしてこの見取りが重要なのは、我々日本人の身体が教育の対象として統一されて行く様相そのものであり、現代の身体をめぐる磁場の構成について議論できるからである。

そこではじめに本研究で注目する坪井玄道の履歴を順に示す。坪井は、江戸幕府開成所にて英語を学び、1872年文部省師範学校掛通弁官としてアメリカ人M・スコットの通訳を務めた。

1878年文部省直轄の体操伝習所が設立され、教師G.A. リーランドの通訳となる。リーランド帰国後主任教師となる。1885年「戸外遊戯法」（金港堂）を出版する。

1886年体操伝習所が廃止され東京高等師範学校体操専修科へ引き継がれ、教師、舎監、フットボール部部长となる（～1909）。1893年日本体育会および体操練習所の評議員となる。1901（～1902）イギリス、フランス、ドイツへ文部省より派遣、アメリカを経由して帰国する。1903年「アッソシエーションフットボール」（鐘美堂）、1908「フットボール」（大日本図書）を東京高等師範学校校友会蹴球部が発刊する。

1903年第五回内国勸業博覧会において第九部門（教育、学術、衛生及経済）審査官となる。

1909年三越児童博覧会が開催され審査委員となる。その後「三越児童用品研究会」会員となる。

2 体操伝習所

1878年より坪井がG.A. リーランドの通訳として、その後教師として関わることになった体操伝習所は、明治期日本の近代学校制度の整備の流れに乗ったまさに文部省トップダウンで設置された教育機関である。つまり国家による教育の一元化の一つとして身体に関わる機関が設置されたのである。体操伝習所設置の目的は、教育すべき身体のあり方を定めることであった。それは言うまでもなく富国強兵のための兵力と労働力につながる身体である。そこで体操伝習所が注目すべきことは、具体的な身体教育の内容である。

鈴木（1984）は、リーランドと伊沢修二（体操伝習所主幹）が教材とすべしとした運動法は「身体的効果性」、「運動の基本性・運動の容易性・安全性」、「用具の簡易性・廉価性」を基軸としていたと述べている。そして東京女子師範学校、東京師範学校、東京大学予備門、東京外国語学校などでの実施、文部省との折衝を経て「教育令」の「小学校教則綱領」に体操は位置付けられる。ここに体育（当時体操）が教育界にアクターとして登場するのである。

しかし大久保（2013）が発掘した石川の事例が示すように実際の現場では「児童はそれを単に真似るだけの教材であり、興味が乏しいために教材価値に乏しく、低学年では無理であり高学年でかろうじてできるのではないかと教師たちは受けとめ」「体操」科が事実上教科時間外の児童の遊び時間として放置された状態であったのではないかと思わせる」という状態であった。

その点に坪井玄道が記した「戸外遊戯法」（金港堂）の価値はある。形式的で退屈な徒手体操と器械運動と単なる遊びとしての遊戯で構成される「体操」科だけでは教育現場に受け入れられにくい点を遊戯の教材化で補おうとしたのである。

3 東京高等師範学校（以下東京高師）

1886 年体操伝習所が廃止され東京高師体操専修科へ引き継がれたことは、教員養成システムの中に「体育を指導できること」が含まれるようになったことを示している。そして国民の身体は、教育を媒介にして健全さと秩序・従順さを求められることになった。

しかし一方で遊戯の教材化で補完した体操伝習所からの体育は教育行政の軍国主義的な変更などにより教育ヘゲモニーを低下させ、東京高師体操専修科は、「体育を指導できること」の地位を軍部や一般教科などへ譲渡することになった。

そうした中で「体育を指導できること」の人材不足と軍事訓練の拒絶感を受けて、東京高等師範学校（1911）によれば 1893 年東京高師校長に就任した嘉納治五郎は、軍部的な体育からの差別化を図り、東京高師全体で新たな「体育を指導できること」を狙い、兵營的な寄宿舎を変更し、正課としての兵式体操から全学水泳実習や長距離走大会、全員参加の運動会活動へと移行させた。

坪井が舎監となった嘉納の寄宿舎制度、部長となった運動会部活動（後に両者は校友会として統合される）はまさに体育が目指す身体の健全さと秩序・従順さを教師となる学生の身体をもって体現し、体操伝習所・東京高師の体育が再び教育ヘゲモニーを獲得することとなった。

さらに 1893 年坪井が評議委員を務める日本体育会体操練習所が開設したことは、教育としての体育が国民の身体をめぐる磁場で力を持ったことを示している。このことが具象化されたのが次章の第五回内国勸業博覧会における体育場である。

そして坪井は、1901 年のヨーロッパへの派遣（アメリカ経由での帰国）に際し教育教材としてのスポーツの可能性に目をつけるのである。帰国して早速、運動部活動を使って実地指導と「指導書」を媒介にしたスポーツ伝播を行う。こうして我が国のスポーツの伝播は、教育教材としての意味を帯びて行われたのである。スポーツは、その魅力が全国的に伝播されることによって体育教材としての価値を高め、体育と共闘的に身体をめぐる磁場の中心に位置付けてゆく。

4 第五回内国勸業博覧会

スポーツが全国的に伝播してゆく上で重要なハードルが用具の調達である。それは先に述べた鈴木（1984）が体育の基軸として「用具の簡易性・廉価性」を指摘しているように体育教材とする上でも重要なハードルである。安藤（1936）は、自身の運動具店の始まりを明治 13 年ごろ坪井玄道が「アメリカに於いて一般に使用流行されていた體育用品、運動具を参考品として御持参になり」「これからは體育と云ふものが盛になるからは是非製作してみよとの御話なので早速拝借して作ることにしました」と述べている。この後、この安藤の潤廣堂（後の安藤商店）をはじめとして美満津商店、山川商店などが体操器具や運動用具を扱うようになる。

ここで坪井が目としたのは体育器具及びスポーツ用具の流通と国産化である。このことは、遊戯及びスポーツの教材化で補完した体育の実際の成立要件であり、体育と経済とが協働関係を結ぶ機会でもあった。もちろんスポーツの伝播においては必須の事項であった。

こうして 1903 年第五回内国勸業博覧会では教育館が作られ、第九部門（教育、学術、衛生及経済）の出品審査に体育器具、運動用具がかけられるのである。そしてその国産体育器具、運動用具を審査するのが坪井である。玉澤（1936）では美満津商主人（おそらく伊東卓夫）談として「三十六年の大阪に勸業博覧会が開かれた頃」は「ボール製造史の群雄割拠とも云ふ」状態だったと述べられており、坪井が評価した伊東卓夫へのお墨付きは運動具商の公認選定として機能したのである。同時に体育器具、運動用具が我が国の殖産勸業品として認められることは、スポーツの文化価値向上と共にそれを使用する体育の教育ヘゲモニー増大につながった。

また第五回内国勸業博覧会では坪井が評議員を務める日本体育会が坪井からお墨付きを得た美満津商店の施工によって体育場を設置している。そして美満津の体育器具、運動用具がそこに体験展示されるのである。ここに体育と経済との協働関係が見て取れる。

加藤（2024）は、この第五回内国勸業博覧会が「體育や遊戯（スポーツ）が近代化の成果として流通することによって、それを扱う団体の地位が確保され、その用具が生活の必需品として位置付

き、教育界のヘゲモニーが獲得でき」た場の具象化であり「教育としての体育（體操），遊戯（スポーツ）がわが国で正統性を持つことにな」ったと指摘している。

5 三越児童博覧会

1909 年（～1921 年）三越百貨店によって児童博覧会が開催された。会場には運動場に鞦韆（ブランコ）などの運動遊戯器具が設置され、陳列場に体育、運動具の部門が設置された。

貞包（2012）は、百貨店が内国勸業博覧会から勸工場を経由してたどり着いた新たな消費の場であったと指摘している。一方で山口（1995）は、上からではない文化装置（敗者の知のネットワーク）として三越百貨店を捉え、そこで売られる商品の文化的価値の保証構造があったことを指摘している。つまり国家の教育システムとは別の商品を媒介にして消費者を教育する装置として百貨店は機能したというのである。

このような百貨店への視点から三越児童博覧会を眺めると「三越児童用品研究会」の存在意義が見えてくる。文化の担い手としての子供（家庭）を発見し、その子供の教育のための用品として三越児童博覧会での展示商品の文化価値を保証することが「三越児童用品研究会」の機能である。みつこしタイムス（1909）によれば「三越児童用品研究会」の目的は「学術上及び実用上ヨリ研究ヲ為シ一般児童用品ノ改良普及ヲ計ルヲ目的トス」と示されている。

坪井は、この「三越児童用品研究会」会員として体育、運動具の審査を行い、商品である体育、運動具を媒介にした教育を促進した。坪井（1909）は、徒手で行う運動以上に運動器具を動機にするとより価値のある運動ができると述べ、「各種学校に運動器械を備へ付けた所以」であるとし、さらに各自で購入するようになると需要を見込んで粗悪品が出回るので三越には注意してもらいたい。そして「我が国では運動は学校にのみ限られて居るが、欧米では～中略～総べて老若男女の別なく運動が盛んである」と述べている。

三越児童博覧会が示しているのは、学校中心であった体育、運動用具（スポーツ用具）の販売対象が子供（家庭）に広がったことである。これに伴い教育としての体育は、学校を超えてその範疇を家庭にまで広げてゆく。国家としての教育の一元化を目標にする我が国の教育界において、この体育の家庭への拡大は教育ヘゲモニーを増大するには十分な状況であった。

6 終わりに

坪井玄道が参与した様々な体育の場のつながりは、偶然の結果ではなく我が国の身体に関わる磁場の様相と教育界における体育のヘゲモニー獲得の様相によって用意された場であった。特に本研究が注目したのは、体育とスポーツの共闘関係と運動用具産業との協働関係であった。

現在の身体をめぐる磁場を考える時、この二つの関係は重要な視点と考えている。

参考文献

- ・安藤清次郎（1936）賣價八銭のボール，PP114-116．東京運動具製造販売業組合史（復刊），東京運動具製造販売業組合
- ・大久保英哲（2013）教育令期における小学校教師たちの「体操」科理解：1880（明治13）年・「石川県鳳至・珠州二郡教育協議会日誌」から，PP77-90．体育学研究 58
- ・加藤朋之（2024）我が国のスポーツ伝播の場に参加したアクターたち，PP22-25．日本体育・スポーツ・健康学会 第74回大会体育社会学専門領域発表抄録集第5号
- ・鈴木英夫（1984）明治期の普通体操の研究，PP49-62．横浜商大論集 17 卷．横浜商科大学学術研究会
- ・玉澤敬三（1936）ボールは如何にして造らるるか 美満津商店主人談，PP116-119．東京運動具製造販売業組合史（復刊），東京運動具製造販売業組合
- ・坪井玄道（1909）春の体育と運動具，PP11-13．みつこしタイムス第7巻第1号．三越百貨店
- ・東京高等師範学校（1911）東京高等師範学校沿革略志，三秀舎

- ・みつこしタイムス（1909）児童用品研究会規定，みつこしタイムス第7巻第9号．三越百貨店
- ・貞包英之（2012）近代における消費の変容：勸工場から百貨店，山形大学紀要（人文科学）第17巻3号
- ・山口昌男（1995）文化装置としての百貨店の発生，PP1-98．敗者の精神史．岩波書店

【編集後記】

まずは、このたびの令和8年熊本地震、ならびに千葉での豪雨災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、困難な状況の中、救助や支援にあたっておられる皆様に深く敬意を表します。

体育社会学専門領域編集委員会では、日本体育・スポーツ・健康学会第76回大会（主管校：北翔大学）に向けて発表抄録集をとりまとめ、ホームページに公開いたしました。ご多忙の中ご投稿くださった先生方、また編集作業にご尽力いただいた委員各位に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。今夏も例年に増して酷暑が続いております。大会にご参加予定の先生方には、くれぐれもご自愛のうえお越しいただければと存じます。

さて、今年、史上初の48カ国・3カ国共催で行われたFIFA World Cup 2026™は、世界中を熱狂の渦に巻き込んだ一方、大会後はFIFAの商業化・ガバナンスを巡る対立が表面化し、今もなお議論を呼んでいます。この一連の経緯は、巨大化するスポーツ組織のあり方そのものを問うものであり、体育社会学の立場からも批判的に検討すべき論点を多く含んでいます。誰のため、何のためのスポーツかという根源的な問いを、私たちに改めて突きつけているように思います。学際的かつ実践的な研鑽を積み重ねていく必要性を、自身への戒めとして受け止めています。

最後になりますが、抄録集の編集作業中、私の勤務校のある広島では例年通り、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式が営まれました。長崎においても長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典が行われました。平和と公正のうえに成り立つ体育・スポーツのあり方を、改めて考える機会となっています。

本抄録集が、参加される先生方同士の活発な議論につながれば幸いです。

体育社会学専門領域 編集委員会
委員 渡辺 泰弘

日本体育・スポーツ・健康学会 第76回大会 <主管校：北翔大学>

体育社会学専門領域 発表抄録集 第7号

2026年8月18日 発行

発行者 高峰 修（体育社会学専門領域 代表）

発行所 日本体育・スポーツ・健康学会 体育社会学専門領域

事務局 〒651-2187 兵庫県神戸市西区学園東町9-1

神戸市外語大学 常行泰子 研究室内